

令和7年3月定例会会議録（第1号）

令和7年3月4日 火曜日 午前10時00分開会
議長 佐藤 卓也 副議長 今田 浩徳

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	8番	鈴木法学	議員
9番	辺見孝太	議員	10番	渡部正七	議員
11番	新田道尋	議員	13番	伊藤健一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸 聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山 浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	高橋 学
上下水道課長	阿部和也	会計管理者長 兼会計課長	加藤 功
教育長	津田 浩	教育次長 兼教育総務課長	渡辺政紀
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	今田 新
監査委員	須田泰博	監査委員 局長	伊藤幸枝

選挙管理委員会会長 武田清治

農業委員会会長 浅沼玲子

選挙事務局局長 井上 徹

農業事務局局長 大江 周

事務局出席者職氏名

局長 山科雅寛

主事 小野一樹

局長補佐 高橋智江

主事 秋葉佑太

議事日程（第1号）

令和7年3月4日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

（一括上程、提案説明、採決）

日程第 3 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 4 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（上程、提案説明、質疑、討論、採決）

日程第 5 議会案第1号新庄市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 令和7年度施政方針の説明

（一括上程、提案説明）

日程第 7 議案第10号令和7年度新庄市一般会計予算

日程第 8 議案第11号令和7年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算

日程第 9 議案第12号令和7年度新庄市介護保険事業特別会計予算

日程第10 議案第13号令和7年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第11 議案第14号令和7年度新庄市水道事業会計予算

日程第12 議案第15号令和7年度新庄市下水道事業会計予算

日程第13 予算特別委員会の設置

（一括上程、提案説明、総括質疑）

日程第14 議案第16号新庄市課設置条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第17号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 議案第18号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第19号新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第20号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第21号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例及び新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第22号新庄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第21 議案第23号字の区域の変更について
- 日程第22 議案第24号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案等の予算特別委員会、常任委員会付託

(一括上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第24 議案第4号令和6年度新庄市一般会計補正予算(第12号)
- 日程第25 議案第5号令和6年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第26 議案第6号令和6年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第27 議案第7号令和6年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第28 議案第8号令和6年度新庄市水道事業会計補正予算(第5号)
- 日程第29 議案第9号令和6年度新庄市下水道事業会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

議事日程(第1号)に同じ

開 会

佐藤卓也議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者はありません。

これより令和7年3月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

佐藤卓也議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において、田中 功議員、新田道尋議員のお二人を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

佐藤卓也議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長山科正仁議員。

（山科正仁議会運営委員長登壇）

山科正仁議会運営委員長 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告申し上げます。

去る2月22日午前10時から議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副

市長、関係課長の出席を求め、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和7年3月定例会の運営について協議いたしました。

初めに、執行部から招集日を含めて提出議案についての説明を受け、協議を行った結果、会期につき、お手元に配付しております令和7年3月定例会日程表のとおり、本日から3月21日までの18日間と決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

このたび提出されます案件は、諮問2件、令和6年度補正予算6件、令和7年度予算6件、議案9件、請願1件、議会案1件、計25件であります。

案件の取扱いについて、本日、諮問第1号及び諮問第2号につきましては人事案件でありますので、提案説明の後、委員会の付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

また、議会案第1号の議会案1件につきましても、提案説明の後、委員会の付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

議案第10号から議案第15号まで令和7年度予算6件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明の後、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、同委員会に付託をして審査していただきます。

議案第16号から議案第24号までの議案9件につきましては、本日、本会議に一括上程し、提案説明の後、総括質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査していただきます。

議案第4号から議案第9号までの令和6年度補正予算6件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明の後、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は10名であります。よって、1日目5名、2日目5名で行っていただ

きます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

よろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から3月

21日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、会期は3月1日から3月21日までの18日間と決しました。

令和7年3月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要
第1日	3月4日	火	本会議	議場	午前10時	開会。人事案件(2件)の一括上程提案説明、採決。議会案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。令和7年度施政方針の説明。予算(6件)の一括上程、提案説明。予算特別委員会の設置。議案(9件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案等の予算特別委員会、常任委員会付託。補正予算(6件)の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。
			予算特別委員会	議場	本会議終了後	正副委員長の互選
第2日	3月5日	水	本会議	議場	午前10時	一般質問 渡部正七、鈴木啓太、辺見孝太、坂本健太郎、小嶋富弥の各議員
第3日	3月6日	木	本会議	議場	午前10時	一般質問 亀井博人、山科春美、田中 功、高橋富美子、佐藤悦子の各議員
第4日	3月7日	金	休 会			
第5日	3月8日	土	休 会			
第6日	3月9日	日	休 会			
第7日	3月10日	月	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査

会期	月 日	曜	会議別	場 所	開議時刻	摘 要
第8日	3月11日	火	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査
第9日	3月12日	水	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	令和7年度一般会計、特別会計、 水道事業会計、下水道事業会計予算 の審査
第10日	3月13日	木	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	令和7年度一般会計、特別会計、 水道事業会計、下水道事業会計予算 の審査
第11日	3月14日	金	休 会			本会議準備のため
第12日	3月15日	土	休 会			
第13日	3月16日	日	休 会			
第14日	3月17日	月	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	令和7年度一般会計、特別会計、 水道事業会計、下水道事業会計予算 の審査
第15日	3月18日	火	休 会			本会議準備のため
第16日	3月19日	水	休 会			
第17日	3月20日	木	休 会			
第18日	3月21日	金	本 会 議	議 場	午前10時	予算特別委員長報告、採決。常任委 員長報告、質疑、討論、採決。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 おはようございます。

それでは、私から諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき御意見を求めることについて、一括して御説明申し上げます。

本案は、本市の人権擁護委員のうち2名の方につきまして、令和7年6月30日をもって任期が満了するため、山形地方法務局より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦いたしますのは、引き続き推薦する方として長沢淳子さん。新たに推薦する方として、阿部隆子さんであります。参考といたしまして

諮問2件一括上程

佐藤卓也議長 日程第3諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第4諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号から諮問第2号までは一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適正・適任な方と存じますので、御審議いただき、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました諮問第1号及び諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

諮問第1号はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号はこれに同意することに決しました。

次に、諮問第2号はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号はこれに同意することに決しました。

日程第5 議会案第1号新庄市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

佐藤卓也議長 日程第5 議会案第1号新庄市議会

の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長山科正仁議員。

(山科正仁議会運営委員長登壇)

山科正仁議会運営委員長 それでは、私のほうから説明いたします。

新庄市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

議会案第1号新庄市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、会議規則第14条第2項の規定により御提出申し上げます。

提出者は、私、議会運営委員長山科正仁でございます。

改正の理由でございますが、議案末尾に記載してありますとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、主に法改正に伴う条項ずれの解消と罰則規定の懲役を拘禁刑に改めるものであります。

これらの改正につきましては、施行期日が一樣でないために、附則においてそれぞれ規定するとともに、所要の経過措置を設けることといたします。

以上、よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました議会案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は、討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議会案第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 令和7年度施政方針の説明

佐藤卓也議長 日程第6 令和7年度施政方針の説明をお願いいたします。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 改めまして、おはようございます。

私から令和7年度市政運営に関して施政の基本方針を申し上げ、議員各位をはじめ広く市民の皆様に御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、私にとりましては市長という大役を拝してから2回目の当初予算の編成となります。

市長就任以来、対話と決断、未来への責任を基本理念として掲げてまいりました。

急激な人口減少を背景とした市民生活や産業振興などあらゆる分野に今までにない深刻な課題が顕在化している状況にあります。これら諸課題を克服し、新しい発想とスピード感を持って取り組んでいく決意で、輝く未来へ 挑戦するまちづくりのスローガンの下、危機感を持って今回の予算編成を行ったところでございます。

現下の本市を取り巻く現状を見ますと、急激な物価高騰が進行し、地域経済や市民生活に大きな影響を及ぼしています。大企業を中心とした大幅な賃上げが進む一方で、中小企業や小規模事業者にとっては深刻な人手不足と人件費の増額化が経営上の大きな課題となっております。

また、全国的な人口減少問題はさらに深刻さを増しています。令和6年の本市の出生数は150人を下回り、想定を大幅に上回るペースで少子化が進行しており、少子高齢化が地域社会の維持にとって大きな構造問題となっております。

このような状況を乗り越え、若者や子育て世代が自らの未来と地域の将来に希望と夢を持って暮らしていけるよう、また、高齢者にとって安全で安心できるまちとして、新庄市の魅力をさらに高め、住み続けたいまち新庄市を目指して、今後も全力で取り組んでまいります。

このため、将来人口が減少する中においても希望を持って暮らしていける地域社会を構築していくため、デジタル技術などを活用しながら効率的で持続可能な行財政運営にも努め、必要とされる良質な公共サービスを提供していく体制を整えてまいります。

次に、近年、全国で頻発しております自然災害の対応についても大きな課題であると捉えております。

本市においても昨年7月に記録的な豪雨による災害が発生し、甚大な被害を及ぼしたことから、国県と連携しながら一日も早い復旧に努め

ているところであります。昨年の災害を教訓として、本市における防災危機管理体制をさらに強化し、災害に備えたまちづくりを推進してまいります。

近年の猛暑や集中豪雨、大型台風や豪雪等のこれまでにない深刻な異常気象や自然災害は、地球温暖化が大きな原因とされています。この課題に対する取組として、本市は昨年12月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとすることを目指し、市民、事業者、市が協力して脱炭素社会の実現に向けた取組を強化してまいります。

このため、市民生活や企業活動における再生エネルギーの導入などの取組のほか、環境教育の充実や鳥獣被害防止対策も含めた森林の維持整備などを進めてまいります。

以上の点を踏まえながら、市民一人一人が自分たちのまちに誇りと愛着を持つことができ、活力あふれる生活を送ることのできるよう、輝く未来へ挑戦するまちづくりに取り組んでまいります。

次に、令和7年度の主要事業についてそれぞれの施策の柱に沿ってその概要を申し上げます。

第1に、子ども・子育て支援の充実であります。

少子高齢化が進む本市においては、若者や子育て世代が希望を持って暮らし、活躍できるよう支援の充実を図り、未来を担う子供たちへ向けた投資を行うことが最も重要な取組であると考えております。

このたび策定いたします新庄市こどもスマイルプランに基づき、子育てに対する不安を和らげ、安心して子育てできる環境を整備するため、子育て世帯の経済的負担軽減や相談支援体制の強化、待機児童対策などの各種子供施策を総合的に推進してまいります。

その1点目として、子育て世帯の経済的負担軽減につきましては、これまで実施してきた国

民健康保険税の軽減や子供の医療費の無償化の継続はもちろんのこと、さらなる保育料の負担軽減を図るため、これまで保育料を半額としていた所得階層を無償化し、新たに保育料半額となる所得階層を拡充いたします。

また、学校給食についても、第2子半額・第3子全額補助を継続しながら、物価高騰による保護者の負担の軽減を充実するため、第1子への補助額をさらに増額いたします。

2点目として、相談支援体制の強化につきましては、現在、子育て世代の相談窓口として設置している子ども家庭総合支援拠点と、妊娠・出産・子育ての包括的支援拠点である子育て世代包括支援センターを、こども家庭センターとして機能を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供を対象として、出産前から子育て期にかけて切れ目のないワンストップ型の総合支援体制の強化を図ってまいります。

3点目として、放課後に子供が安全に過ごす居場所の1つである放課後児童クラブにつきましては、年々利用希望者が増加していることを踏まえ、関係機関との連携・協力により受入れ体制の拡充を図り、待機児童の解消に努めてまいります。

そのほか、現在整備を進めている新中部保育所（仮称）につきましては、本市の中心的な役割を担う保育施設として、保育士の研修機能の充実や集団保育が可能な医療的ケア児の受入れを予定し、令和8年度の開所を目指してまいります。

また、子育て世帯のニーズ調査や様々な方面からの御意見として、屋内型の子育て支援施設整備の御要望をいただいておりますので、この施設整備の在り方や方向性について検討を進めてまいります。

学校現場におきましては、年々児童生徒数が減少する一方で、特別な支援を必要とする児童生徒が増加している現状にあります。今後、福

社分野と教育分野の連携を図りながら、本市の教育の重点施策の1つとして特別支援教育に継続して取り組み、そのための支援体制をさらに強化してまいります。

また、妊娠を希望する方への支援として、不妊治療費への助成制度を継続しながら、新たな妊産婦への支援として、県立新庄病院と連携した宿泊型産後ケアを実施することにより、出産後の母親と赤ちゃんをサポートし、育児への負担軽減を図り、お子さんを望む家庭の支援を強化してまいります。

第2に医療・福祉の推進であります。

令和5年に新しい県立新庄病院が開院し、高度医療の提供体制が確保されるとともに、地域救命救急センターが設置されました。さらに、新庄市最上郡医師会の協力の下、充実した夜間休日診療の体制が構築されております。

しかしながら、市民の安心安全のためには、1次医療と2次医療が機能的に連携した地域医療の体制を構築することが重要であります。

そのためには、市民の日常的な診療や疾病の予防のためのかかりつけ医の普及と定着が非常に重要であります。現状ではかかりつけ医を担う医師数の不足と高齢化、さらには診療科の偏りなどの対応が課題と捉えております。

こうした課題に取り組むため、必要とされる診療科目や医療と福祉分野における市民サービスの需要などを把握するニーズ調査を行いながら、市民が安心して医療を受けることができる地域医療体制の確保を目指してまいります。

次に、健康寿命の延伸に向けた取組として、特定健診やがん検診の受診率の向上を図るとともに、疾病の早期発見や生活習慣の改善による重度化防止に努め、健診後の健康相談や健康教育を強化してまいります。

また、新たに骨粗鬆症検診費用を助成するほか、40歳及び50歳の節目の特定健診費用を無償化し、健診を受けやすい環境づくりに努めてま

まいります。

また、在宅医療と介護サービスの連携による切れ目のない支援を充実させるため、最上8市町村で運営する在宅医療・介護連携拠点「@ほ一むもがみ」において退院後のサポート体制を構築しており、病気や加齢によって生活に不安のある方が地域で安心して生活できるよう、県とも連携しながら支援に努めてまいります。

さらに、様々な要因により生活に困窮する方に対し、自ら家計を管理できるように支援するとともに、住まいの確保についても支援するなど、早期に生活再建ができるサポートをするための相談体制の強化を図ってまいります。

第3に安心・安全なまちづくりであります。

人口減少社会の中で市民が将来にわたって安心して住み続けることのできるよう、都市機能を維持しながら、持続可能で魅力あるまちづくりを目指し、立地適正化計画を策定いたしました。今後はこの計画に沿って、医療・福祉、商業など生活利便施設や住宅の誘導、公共交通等の再構築などの取組を進めながら、コンパクトで住みやすいまちづくりを進めてまいります。

このような中、年々増加する空き家は、老朽化や雪害による建物の倒壊や火災の発生、犯罪の温床となるなど、周辺住民の安全を脅かしかねない存在となっています。また、空き家が放置されることは地域の景観を損ね、まちの活力を失わせる要因にもなります。

一方で、良質な空き家は地域資源として活用できる可能性があり、空き家を改修して住宅や店舗などに活用することで、地域の活性化につながるものと考えております。

この課題解決に向けた取組を強化するため、令和7年度は空き家の全数調査により実態を把握するとともに、新庄市住みやすいまちづくり基金を活用し、最上地域空き家活用促進協議会とも連携しながら、空き家の利活用や除却支援、予防対策など総合的な空き家対策を集中的に推

進し、住みよいまちの再生と活性化を進めてまいります。

次に、雪対策につきましては、冬期間の安全な交通確保と市民生活の維持を図るため、市道及び生活道路の除排雪の充実に努めるとともに、流雪溝の整備を推進してまいります。

高齢者及び障がい者の玄関前除雪サービスは、豪雪地帯の本市において、冬期生活の負担軽減を図る上で必要不可欠なサービスであります。このサービス提供に必要な人材の不足が課題となっています。このため、除雪ボランティアとの連携を強化するなど、引き続き支援体制の構築に努めてまいります。

また、近年、自然災害が全国で多発していますが、本市においても昨年7月にかつてない豪雨災害に見舞われました。こうした災害の規模拡大や危険事案の多様化を踏まえ、本市の防災・災害対応を強化することが必要と捉え、改めて認識したところであります。

このため、災害や感染症など有事への初動対応に加え、全庁対応に係る指示等を担う防災危機管理の専門部署を新設するとともに、新たに災害対策に関する専門知識を有する地域防災マネジャーを任命し、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう組織を強化してまいります。

また、自主防災組織の活性化や避難所の在り方の検討など、地域防災力を高めるための取組を進めてまいります。

さらに、市内全域のハザードマップの見直しや防災備蓄物資の適正な配置、排水ポンプの追加配備など、計画的な災害対策に努めてまいります。

加えて、年々、夏季における猛暑日や熱帯夜などとなる日数が増加していることに対応するため、昨年7月に熱中症対策アクションプランを策定いたしました。

この熱中症対策の重点プロジェクトとして、家庭用エアコンの購入補助や、市内店舗や公共

施設をクーリングシェルターとして活用するなど、市民、事業者、行政が一体となって熱中症対策を推進し、市民の生命・健康を守り、安心・安全なまちづくりを進めてまいります。

第4にデジタル技術活用によるDXの推進であります。

デジタル技術の進展により各種サービスのデジタル化の機運が飛躍的に高まる中、地方自治体の市民サービスのデジタル化についても本格的な取組が求められています。

本市のデジタル化推進計画では、市民サービスの向上、行政の効率化、地域活性化の3つの柱を実現するためのDXの推進を基本方針としております。

まず、1点目の市民サービスの向上を実現するためのDXとしては、本市におけるマイナンバーカード等のデジタルの力を最大限に活用することで書かない窓口を実現し、窓口手続における市民の利便性向上を目指してまいります。

また、各種証明書コンビニ交付については、期間限定で大幅に交付手数料を減額するキャンペーンを実施することにより、マイナンバーカードやコンビニ交付の利便性の周知を図り、より一層の利用拡大と市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、2点目の行政の効率化を実現するためのDXとしては、生成AI等のデジタル技術の活用による業務の効率化と職員の負担軽減を図ることで、より専門的な業務に人的資源を集中し、さらなる行政サービスの向上につなげてまいります。

さらに、3点目の地域活性化を実現するためのDXとしては、本市の基幹産業である農業分野において農業従事者の減少と生産水準の維持に対応するため、デジタル技術を活用したスマート農業に取り組んでまいります。

このため、本年2月に本市と東北農林専門職大、南東北クボタの3者による連携協定を締

結し、スマート農林業に関する地域サービスの向上と普及拡大や研究開発、人材育成など地域創生の実現を目指す取組を推進していくこととしたところであります。

さらに、令和7年度当初予算において、情報通信環境の整備に向けた調査、計画策定を実施し、農業インフラの管理の省力化・高度化を図るためのスマート農業の実装を推進してまいります。

これに加えて、将来的にはさらに情報通信環境の整備が進むことで、農業分野以外への活用も想定されることから、さらなる調査・研究を進めていきたいと考えております。

また、教育分野においても、市内小中義務教育学校の全ての普通教室に大型モニターを導入し、児童生徒のタブレット端末と連動した授業が行えるような環境整備を進めるとともに、学習支援ソフトも併せて導入するなど、子供たちが学びやすい環境の充実に努めてまいります。

このような行政のデジタル化の推進のためには、民間企業などから専門的な知見を有する人材を招聘し、積極的に活用することが重要であります。

本市においても、高度な専門性と経験を有するデジタル人材を外部から登用し、職員の意識改革、システム導入時の助言、さらには次期デジタル推進計画策定のサポートなどを通じ、実効性の高いデジタル化を全庁的に推進してまいります。

第5として、ゼロカーボンシティ・環境保全の推進であります。

昨年12月に本市はゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すことを表明いたしました。将来にわたって市民が安心して暮らすことができる環境を次世代に引き継ぐため、市民や事業者の皆様と連携して地球温暖化対策を積極的に推進し、ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んで

まいります。

この実現に向けては、市民、事業者、市が一体となって環境に対する意識を高め、より効果的な地球温暖化対策の取組を推進するため、地球温暖化対策実行計画を策定し、本市の自然的社会的条件に応じた自然環境の保全、市民生活への再生可能エネルギーの導入支援、事業者の省エネ対策支援、環境教育の推進、公用車への電気自動車の導入など、カーボンニュートラルに向けた取組を推進してまいります。

次に、未来につながるひとづくり・産業振興・観光交流であります。

若者を中心とした市民がまちづくりへ参加することを促進し、地域の活性化を図るため、ガバメントクラウドファンディングを活用したふるさと納税の寄附金を原資として、地域の活性化や地域課題の解決につながる活動を行う個人、団体に対し補助金を交付し、未来を担う若者の活躍を後押ししてまいります。

次に、産業振興についてであります。人口減少に伴う人手不足、エネルギーや原材料の物価高騰や人件費の高騰、デジタル技術への対応、さらには環境意識の高まりへの配慮など、企業活動を取り巻く環境は急速に変化しております。

本市が持つ資源や強み、ポテンシャルを生かし、企業も地域経済全体も将来にわたって持続可能で成長していく産業振興を目指していくことが重要であると考えております。

そのためには、人手不足や企業活動のコストアップの課題を踏まえながら、いかにして付加価値の高い企業活動を目指すかや、若者が定着する産業というのはどのようなものかなど、東北農林専門職大学などの高等教育機関との産学官連携の可能性なども念頭に置きながら、将来を見据えた新たな産業施策を検討していく必要があります。

このため、令和6年度に市内の既存立地企業に対して実施した立地ニーズ等のアンケート調

査のデータを基に、専門業者の視点による多方面からの分析や各企業へのヒアリングを実施し、本市における持続可能な産業施策の方向性を示す産業振興ビジョンを策定してまいります。

その中で魅力ある働く場づくりを推進していくことが、若者や女性が地元に着住し、地域が活性化していくための重要な要素であると考えております。

次に、エコロジーガーデンにおいて整備を進めております道の駅につきましては、名称を「新庄エコロジーガーデン原蚕の杜」とし、令和7年秋のオープンを目指しております。駐車場のほか、トイレや休憩スペースを有する情報発信施設を整備することで利便性の向上を図り、エコロジーガーデンがより一層市民に愛され、魅力ある交流スポットとして親しまれるよう取組を推進してまいります。道の駅開業後は、指定管理者制度を活用した官民連携により、民間の柔軟な発想力と創意工夫を最大限に生かすことのできる運営手法の導入を目指してまいります。

また、インターチェンジ付近の道の駅につきましては、昨年より最上8市町村による勉強会を開催し、行政としての主要課題など整理を行っておりますが、引き続き、より具体的なコンセプトや必要な機能、官民連携のイメージなどについて具体的検討を進めてまいります。

また、民間組織では道の駅と連携したDMOについて研究していると伺っておりますので、官民連携により早期の検討会の再開を目指して取り組んでまいります。

次に、観光交流についてであります。訪日外国人旅行者数は、近年の円安などを追い風として過去最高を記録するなど、アジア圏を中心としたインバウンドが盛り上がりを見せております。

令和5年に国際友好交流協定を締結した台湾の南投県草屯鎮との交流事業につきましては、

昨年7月に私が団長となり新庄市訪問団が台湾草屯鎮への表敬訪問を行ったほか、市内の小学生も現地の子供たちとスポーツを通じた交流を行いました。

令和7年度につきましては、この交流の流れを加速させるため、アウトバウンドの促進に向けて草屯鎮への旅行商品に対する補助制度を創設し、双方向の交流をいわゆる「ツーウェイリズム」の拡大を図ってまいります。

また、新たに台湾出身の地域おこし協力隊2名を配置し、台湾との交流推進を目的とした情報発信を強化するとともに、新庄の自然を生かした新たな観光コンテンツの開発など、関係団体と連携してインバウンド誘致による交流拡大を図ってまいります。

観光振興の柱となる新庄まつりにつきましては、本年270年の記念の年を迎えるに当たり、地域固有の重要な財産として長年受け継がれてきた伝統と市民の思いを後世に伝えるとともに、新たな歴史を刻んでいくことを目的に、270年祭記念事業を実施いたします。

そして、いよいよ今年、初代新庄藩主戸沢政盛公が1625年に新庄城を築城し、領内を開いてから400年を迎えます。これまでの歴史や文化を振り返るとともに、郷土新庄への愛着と誇りを高め、未来につながる人づくり、まちづくりに資するため、新庄開府400年記念事業を実施いたします。

歴史・文化の再認識、次世代への継承、交流人口・関係人口の増加を基本コンセプトとして、次代を担う子供たちと共に地域のさらなる発展につなげる機会となるよう取り組んでまいります。

9月28日に実施いたします記念式典におきましては、新庄藩の歴史に関する基調講演のほか、総合アドバイザー今村翔吾氏のプロデュースによる「ダンスプロジェクト羽州ぼろ鳶組」の披露をはじめ、市民の皆様が夢や希望を抱き、新

庄の未来への発展と持続可能性の創造を実感できるような内容となるよう取り組んでまいります。

このほか、開府400年記念事業として、藩祖政盛公ゆかりの自治体による戸沢サミットの開催や、市民が主体となり自ら企画提案する市民提案事業の実施、市内小中学生によるふるさと探究学習事業などを計画しております。

また、名誉市民であります人間国宝奥山峰石氏の特別企画展を東京都北区と連携して開催するほか、同じく名誉市民であります洋画家近岡善次郎氏の特別展の開催や新庄藩ゆかりの収蔵品などを展示する宝物展、新庄藩の歴史や文化を親子で学ぶ親子ふるさと歴史探訪など、新庄の歴史や文化をさらに深掘りする事業を開催する予定としております。

新庄開府400年記念事業の実施に当たりましては、市民の皆様と一体となつてつくる事業となるよう取り組むとともに、市内外から多くの方々に参加いただけるよう、効果的な周知を図りながら、新庄まつり270年祭との相乗効果による一層の情報発信と誘客拡大に努め、取り組んでまいります。

最後に、私は市長就任当初から、対話を通じて市民の皆様一人一人の声に寄り添ったまちづくりを進めていくことを申し上げてまいりました。

これまで区長と市長のまちづくり会議を実施するとともに、希望する町内会や市民グループの皆様と対話する場としてまちづくりミーティングを開催してまいりました。今後は、さらにその機会を増やし、市民が抱えている課題やニーズをお聴きしながら、市民参加型のまちづくりを目指してまいります。

そのためには、市の情報を積極的に発信することで市民に情報が十分届くことが大変重要であると考えております。このため、わが街ポータル「かむてんチャンネル」や市ホームページ

の充実、市公式LINE、各種SNSの運用など、一層の情報発信の強化を図ってまいります。

さらに、ショート動画などの時代の変化に応じた新たな情報発信ツールの活用も積極的に取り組み、より多くの市民の皆様に、より効果的に情報をお届けできるように努めてまいります。

終わりに、新年度を迎えるに当たり、市政運営に関しての基本的な考えと主な事業の概要について申し上げます。

本市を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、様々な分野において克服していかなければならない課題が山積しております。人口減少がさらに進行していく中、安定的かつ持続可能な行財政運営に努めながら、市民の皆様と共に「輝く未来へ 挑戦するまちづくり」に邁進してまいります。

市民の皆様、議員の皆様にはなお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。令和7年度の施政方針といたします。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

議案6件一括上程

佐藤卓也議長 日程第7議案第10号令和7年度新庄市一般会計補正予算から日程第12議案第15号令和7年度新庄市下水道事業会計予算までの議案6件を会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第15号までの議案6件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 議案第10号から議案第15号までの新庄市一般会計及び特別会計並びに水道及び下水道事業会計の令和7年度当初予算について御説明申し上げます。

令和7年度予算につきましては、子ども子育て支援をはじめとした6項目を重点課題として整理し、課題解決に向けた取組を実施し、着実に進めてまいります。

初めに、子ども・子育て支援の充実につきましては、子育て世帯の経済負担を一層軽減するため、子育て世帯保育料負担軽減事業や学校費給食費補助事業などを拡充してまいります。また、こども家庭センターを設置し、各種相談体制を強化してまいります。

医療・福祉の推進につきましては、市内の医療体制の確保を目的といたしまして、新たに地域医療確保対策事業に取り組んでまいります。

安全・安心なまちづくりにつきましては、昨年の豪雨災害を教訓としたハザードマップの更新、避難所用備品の整備や指揮車などの整備など、本市の防災力を強化いたします。また、本市におけるまちづくりの課題である空き家対策事業を拡充してまいります。

デジタル技術活用によるDXの推進につきましては、児童生徒へのタブレット端末を更新し、全ての普通教室に大型モニターを設置いたします。書かない窓口の導入やスマート農業の推進など、DXの取組を加速してまいります。

ゼロカーボンシティ・環境保全の推進につきましては、地球温暖化対策実行計画を策定し、電気自動車の導入や太陽光発電の設備に対する補助制度を創設するなど、脱炭素社会の実現に

向けた取組を進めてまいります。

最後に、未来につながるひとづくり・産業振興・観光交流についてであります。本市の産業振興に向けた基本方針などの産業振興ビジョンを策定してまいります。

また、観光交流につきましては、エコロジーガーデン道の駅オープンに向けて実施する準備を進めてまいります。オープンに向けて着実に準備を進めてまいります。

特に、初代藩主戸沢政盛公が領内を開いてから400年に当たる今年、式典や特別行事など新庄開府400年記念事業を展開してまいります。

また、270年という大きな節目を迎える新庄まつりにつきましては、新庄開府400年記念事業と連携し、新庄まつり270年記念事業を実施してまいります。

以上、御説明申し上げました各事業を中心としながら、市民の暮らしに直結する課題・要望などに的確に対応するとともに、第5次新庄市総合計画に基づく事業を着実に推進することを予算編成方針の根幹に据え、令和7年度の当初予算を編成いたしました。

その結果、一般会計の予算総額は199億3,500万円となり、前年度との比較は4億3,500万円、率にして2.2%増、過去最大となる大型予算となっております。

以上、当初予算編成の概要について御説明申し上げましたが、一般会計の詳細及び3特別会計につきましては財政課長に、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては上下水道課長に説明させますので、御審議いただき御可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

(小関 孝財政課長登壇)

小関 孝財政課長 それでは、私から議案第10号令和7年度新庄市一般会計予算から議案第13号後期高齢者医療事業特別会計予算案について御説明申し上げます。

まず最初に、議案第10号令和7年度一般会計予算案について御説明申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

一般会計の予算総額は第11条でございます。歳入歳出それぞれ199億3,500万円となり、令和6年度比で4億3,500万円、率にして2.2%の増となっております。

第2条と第3条につきましては、後ほど御説明申し上げます。

第4条の一時金・借入金につきましてはその最高額を前年度と同額の15億円と定めまして、第5条におきましては人件費に関する歳出予算の流用について定めております。

4ページから6ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど御確認いただきたいと思っております。

続きまして、9ページです。

9ページの第2表債務負担行為でございます。新たに債務負担行為を設定するものとして、新中部保育所備品購入費、限度額を657万5,000円、第3次新庄市総合雪対策基本計画策定業務委託、こちらは限度額を1,672万円としてございます。いずれも期間は令和7年度から8年度にかけてと設定してございます。

次に、第3表地方債です。令和7年度の市債として、第2庁舎改修事業負担をはじめとする19件でございます。総額は12億4,070万円で前年度比5億620万円の減となっております。

歳入歳出ともに各款の予算額と前年度予算額の比較につきましては、13ページ、14ページの事項別明細書のとおりでございます。各款の予算額につきましてはこちらを御参考いただきたいと思っております。

次に、15ページでございます。

15ページからの歳入について御説明いたします。

1款の市税ですが、款の合計額は45億7,970万7,000円で、前年度比で2億852万5,000円の

増となりました。これは、個人市民税が定額減税の終了によりまして1億5,687万6,000円の増、それから、16ページの固定資産税が5,845万8,000円の増となっております。

17ページの市たばこ税は1,070万6,000円の減となっております。

次に、18ページです。

18ページの上段、2款地方譲与税から20ページの9款環境性能割交付金までです。こちらは6年度の決算見込みと7年度の地方財政計画上の伸び率を勘案して計上してございます。

次に、20ページの中段です。

10款3項の定額減税減収補填特例交付金につきましては、定額減税の終了により皆減となっております。

11款の地方交付税は、地方財政計画の伸び率や事業補正などを考慮しまして、2億1,900万円増の50億2,500万円と見込んでおります。

21ページ。

21ページからの13款分担金及び負担金は588万円の減、22ページからの14款使用料及び手数料は68万9,000円の減と見込んでおります。

次に、24ページの15款国庫支出金であります。国庫支出金は32億8,208万7,000円となりまして、6億5,539万8,000円の増となっております。

これは旧北辰小学校校舎の解体に対する社会資本整備総合交付金、こちらは9,622万8,000円減少しましたがけれども、児童手当の負担金が法改正による対象者数の増加に伴いまして、1億4,463万3,000円増えてございます。

それから、民間立保育所など施設整備費補助金が1億6,182万5,000円増えたこともありまして、全体では25%ほど増加しているということでございます。

次に、27ページです。

27ページからの16款県支出金であります。これは15億7,885万2,000円となりまして、7,630万6,000円の減となっております。

農業水路等長寿命化・防災減災事業推進交付金が3,900万円、小規模農地など災害緊急復旧事業費補助金が3,676万3,000円増えた一方で、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金こちらが1億4,058万4,000円減少したことなどから、結果としては4.6%の減となっております。

次に、32ページであります。

32ページの18款寄附金です。ふるさと納税寄附金は今年度の実績を勘案しまして5,000万円増の10億5,000万円としまして、企業版ふるさと納税分は110万円を計上しております。

19款の繰入金は10億1,905万8,000円となりまして、1億5,668万6,000円の増でございます。これは保育所建設事業ですとかそのほかの大規模建設事業、それから臨時的なソフト事業の財源としまして、財政調整基金、それから主要施設整備基金から合わせて5億円。また、ふるさと納税寄附金を原資としますまちづくり応援基金から5億円の繰入金を計上しております。

続きまして、35ページです。

35ページの22款市債であります。市債は12億4,070万円です。5億620万円の減としております。

まず、臨時財政対策債が皆減となりました。明倫中学校……失礼しました。新中部保育所の建設工事に伴う保育所建設事業債と、新庄中学校の非常階段の改修の終了に伴う学校教育施設改修事業債の減が主な要因でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

37ページとなります。

37ページの歳出について。

まず、1款の議会費1億8,400万7,000円で239万7,000円の増、率にして1.3%の増となっております。

38ページからの2款総務費は30億3,968万円となりまして、3億7,737万7,000円、14.2%の増となりました。

1項1目の一般管理費には、6年度の退職者と7年度の新規採用者との差額分とか、会計間

の異動に伴う職員の給与費を措置してございまして、全体としては1,642万7,000円の増となっております。

なお、一般会計全体における人件費ですが、9,145万円の増でございます。

特別職、それから一般職の給与費は126ページからの給与費明細に記載してございます。後ほど御確認いただきたいと思っております。

続きまして、42ページでございます。

42ページからの7目企画費です。

44ページのふるさと納税事業費は5,000万円増の10億5,000万円の寄附金を見込んでおります。それから、新たに市民募集型ガバメントクラウドファンディング補助金を計上してございます。

46ページです。

46ページからの電算管理事業費には、地理情報システムの更新と庁内システムの標準化に係る費用を計上してございます。

次に、52ページです。

52ページからの3項戸籍住民基本台帳には、53ページになりますけれども、書かない窓口の導入に係る費用を計上してございます。

54ページからの4項選挙費は、令和7年度執行予定の参議院議員通常選挙に係る費用を計上してございます。

続きまして、民生費です。57ページになります。

57ページからの3款民生費は69億4,089万4,000円となりまして、1億6,155万2,000円、2.4%の増となっております。

60ページの4目障がい者自立支援費は、介護給付費、それから訓練など給付費として10億5,517万7,000円を計上してございます。

61ページの5目老人福祉費には、前年度に引き続きまして、地域福祉基金積立金、これが2,005万6,000円。

62ページの6目介護保険費には、介護保険事

業特別会計への繰出金 5 億5,019万1,000円を計上してございます。

2 項の児童福祉費の主な事業ですが、64ページになります。

64ページの公立保育所施設整備事業費に、令和8年度の開所を目指しまして新中部保育所の建設工事に要する費用を計上してございます。

65ページ、2 目の児童母子措置費は 1 億157万8,000円の増となっておりますが、主には児童手当の対象年齢の拡大によるものであります。それから、こども家庭センターの設置に必要な費用を新たに計上してございます。

2 項の児童福祉費全体では1,675万1,000円の増となっております。児童福祉の全体にわたりまして、保育料負担軽減の拡充これらの事業を含めまして、子育て支援の様々な施策展開に資する予算の編成となっております。

続きまして、4 款衛生費です。69ページになります。

69ページの4 款衛生費は12億2,612万6,000円で6,231万3,000円、5.4%の増となりました。

1 目の保健衛生総務費の地域医療確保対策事業でございます。これは本地域の診療科について県のデータでは、特に眼科、小児科、産婦人科が少ないとされてございます。本市の医療確保対策を進めるに当たって、まずは市民ニーズの調査を行うということで必要な費用を計上してございます。

それから、産後ケア事業の内容を拡充しております。

続きまして、74ページです。

74ページの2 項清掃費、2 目の塵芥処理費は 6,847万8,000円の増です。こちらは最上広域分担金の増が主な要因となっております。

76ページの5 款労働費は、前年度と同額の 3,014万3,000円でございます。

6 款の農林水産業費は 9 億1,537万4,000円となりまして、1 億9,622万9,000円、17.7%の減

となっております。

77ページです。

77ページからの1 項3 目農業振興費は520万5,000円の減でございます。果樹園芸振興事業などの減、それから魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金こちらも減、こういったことによるものでございます。

79ページです。

79ページの4 目畜産業費は、畜産所得向上支援事業費補助金が大幅な減となったことから、2,497万7,000円の減となっております。

80ページの5 目農地費は9,410万2,000円の増となっておりますけれども、県営土地改良事業費、それから農業水路等長寿命化・防災減災事業の増、これが主な要因でございます。

それから、スマート農業の推進をしていく上で必要となります情報通信環境整備対策計画を作成するための費用を新たに計上してございます。

次に、80ページの8 目農村環境改善センター費が 1 億1,280万8,000円の減となりましたが、多目的ホールの解体工事が皆減となったことによるものであります。

83ページです。

83ページの2 項1 目林業振興費は 1 億3,928万8,000円の減でございますが、これは林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の減少によるものであります。

84ページからの7 款商工費です。

7 款商工費は 6 億4,216万7,000円で、3,888万6,000円、6.4%の増となりました。

1 項2 目の商工振興費、85ページの工業振興対策事業費に、産業振興に向けた基本方針などを示す産業振興ビジョンの策定に必要な費用を新たに計上してございます。

86ページです。

86ページの緊急対策事業費は、産業立地促進資金融資制度預託金が4,051万3,000円の減とな

りました。目の全体としては4,963万6,000円の減となっております。

3目の観光費は9,211万2,000円の増であります。観光振興対策事業費に新庄まつり270年祭負担金、それから、道の駅新庄エコロジーガーデン原蚕の杜、これのオープンに向けた費用を計上してございます。

次に、91ページ、8款の土木費です。

8款土木費は全体で21億1,533万4,000円で、1億5,446万円、6.8%の減となっております。

92ページ、2項2目の道路維持費は、交通災害共済基金の清算金、こちらを活用した交通安全対策が終了したため、8,917万5,000円の減となっております。

次に、95ページからの都市計画総務費でございます。

4項1目都市計画総務費は、道の駅新庄エコロジーガーデン原蚕の杜の7年度中のオープンを目指して必要な費用と、新庄インターチェンジ付近道の駅の検討会の早期再開を目指しまして、勉強会の費用を引き続き計上してございません。

97ページです。

97ページの5項1目住宅管理費は、総合的な空き家対策を集中的に推進するとしまして、空き家対策事業費を増額するなど、目の全体としては2,288万円の増となっております。

次に、99ページ、6項1目の除排雪費です。

除排雪費は、道路に係る除排雪業務委託料と除排雪の車両借上料合わせて約3億2,000万円を計上してございます。

100ページ、2目の雪総合対策費には、流雪溝の整備事業などにかかる費用としまして総額9,567万円を計上しまして、雪に強い安全で快適なまちづくりをさらに推進してまいります。

101ページ、9款消防費です。

9款消防費は8億8,222万7,000円となりまして、977万3,000円、1.1%の増となっております。

ます。

2目の非常備消防自動車購入費は、指揮広報車の導入に必要な費用となっております。

102ページ、3目の消防施設費は2,333万7,000円減少しておりますが、これは中核工業団地の配水管布設工事の終了によるものでございます。

次に、103ページ、5目の災害対策費ですが、これは地域防災力の強化のため、ハザードマップの更新に係る費用と防災備品の充実を図るための費用を計上しております。3,488万3,000円の増となっております。

次に、104ページからの10款教育費です。

教育費は23億3,978万3,000円となりまして、1,808万2,000円、0.8%の増でございます。

1項2目の事務局費は、通学手段確保対策事業のスクールバス更新事業など3,820万8,000円の増となっております。

105ページからの1項3目教育指導費です。児童生徒の個別支援事業など、会計年度任用職員の人件費が増となっております。

107ページからの1目学校管理費は2億4,999万9,000円の減となっておりますが、旧北辰小学校の解体工事の費用の減、こちらが主な要因であります。

108ページ、2目教育振興費の小学校ICT教育振興事業費、それから、3項の中学校費と4項の義務教育学校費も同じなのですけれども、大型モニターの導入に必要な費用と児童生徒用のタブレット端末の更新費用を計上してございます。

110ページです。

110ページ、3項中学校費の1目学校管理費は、新庄中学校の非常階段改築工事の完了によりまして、1億54万8,000円の減となりました。

続いて、114ページ、5項の社会教育費についてであります。

社会教育費は、1目の社会教育総務費、こち

らは新庄開府400年記念事業を各種展開するために3,000万円を計上してございます。

次に、116ページ、2目市民プラザ費、減となっておりますが、これは照明のLED化に係る費用の減によるものであります。

117ページ、4目の図書館費です。図書館費は、エレベーターの改修工事と照明のLED化に係る費用を計上してございます。

次に、5目の市民文化会館費は、小ホールの舞台照明設備改修工事の完了に伴い、減となっております。

6目の文化財保護費は1,945万円の増となっておりますが、新庄藩主戸沢家墓所7号棟保存修理に係る費用を計上してございます。

119ページです。

119ページの8目ふるさと歴史センター費は、空調設備の改修工事請負費の減により2,323万7,000円の減となりました。

120ページ、9目雪の里情報館費と10目のわくわく新庄費には、照明のLED化に係る費用を計上してございます。

122ページ、12目体育施設費、こちらは5,345万8,000円の増となっておりますが、市民球場の投光器LED化に必要な費用を計上したことによるものであります。

123ページの11款災害復旧費は、昨年の豪雨災害からの農地復旧に係る補助金を計上してございます。

124ページ、12款公債費でございます。

公債費は14億4,668万円となりまして、3,728万円、率にして2.5%の減となっております。

以上で一般会計の説明を終わりにしまして、続きまして特別会計に入らせていただきます。

147ページをお開きください。

147ページは、議案第11号国民健康保険事業特別会計予算案でございます。

歳入歳出予算額は30億8,788万9,000円となりまして、6年度比で4億1,028万3,000円、

11.7%の減でございます。

第2条に一時借入金の限度額を1億円と定めまして、第3条には歳出予算の流用は保険給付費に限定すると定めてございます。

154ページからの歳入を御覧いただきたいと思っております。

1款国民健康保険税は5億2,740万8,000円で422万5,000円の減としてございます。

3款県支出金の保険給付費など交付金は2億8,629万1,000円で、3億4,982万6,000円の減でございます。

155ページ、5款の繰入金は、一般会計繰入金が1億4,774万9,000円で4,594万8,000円の減となっております。

159ページからの歳出は、2款保険給付費であります。22億5,163万4,000円となりまして、3億4,953万6,000円の減となっております。

160ページの3款国民健康保険事業費納付金は、県への納付金として合わせて7億5,073万6,000円を計上しておりますが、6,428万7,000円の減となっております。

169ページであります。

169ページが、議案第12号介護保険事業特別会計予算案でございます。

歳入歳出予算額は38億3,327万1,000円で3,391万6,000円、0.9%の増となっております。

第2条の歳出予算の流用につきましては、保険給付費内に限定するとしてございます。

176ページからの歳入でございます。

歳入。1款の保険料は7億8,611万4,000円となりまして、376万8,000円の増となっております。

4款の国庫支出金は、1項と2項合わせて9億2,851万円となりまして、791万7,000円の増でございます。

177ページ、5款の支払基金交付金は721万9,000円の増となっております。

歳出につきましては182ページになります。

182ページの歳出につきまして、2款保険給付費、各サービス等給付費は、合計で35億9,528万7,000円、2,733万4,000円の減となっております。

続きまして、議案第13号です。

197ページを御覧いただきたいと思えます。

197ページ、議案第13号後期高齢者医療事業特別会計予算案でございます。

歳入歳出予算額は5億5,645万2,000円となりまして320万2,000円、0.6%の減となっております。

204ページからの歳入につきましては、1款の保険料が3億8,729万2,000円となりまして、296万1,000円の減となっております。

歳出は207ページです。

207ページの歳出、3款後期高齢者医療広域連合納付金が5億3,574万8,000円となりまして、602万1,000円の減でございます。

以上で、令和7年度の一般会計それから特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。

御審議いただいた上に御可決賜りますよう、何とぞよろしくお願ひいたします。

佐藤卓也議長 阿部上下水道課長。

(阿部和也上下水道課長登壇)

阿部和也上下水道課長 私からは、議案第14号令和7年度新庄市水道事業会計予算及び議案第15号令和7年度新庄市下水道事業会計予算につきまして、別冊の令和7年度新庄市上下水道事業予算書により御説明申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。

議案第14号令和7年度新庄市水道事業会計予算でございます。

水道事業会計につきましては、人口減少などに伴い、給水収益の減少傾向が続く厳しい経営状況ではございますが、将来にわたり安全安心な水道水を供給していくための予算編成いたしました。

第2条業務の予定量につきましては、給水件

数は1万4,365件、年間総給水量は362万9,800立方メートル、1日平均給水量は9,945立方メートル。主要な事業として、建設改良事業費は3億8,054万1,000円といたします。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

水道事業収益は10億4,239万2,000円。水道事業費用は9億7,520万8,000円を予定しております。

2ページを御覧ください。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。

資本的収入は7,556万3,000円、資本的支出は4億8,761万9,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億1,205万6,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填してまいります。

第5条債務負担行為につきましては、畑送水ポンプ場水道施設災害復旧工事について、工事の期間を令和8年度まで、事業費の限度額を1億1,547万4,000円と定め行うものであります。

第6条予定の支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用との間とします。

第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費を5,389万7,000円、交際費を1万円とします。

第8条他会計からの補助金につきましては、一般会計から水道事業会計補助を受ける金額を143万1,000円とします。

第9条棚卸資産購入限度額は913万2,000円とします。

3ページからは、予算実施計画、令和7年度予定キャッシュ・フロー計算書など予算に関する説明を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

以上、議案第14号令和7年度新庄市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

続きまして、予算書の22ページを御覧ください。

議案第15号令和7年度新庄市下水道事業会計予算でございます。

下水道事業会計につきましては、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るために、汚水管渠の整備、浄化センターのストックマネジメント計画の策定及び耐震診断、市街地の内水浸水対策を講じていくための予算編成といたしました。

第2条業務の予定量であります。公共下水道事業につきましては、接続件数は8,151件、年間総排水量は229万460立方メートル、1日平均排水量は6,275立方メートル、主要な事業として、建設改良事業費は2億4,565万円といたします。

農業集落排水事業につきましては、接続件数は490件、年間総排水量は21万7,792立方メートル、1日平均排水量は597立方メートルといたします。

続きまして、第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

公共下水道事業の下水道事業収益は8億9,627万9,000円、農業集落排水事業の下水道事業収益は8,961万2,000円を予定しております。

23ページを御覧ください。

公共下水道事業の下水道事業費用は8億9,537万7,000円、農業集落排水事業の下水道事業費用は8,941万4,000円を予定しております。

続きまして、第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。

公共下水道事業の資本的収入は4億5,833万3,000円、農業集落排水事業の資本的収入は1,805万1,000円を予定しております。

24ページを御覧ください。

公共下水道事業の資本的支出は7億1,934万6,000円、農業集落排水事業の資本的支出は3,257万4,000円を予定しております。

なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額2億7,553万6,000円は、当年度損益勘定留保資金等で補填してまいります。

第5条債務負担行為につきましては、水洗便所改造等の資金利子補給について、期間及び限度額を記載しております。

第6条は公共下水道事業の企業債について記載しており、第7条一時借入金の限度額は5億円とします。

第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用との間とします。

25ページを御覧ください。

第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費の5,648万6,000円とします。

第10条他会計からの補助金として、一般会計から下水道事業会計への補助金は3億316万2,000円とします。

26ページからは、予算実施計画、令和7年度予定キャッシュ・フロー計算書など予算に関する説明を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上、議案第15号令和7年度新庄市下水道事業会計予算について御説明申し上げました。

御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

日程第13 予算特別委員会の設置

佐藤卓也議長 日程第13予算特別委員会の設置を議題といたします。

議案第10号令和7年度新庄市一般会計予算から議案第15号令和7年度新庄市下水道事業会計予算までの令和7年度の各予算の審査をするため、委員会条例第6条第1項の規定により予算

特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決しました。

予算特別委員会委員の選任

佐藤卓也議長 これより、ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において予算特別委員会を開催し、委員長の互選を行っていただきますので、御参集よろしくお願い申し上げます。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

議案9件一括上程

佐藤卓也議長 日程第14議案第16号新庄市課設置

条例の一部を改正する条例についてから日程第22議案第24号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてまでの議案9件を、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第24号までの議案9件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 議案第16号新庄市課設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、頻発する自然災害等への対応を強化して、市民の安全安心な暮らしを確保するなど、時代の要請に配慮しながらより効果的、効率的な市政運営を図ることを目的とし、行政組織の改編及び各課の分掌事務見直しを行うため、必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、防災危機管理等に関する事務を一元的に所掌する防災危機管理課を新設するとともに、現在の環境課が所掌する事務の一部を市民課、農林課及び都市整備課に所掌させることといたします。

さらに、環境課の名称を環境エネルギー課に変更し、環境保全や地球温暖化対策、エネルギー施策の推進を強化するとともに、必要な規定の整備を行うものであります。

施行日は令和7年4月1日といたします。

次に、議案第17号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、仕事と育児及び介護を両立することを目的とした、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、この一部が令和7年4月1日に

施行されることに伴い、必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、時間外勤務の免除申請に係る子の年齢を引き上げるとともに、子を看護するため休暇について対象となる子の年齢を引き上げ、及び取得事由を追加するものであります。

また、職員の仕事と介護の両立を支援するため、職員に対する研修の実施、相談体制の整備など、市が講ずる措置について新たに規定するものであります。

施行日は原則令和7年4月1日とし、所要の経過措置を設けることといたします。

次に、議案第18号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、山形県人事委員会勧告等を勘案し、本市の一般職の職員及び上下水道企業職員の給与につきまして必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、一般職の職員の給与のうち、扶養手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給額や支給要件につきまして、県人事委員会勧告の内容に準じた改正を行うとともに、再任用職員に対して支給する手当に住居手当及び寒冷地手当を追加するものであります。あわせて主任級以上の職員につきまして、早期に昇格した場合等の給与水準の改善を図るため、給料表の改正を行うものであります。

また、上下水道企業職員の給与につきましても、一般職の職員の給与に準じた改正を行うものであります。

施行日は令和7年4月1日とし、所要の経過措置を設けることといたします。

次に、議案第19号新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続

等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されることに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、法改正に伴う条項ずれを解消するため規定の整備を行うものであります。

施行日は令和7年4月1日といたします。

次に、議案第20号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、本市の特定教育・保育施設等の利用者負担額につきまして、令和7年4月1日からの特例を定めるため必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、これまで実施してまいりました0歳から2歳までの子供に係る利用者負担額の軽減措置を拡充するものであります。

利用者負担額は世帯の所得階層及び子供の数に応じ決定しているところではありますが、現在の利用者負担額の2分の1を軽減している所得階層につきましては利用者負担額を無償とするとともに、利用者負担額の2分の1を軽減する所得階層の範囲を拡充するものであります。

あわせて複数の子供がいる世帯の負担軽減を行う際の子供の数の算定対象について、国においては就学前児童としているところではありますが、市においては22歳の年度末までの子とする特例を定めることにより、利用者負担額の軽減を受けることのできる子供の範囲を拡大するものであります。

特例の期間は令和7年4月1日から当分の間とし、施行日は令和7年4月1日といたします。

次に、議案第21号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例及び新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、家庭的保育事業者等には、利用乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われるとともに教育・保育が継続的に提供されるよう、保育所等の連携施設を適切に確保することを義務づけておりますが、この連携施設の確保が困難と認める場合の適用除外の要件について見直しを行うとともに、連携施設の確保に関する経過措置の期間を5年間延長するものであります。

施行日は令和7年4月1日といたします。

次に、議案第22号新庄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

昨年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、3歳未満の保育所などに通っていない子供が、保護者の就労状況にかかわらず時間単位で通園することができる新たな事業として乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されました。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準につきましては、児童福祉法により、市町村が条例で定めることとされておりますが、このたび、国において乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が公布されたことに伴い、国の基準に準じて必要な事項を定めるものであります。

主な改正内容といたしましては、事業者の一般原則や果たすべき義務等に関する事項を定め

るほか、事業の区分ごとに事業所の設備や職員の基準、支援の内容など、遵守すべき基準について定めるものであります。

施行日は令和7年4月1日といたします。

次に、議案第23号字の区域の変更について御説明申し上げます。

本案は、県営土地改良事業による十日町高壇地区における土地改良事業の施行の結果、十日町字高壇及び十日町字柳原の字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新庄市企業立地促進条例は、新庄中核工業団地に立地する企業に対し、用地の取得費用に対する助成金を交付することにより本市における産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、平成6年に制定したものであります。

この条例の有効期限は令和7年3月31日としておりますが、新庄中核工業団地におきましては、令和5年3月に用地を取得した企業が令和8年度の操業に向け準備を行っていると同っており、この条例に基づき、助成制度の活用が見込まれているところであります。

本案は、こうした状況を踏まえ、当該条例の有効期限につきまして令和12年3月31日まで5年間延長するため必要な改正を行うものであります。

以上、御審議いただき御可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 これより、ただいま説明のありました議案9件について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 議案第17号についてですが、市職員ということではありますが、内容は

大変いい内容だと思いますが、会計年度任用職員についてはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

それから、18号についてですが、通勤手当というのでこれの引上げが感じられますけれども、特にガソリンが現在リッター190円ということも出ていたりしていますが、車で通勤していらっしゃる方の通勤手当はどのように引き上がるのかなどをお聞きしたいと思います。

それから、22号についてですが、乳幼児が誰でも通園できるようにするという制度ではありませんけれども、現在、どこの保育関係の施設も保育士の業務が大変苦しいというか、子供の数も多いことなどから、なかなか余裕がないというふうに言われておりますが、誰でも通園することができるというのに対して、保育士を本当はどこでも1名ないし2名ぐらい増やす必要があるというふうに私は感じるのです。

そしてまた、子の親との十分な情報交換をしておかないと子供が不安で、その頃の乳幼児というのはやはり不安なために泣き叫ぶというのが目に見えるわけです。そのようなことにならないようにどのような手だてが考えられるのか、現場としては大変不安に思っているように思うのですが、その点どうでしょうか。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 それでは、私のほうから、初めに、議案第17号の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての御質問についてお答えいたします。

こちらの内容について会計年度任用職員の制度についてはどうなるのかといった御質問でございますが、こちらについては、会計年度任用職員については規則となっておりますので、一般職と同じように規則改正を行う予定でございます。

また、議案第18号について、こちらは通勤手

当の車で通っている職員の通勤手当についてといった御質問でございますけれども、こちらについては、一般職の職員の通勤手当支給に関する規則という規則に定まっております、距離によってその支給額が定められております。こちらの支給額について今回は変更はございません。

以上です。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 議案第22号の乳幼児等通園事業の件についてでございます。

この乳児等通園支援事業を新たに始めるに当たりましては、御指摘のとおり、新たに保育士等の現場での確保が必要になってくるというようなこととなります。

本条例につきましても、こういった事業を実施するためのまず基準を定めるということ民間事業者様などに早くお知らせしたいということで、このたび条例で提案させていただいたところでございます。こういった職員の確保などの情報を早く流していきたいと考えているところでございます。

確かに保育士の確保等が必要な部分がありますので、そこら辺は民間事業者で御検討いただきたいというようなところでございます。

保護者との情報のやり取りで不安がないようにというようなお話もございましたが、この乳幼児等通園支援事業を利用できますのは、保育所等に通っていないゼロから2歳児までの方ということになりますので、こういった事業を利用させていただくことによって、保育所とのつながりの中で様々な助言等を得られるように実施したいという事業も考え方もございますので、事業を実施できるよう実現に向けて、こちらと

しても様々な支援と検討すべきところを検討して、実現に向けて頑張っていきたいと考えているところでもあります。

以上であります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 最初の17号についてですが、課長のほうから、規則改正を行って一般職と同じく会計年度職員もこの勤務時間及び特別休暇などの案が受けられるということで、確認なのですがいいでしょうか。いいということですね。はい、分かりました。

次に、18号ですが、残念ながらガソリン代が上がっていることに対する距離支給変わらずということではありますが、ガソリン代がこうのように高騰している中で、前と同じ通勤手当では足りないように感じるのですけれども、そこを再考する、考え直す気はないのか。その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、22号について、新たな保育士が必要となるという認識ありがたいと思います。全くそのとおりだと思います。

そこで、新たな保育士を確保する予算といたしますか、これは補助されているのか。お願いします。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 このたびの通勤手当の支給についてのガソリン代の反映という御質問でございますけれども、このたびの自動車使用者に対する通勤手当といったことで月額の手当額が決められているところではあります。こちらにつきましても、県や国の規則のほうを基準としているところがございます。これからもそういったところの反映がされているかどうかということと十分に向向を見まして、それに準じて改正していきたくと思います。

以上です。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 乳児等通園支援事業の保育士に関する予算ということでございますが、この事業の実施に当たりましては、現段階のところでは令和8年度から実施していきたいということで、令和7年度は準備段階というような形で考えております。

予算に関しましては、保育士の人件費分直接ということではなくて、この事業を実施した乳幼児を扱った受入れの児童の件数、1人当たりの単価が国から示されますので、国の基準に応じた金額を園のほうに支給して、その中で人を雇っていただくような形になるかと考えております。

以上であります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 先ほど総務課長から、交通費、通勤手当については県国の基準から出てくるということで、動向を見て改正も検討するということですが、ぜひ国のほうに、現在のガソリンの値上がりに合わせて通勤手当を上げるべきではないかという声をかけていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

それから、子育て推進課長のほうから、実施に応じた金額を支給するのだというお話でございましたが、実施に応じた金額を支給されるということでは保育所を確保できない。むしろやれという国の方針であれば、最初から受入れできるように職員を配置していただいて、支給を最初に受けてから配置して、そしてどうぞというふうに受け入れるのが筋ではないかと思うのですが、その点どうですか。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 通勤手当について国への要望をどうかといったような御提案でございますけれども、全国的な状況とか、それから他市の状況とかそういったところを鑑みながら、必要に応じて対応してまいりたいと思います。

以上です。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 このことも誰でも通園制度につきましては、国のほうで示されている事業として実施していることでありますので、やはり国で示されている基準に基づいてまずは実施していくというようなことになろうかと思っております。

その間、こういった人の確保云々の部分につきましては、今後の状況などを見ながらどのような形で対応していけるかというのは、来年度考えていきたいというふうに考えております。

以上であります。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 議案第18号の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質問します。2点ほど質問いたします。

1点目が第7条の扶養手当についてです。

家族構成によっては減額になる職員もいると思うのですが、こちらについては、事前に職員とか組合とかに説明などをしたのか、お伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、8条の3の通勤手当に関することです。

今回の改正で電車で通う職員の通勤が改善されると思うのですが、逆に通いやすくなった一方で、反対に市外に移住しやすくなってしまわないかなという点も懸念されると

思うのですが、県の人事委員会勧告を勘案してということですが、ある程度市の独自の部分を残してもいいのではないかなという気持ちもありまして、まるっきり県と同じにした理由、そういった経過についても教えていただければと思います。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 1つ目の御質問として、扶養手当の改正についての職員への説明ということですが、こちらのほうは職員のほうへは具体的にはまだ説明を行っておりませんが、この議案が承認されましたならば、全体的に説明、何らかの形で説明はしていきたいと思っております。

それから、2点目ですけれども、電車通勤をする職員が、例えば市外からの職員が増えるのではないかという御懸念というところでしょうけれども、背景には、やはり全国的に自治体職員の募集がなかなか思うようにいかないと。広く職員を集めるため、募集をかけるために、そういったところを外しているというようなところがあるようでございます。

というところもございまして、これまで新庄市としましては、例えば災害対応などで必要なときに駆けつけられるような距離にといったようなことのお話をしているわけではございませんけれども、このたびの通勤手当の改正を行った上で、まだそのようなことは必要ではないかというようなこともありますので、今後そういったところの整合性といいますか、対応についてはまた検討していきたいと思っております。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかに質疑ありませんか。

1 4 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

1 4 番（山科正仁議員） 私のほうからは、議案第24号企業立地促進条例の一部を改正する条例

についてということで、この内容としては、新庄中核工業団地に特化した、そこに進出してくる企業に対する用地の取得費用の助成という条例かなと思います。

これは、今回改正するに当たって、中核工業団地だけに特化した条例ということではなくて、例えば横根山工業団地などと一緒に改正するというような方向性は取れなかったのか。

あと、この内容では、令和5年の3月に用地取得した企業1社に対する助成が効くようにというふうな配慮があつての改正かと思われますが、あまりにも1社にだけ特化したというか、将来性を見据えた改正であるのかどうかというのを伺いたしたいと思います。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 この企業立地促進条例の部分につきましては、まず、設定された目的、きっかけが、横根山工業団地への企業誘致の促進のためという形で制定されたというふうに考えてございます。

失礼しました。中核工業団地です。申し訳ございません。

今回の改正の理由につきましては、今、議員のほうからおっしゃられたとおり、令和8年度中の操業を目指してございます中核工業団地に最後に進出した企業がございしますが、今現在、公団のほうから、その当時、地域公団のほうから譲渡された用地につきまして、その後、本市の部分でこの条例を制定いたしまして、その後、進出していただいた企業には全てこの条例に基づいた用地取得助成金を交付するというような形になってございますので、今回こちらのほうを延長しないという形になりますと、最後に進出していただいた企業にだけ助成金が交付できないという形になりますので、今回このような延長をさせていただいたというような形でございます。

また、横根山のほうについてでございますが、横根山はもう既に完売の状態でございますので、今回の条例の改正案のところには入っていないというような形でございます。

なお、付け加えますと、この用地取得助成金の交付対象となるのはあくまでも初めて用地を取得していただいた企業になりますので、その点も申し添えます。

以上でございます。

14番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番(山科正仁議員) 分かりました。

2本立てで、例えばこれから横根山工業団地をもう少し拡幅して分譲を始めるというようなケースもあろうかと思ひますし、中核工業団地に対してももはや手狭な状態になるということで、将来的に見据えた上でこの条例改正をしていくのであればまだ理解はできるのですが、ただこの1社、中核工業団地に最終的に今進めている1社だけのための条例を改正するという、不公平感をなくすためにやるというふうな、そのときだけの条例の改正という点を繰り返していくと、なかなかその場その場でいろいろなことが起こってくるかと思うのです。

できるのであれば、工業団地の拡幅を念頭に置いた改正とかそういうような方向性、もっと将来性を持った方向性の改正を行うべきかと考えるのですが、いかがでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 今現在、工業団地関係の拡幅のところは考えてございませんし、先ほど市長の予算説明等々にございましたが、来年度につきましては産業振興ビジョンの策定を考えてございます。

その中で方向性が見えました段階で、新たな助成制度が必要だという形になるのであれば、またその際に総合的に勘案して検討のほうを重

ねてまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よっ

て、総括質疑を終結いたします。

佐藤卓也議長 日程第23議案等の予算特別委員会、
常任委員会付託を行います。

議案等の委員会付託につきましては、お手元に配付しております令和7年3月定例会付託案件表により、それぞれ所管の委員会に付託しますので、よろしくお願いいたします。

日程第23議案等の予算特別委員会、常任委員会付託

令和7年3月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
予算特別委員会 議案(6件)	○議案第10号令和7年度新庄市一般会計予算 ○議案第11号令和7年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算 ○議案第12号令和7年度新庄市介護保険事業特別会計予算 ○議案第13号令和7年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算 ○議案第14号令和7年度新庄市水道事業会計予算 ○議案第15号令和7年度新庄市下水道事業会計予算
総務文教常任委員会 議案(4件) 請願(1件)	○議案第16号新庄市課設置条例の一部を改正する条例について ○議案第17号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について ○議案第18号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について ○議案第19号新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について ○請願第1号ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願書
産業厚生常任委員会 議案(5件)	○議案第20号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について ○議案第21号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例及び新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について ○議案第22号新庄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

付託委員会名	件名
	○議案第23号字の区域の変更について ○議案第24号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

議案6件一括上程

佐藤卓也議長 日程第24議案第4号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第12号）から日程第29議案第9号令和6年度新庄市下水道事業会計補正予算（第4号）までの補正予算6件について、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第9号までの補正予算6件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第4号から議案第9号までの令和6年度新庄市一般会計及び特別会計並びに水道及び下水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第4号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ5億2,392万7,000円を追加し、補正後の予算総額を241億636万7,000円とするものであります。

このたびの補正につきましては、全体を通して職員給与費等の人件費の整理に加え、各種事業の決算総見込みに相応した事業費の精査と財源の補正を行うものであります。

加えて、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用することのできるよう御提案するものであります。

初めに、6ページ、第2表繰越明許費補正についてであります。6款農業振興行政事業費をはじめとした、計7事業について追加するとともに、11款農業災害復旧事業費及び農業用施設災害復旧事業について変更するものであります。

7ページ、第3表地方債補正につきましては、事業費の確定などによる各種市債の額の追加及び変更を行うものであります。

次に、12ページからの歳入についてありますが、1款市税につきまして決算を見込んだ補正を行うとともに、11款地方交付税につきましては交付見込額に応じた補正を行うものであります。

また、13ページからの15款国庫支出金及び16款県支出金並びに22款市債等につきましても、事業費の精算に伴う補正を行うものであります。

さらに、17款財産収入の出資金等清算収入につきましては、土地開発公社の解散に伴うものであります。

18款寄附金につきましては、ふるさと納税額の伸びに合わせた寄附金を増額補正しております。

続きまして、20ページからの歳出についてありますが、各事業費の確定に伴う費用の補正など決算見込みに相応した補正を行っております。

2款総務費では、前年度繰越金のうち6億2,000万円を財政調整基金に積み立てることとしております。

また、全体的な財源を見込む中において、市有施設整備基金積立金及び庁舎建設基金積立金へ、合わせて3億9,000万円の積立金を計上し

ております。

また、歳入でも触れましたが、ふるさと納税寄附金の増額に伴い、報償費など必要な費用の増額補正を行っております。

新年度の事業展開への円滑な移行のためにも、適切な対応を要する補正内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、43ページからの議案第5号から議案第7号までの3つの特別会計補正予算及び議案第8号水道事業会計補正予算並びに議案第9号下水道事業会計補正予算につきましても、今年度それぞれの事業の総括などを図るために必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長に説明させますので、御審議いただき御可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

(小関 孝財政課長登壇)

小関 孝財政課長 それでは、私から議案第4号新庄市一般会計補正予算から議案第7号後期高齢者医療事業特別会計補正予算について御説明させていただきます。

まず初めに、議案第4号一般会計補正予算(第12号)についてでございます。

補正予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算は歳入歳出それぞれ5億2,392万7,000円を追加しまして、補正後の予算総予算総額を241億636万7,000円とするものでございます。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額は、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正についてでございます。全部で7事業でございます。

6款の農業振興行政事業は、9月補正で予算化した農林水産物など災害対策事業費補助

金につきまして、事業の早期完了に努めてまいりましたけれども、年度内の完了が見込めないことから繰越しとするものでございます。

担い手総合支援対策事業は、このたびの3月補正で予算計上しておるのですが、年度内の完了が見込めないために繰越しとするものであります。

8款土木費の橋梁長寿命化事業は、前波橋の補修工事について関係機関との調整に時間を要したことから、年度内の完了が見込めなくなり繰越しとするものでございます。

都市計画総務管理事業は新庄市エコロジーガーデン周辺道の駅整備事業でございますけれども、休憩・情報提供施設の建設工事につきまして、地盤改良作業の強度確認に時間を要したため、基礎工事が冬の期間、降雪期と重なることから、雪解け後の工事開始とするために繰越しとするものでございます。

10款教育費の小学校管理運営事業は、新庄小学校の校舎と屋根塗装工事について、熱中症対策のために秋以降の発注として進めておりました。こちらにつきましても、降雪期までに全ての工事が完了しないことから繰越しとするものであります。

市民文化会館管理事業は、空調設備の改修に係る基本設計業務についてアスベストの含有調査を追加することになったために、年度内の完了が困難となり繰り越すものであります。

11款の災害復旧費社会教育施設災害復旧事業は、新庄ふるさと歴史センターの地下機械室復旧計画策定業務であります。こちらも年度内の完了が困難となったことから繰越しとするものであります。

災害復旧費の農林水産施設災害復旧費は、事業費に変更が生じたために変更とするものでございます。

続きまして、7ページの第3表地方債補正でございます。

事業費の確定による追加と変更が主なものとなっております。

なお、保育所建設事業、それから社会教育施設改修事業の一部は、公債費抑制の観点から、交付税措置のない市債4,830万円を減額しまして、市有施設整備基金繰入金を充てることとしております。

続きまして、12ページからの歳入についてでございます。

全体を通しまして、職員給与費など人件費を整理しまして、各事業の決算見込みに相応した事業費、それから財源の補正となっております。

1款市税の各目は、決算見込みを推計してそれぞれ必要な補正を行っております。

11款の地方交付税は、普通交付税の追加算定の交付がありまして、このたびの補正予算の財源として計上したものでございます。

13ページからの15款国庫支出金と14ページからの16款県支出金は、事業費の確定や精算に伴う負担金、補助金など、増減の補正となっております。

16ページの17款財産収入でございます。

こちらは土地開発公社の解散に伴い、出資金など清算収入として約2億1,000万円を計上してございます。

なお、歳出におきましては、住みやすいまちづくり基金に積み立てるとしてございます。

17ページ、18款の寄附金は、ふるさと納税の寄附金が現予算の10億円を超える見込みとなりましたので、3億円を増額としてございます。

19款繰入金の財政調整基金繰入金であります。

今年度の災害復旧事業費などの財源として繰り入れたものですが、国県の支出金ですとか市債等の特定財源が見込めることとなりましたので、減額としてございます。

市有施設整備基金繰入金に全体的な財源を見込みまして一部を充当しないこととして、2億1,000万円を減額しております。

それから、20款の繰越金は、前年度の繰越金およそ6億3,000万円を計上してございます。

18ページ、22款の市債は、事業費の確定による補正を行っているものでございます。

続きまして、20ページからの歳出についてであります。

歳出につきましては、2款の総務費1項4目財産管理費であります。地方財政法に基づき、前年度の繰越金から財政調整基金に6億2,000万円を積み立てることとしております。

また、市有施設整備基金に2億9,000万円を積み立てまして、1項6目の財産管理費では、庁舎建設基金に1億円を積み立てるものとしております。

続きまして、21ページ、7目の企画費でございます。

ふるさと納税の寄附金が好調なために、返礼品の費用など3億円を増額してございます。

3款民生費2項1目児童福祉費、24ページになりますが、施設型給付費は公定価格の改定などにより増額補正としてございます。

続きまして、28ページです。

28ページからの6款農林水産業費であります。

1項5目農地費の県営土地改良事業費を県事業の精算に伴い減額しまして、多面的機能支払事業費は補助の交付決定に合わせて減額しております。

それから、8目では農村環境改善センター多目的ホールの改修工事、こちらを減額としてございます。

30ページでございます。

7款商工費の1項4目企業誘致費は、中核工業団地分譲用地の譲渡契約を解除する事案が生じたので、公有財産の購入費を計上するものであります。

続きまして、33ページでございます。

33ページは8款土木費でございます。

6項1目除排雪費は、道路の除排雪業務委託

料として約8,800万円を増額しております。

34ページからの10款教育費2項の小学校費から4項の義務教育学校費は、燃料費と光熱水費などの補正、それから事業費の確定に伴う減額補正などが主なものとなっております。

36ページです。

5項の社会教育費、こちらは各施設の除排雪費などの不足分を指定管理委託料として計上してございます。また、事業費の確定に伴う補正を行ってございます。

以上で一般会計を終わります、特別会計の説明に入らせていただきます。

43ページです。

43ページの議案第5号国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出それぞれ2億8,133万円を減額しまして、補正後の予算総額を32億7,793万5,000円とするものであります。一般被保険者療養給付費の減額が主な要因となっております。

53ページです。

53ページの議案第6号介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出それぞれ324万2,000円を追加しまして、補正後の予算総額を39億5,077万8,000円とするものであります。事業の執行に応じた過不足を補正しまして、歳入につきましては財源の補正を行ってございます。

続きまして、65ページです。

65ページは議案第7号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出それぞれ3,428万5,000円を減額しまして、補正後の予算総額を5億2,703万2,000円とするものであります。後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主な内容となっております。

以上、一般会計、それから特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

佐藤卓也議長 阿部上下水道課長。

（阿部和也上下水道課長登壇）

阿部和也上下水道課長 それでは、私から議案第8号令和6年度新庄市水道事業会計補正予算（第5号）及び議案第9号令和6年度新庄市下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、別冊の令和6年度新庄市上下水道事業補正予算書により御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

議案第8号令和6年度新庄市水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

第2条業務の予定量の補正につきましては、このたび建設改良費について補正するため記載しております。

第3条収益的収入及び支出の補正につきましては、水道事業収益の既決予定額10億6,186万3,000円に補正予定額302万3,000円増額し、計10億6,488万6,000円とします。

これは主に7月豪雨により被災した水道施設の復旧修繕に係る国庫補助金の交付によるものであります。

水道事業費用につきましては、既決予定額10億4,559万4,000円に補正予定額530万7,000円を増額し、計10億5,090万1,000円とします。

これは主に、水道施設の更新に伴い、資産減耗費が増加したことによるものであります。

2ページを御覧ください。

第4条資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入の既決予定額1億2,739万1,000円に補正予定額562万3,000円を増額し、計1億3,301万4,000円とします。

これは主に7月豪雨により被災した水道施設の復旧工事に係る国庫補助金の交付によるものであります。

資本的支出につきましては、既決予定額4億3,401万6,000円に補正予定額1万3,000円を増額し、計4億3,402万9,000円とします。これは職員給与費等の精査によるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億101万5,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費の既決予定額5,575万7,000円に補正予定額32万5,000円を増額し、計5,608万2,000円とします。

第6条他会計からの補助金の補正につきましては、52万7,000円を増額し、233万3,000円とします。

なお、3ページと4ページには補正予算の実施計画を記載しております。

以上、議案第8号令和6年度新庄市水道事業会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

続きまして、5ページを御覧ください。

議案第9号令和6年度新庄市下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第2条業務の予定量の補正につきましては、このたび建設改良費について補正するため記載しております。

第3条収益的支出の補正、公共下水道事業の下水道事業費用につきましては、既決予定額8億9,351万8,000円に補正予定額12万3,000円を増額し、計8億9,364万1,000円とします。これは主に職員給与費等の精査によるものであります。

農業集落排水事業の下水道事業費用につきましては、既決予定額8,666万8,000円を補正予定額3万5,000円減額し、計8,663万3,000円とします。これは第2庁舎管理負担金の精算によるものであります。

第4条資本的収入及び支出。

公共下水道事業の資本的収入につきましては、既決予定額4億3,255万5,000円を補正予定額2,992万9,000円減額し、計4億262万6,000円とします。これは国庫補助金の交付額に合わせ、

企業債補助金を減額するものであります。

資本的支出につきましては、既決予定額6億9,092万5,000円を補正予定額3,455万8,000円減額し、計6億5,636万7,000円とします。これは主に建設改良費の精算に伴い減額するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,826万2,000円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

第5条企業債の補正につきましては、限度額を1,250万円減額し、9,550万円とします。

第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費の既決予定額5,442万3,000円に補正予定額25万2,000円を増額し、計5,467万5,000円とします。

なお、7ページ、8ページには補正予算の実施計画を記載しております。

以上、議案第9号令和6年度新庄市下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第9号までの補正予算6件

につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました令和6年度補正予算6件の審議に入ります。

日程第24議案第4号令和6年度 新庄市一般会計補正予算（第12号）

佐藤卓也議長 初めに、議案第4号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第12号）について質疑ありませんか。

7番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7番（山科春美議員） 19款2項1目の繰入金、また、歳出のほうの2款1項4目の財政管理費のところなのですけれども、こちらのほうは各事業の決算見込みに相応した事業費及び財源の補正ということであるのですけれども。

今まで災害とかがいっぱい起きて、財政調整基金のほうも7月の専決処分のあたりから何回か使われたというところもあるのですが、そこで、このたびの災害で使われた財政調整基金のところなのですけれども、また基金に再積立というふうになるのですけれども、このたびの補正が通ると残高はどのぐらいになるかということをお聞きしたいと思います。

令和6年3月時点で財政調整基金が21億9,000万あったということなのですけれども、大抵現在のところ、ここの予算が通るとどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

また、去年の7月の災害で災害救済法とか激甚災害とかがあったわけですけれども、そういった国とか県の予算とかで、市財等もあるということなのですけれども、そういった特定財源が入ってきたということで、いろいろなところ

がカバーされたのかというところもお聞きしたいです。

また、この令和6年度の決算が出ないと分からないと思うのですけれども、そこら辺の見込みとか、今時点で分かるところをお聞かせいただきたいと思います。

また、11款1項1目の地方交付税のところですが、追加算定交付ということで、3億円ということで、結構高いなというふう思ったのですけれども、災害関係のも入っているのか、そういったところも教えていただけるとありがたいです。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 それでは、財政担当で3点質問が出ましたので、それぞれお答えさせていただきます。

まず、1つ目の財政調整基金の令和6年度の年度末残高見込みですけれども、およそ20億円というふうに見込んでございます。あくまでも見込みということでお願いいたします。

次に、国県の予算ということでございますが、災害関係、このたびの農地災害ですとか橋とか道路とか各所で被害が出たわけなのですが、まずそれに対して国県の支出金、国県のいわゆる補助金ですけれども、こちらが17億2,000万円、あくまでも現時点の見込みでございますが、17億円ほどを見込んでございます。

それに対して、市債、地方債、これも見込みでございますが、4億1,000万円ほど見込んでございます。

それから、このたびの地方交付税の追加算定についてでございます。お待ちください。

このたび補正予算額としましては3億100万円ほどになっておりますが、再算定の追加交付があったのはおよそ1億9,400万円です。その差ですけれども、当初予算で見込みがあったものと実際に交付税をいただいたものの差額も入

っています。

それと、このたびの再算定の追加交付を合わせまして、合わせて3億1,141万7,000円を補正させていただいたということでございます。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。

大体20億円の財政調整基金があるということで、令和6年3月時点の21億円にちょっと戻ったのだなというふうに、これだけの災害がありながら国県の補助金、また市債も含めてなのですけれども、あったのだなというふうに思いました。

あと、年度内に事業が終わらないというところもあるのですけれども、このたびの補正を見ていると、各事業とも事業が完成されなかった、できていなかったというところも、マイナスのものもあったのですけれども、減額が多いようでしたけれども、こういったのは災害などがあって事業が行われなかったとか縮小したといったことはありますか。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時18分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） すみません。ちょっと各項目をよく調べていなかったのですけれども、前のほうから見ておまして、例えば8款1項1目ゴルフ場利用交付税とか、やはり災害とかそういうのがあったのでマイナスになったのかなとか、ちょっといろいろ見ておまして思ったもので、そのあたり教えてください。

津藤隆浩税務課長 議長、津藤隆浩。

佐藤卓也議長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 ゴルフ場利用交付金についての御質問をいただきましたけれども、このたびの減額分については、災害による減額ではなくて、利用者が減っているということでの減額ということで予算を計上しております。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 私のほうから、歳出で21ページの7目企画費の中のふるさと納税寄附金の返礼品の費用合計3億円の増額ですが、こちらに関しては、昨今、物価上昇、当然米も2倍ほど高くなっているというような現状を踏まえて、この3億円の増額の中に、物価上昇分で返礼品があまりにも高額になるというふうな調整をどのように図っているのかお伺いしたいと思います。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 ふるさと納税事業費の3億円の部分ですけれども、こちらにつきましては返礼品等の物価高騰に伴うものということではございませんで、当初予算で10億円持っていた中で、寄附金に応じて約半額、寄附金額の半分が返礼品の金額、含めた経費になるわけですが、もう10億円を突破しているという見込みだというふうなことから、全体的な経費それぞれ、返礼品もあと委託料も含めて、不足する部分について増額するというふうな内容になっております。

以上でございます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 現状に合わせて例年どおりの、例えば割合で10億円入ったから7億円の割合の返戻額というのは非常に算定しづらい

世の中になってきているのかなと思いますので、今後、これ以上のなるべく抑えたほうが実入りはいいわけですから、その辺を考えてお願いしたいと思います。

あと、もう1点ですが、30ページの7款商工費1項4目企業誘致費の中の中核工業団地分譲用地の譲渡契約を解除という事案が生じたというような内容ですが、この詳しい事案の内容の説明をお願いします。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 30ページの部分についてでございますが、こちらのほうは、中核工業団地に進出していただいた企業が、諸般の事情により今回撤退の申出があったものについて、現在契約を締結してございます土地の譲渡契約を双方の合意の上に基づいて解除し、その分譲用地については市のほうに返還していただく。

それから、本市からは、その企業に対して譲渡金額について返還させていただくというために、今回補正のほうをさせていただいたという形になってございます。

こちらのほうにつきましては、先月4日の産業厚生委員協議会の中でも御説明させていただきましたのですが、令和2年3月に中核工業団地の分譲用地を取得しました双葉建設コンサルタントのほうで、令和6年度中までに新社屋を移転新築する予定でございましたが、やはり昨今のエネルギー価格、それから資材高騰のあおりを受けまして、当初予定しておいた新社屋の建設コストがかなり増大するというようなことで、建設のほうを断念するという結論に至ったということで、去年の11月に市のほうに申出をいただいたという形になってございます。

その後、内部のほうでも検討した結果、その申出については受け止めざるを得ないだろうという判断に基づきまして、双方の協議を重ねつつ、今後の解除に向けた手続を進めてきており

ましたが、市、それから双葉建設双方合意の上で解除を行うというものでございます。

ただ基本的には、民法上、契約上の解除権は発生いたしますが、今回、法定解除それから約定解除の部分につきましては一切当たる条項がございませんでしたので、双方合意の上で合意解除という手続をこれから進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

14番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番(山科正仁議員) 分かりました。合意解除内容としてこの2億2,800万何がしの金額になりますが、今おっしゃったように、合意であるからしてペナルティーはなしだというふうなことで話を進めているのかと思います。

ただ、その解除内容によってある程度のこの差額、例えば購入費に対して買い戻す金額がある程度安く抑えないと、文書、帳尻が合わないというような現象になると思いますが、その辺の合意も全て皆ペナルティーなしということなののでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 現在、双葉のほうと取り交わしております譲渡契約の部分につきましては、土地の譲渡契約を締結してから5年以内に工場それから社屋等の建設をしていただいて操業を開始していただくというような条件で契約のほうを結んでございます。

今回、その5年以内の建設のほうを断念するという申出がございましたので、その後内部でも検討し、それから双葉のほうとも様々協議を重ねてきましたが、例えばその5年以内に建設ができないという形であると、原契約の部分では契約金額の約20%の違約金を頂くことになってございます。

今回双葉のほうとも協議を重ねさせていただ

いて、その違約金相当額を控除した分を双葉のほうに金額としてお返しするというような形で手続を進めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 28ページの畜産でお願いします。

この畜産の6款4目、畜産の減額です。

2,400万円の畜産所得向上支援事業補助金の減額のことに関して内容をお願いいたします。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 それでは、28ページの6款1項4目畜産業費、畜産振興行政費のうち、畜産所得向上支援事業費補助金の減額について御質問をいただいたところでございます。

こちらにつきましては、当初令和7年度中の建設を予定しまして県と協議を行っていたところでございますが、県との協議の中でちょっと計画の再整備が必要だということで、令和7年度中の着工についてはちょっと難しいだろうというような判断の下、現在も、その事業主体、それから市、JA、県と調整を図っているものでございまして、このたびの減額となった次第でございます。よろしく申し上げます。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） これは2回目なのです。この団地畜産するというのも。それで、県とJAの折り合いがなかなかつかないという今のお答えなのですけれども、今後、この畜産振興にかけて、これらに関して今後どのような方策をお取りになるのか、お願いいたします。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 ただいま議員からも御質問が

あったとおり、再三にわたり上がっては消えてというようなことが生じております。

県のほうからも、1度やった事業を塞いで終わってはいけないということから、そちらの採算性等々も検討しながら、事業着手に向けて協議を進めましょうということもございまして、収支の計画、それから頭数の導入計画、そちらのほうも、現在、計画を県と農協それから市も入りながら、事業主体と協議を進めているところでございます。

そちらが手落ちがないような段階になった時点で、次年度の着工にしたいということでの判断でありますので、そういうような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） なぜ、その中部牧場、最初の鮭川と共同で開発をやったけれども、途中で事業がうまくいなくて中断して解散して、鮭川と新庄のあそこの土地を所有しているわけですけれども、やはりあそこは本来の畜産振興という意味でも非常に、場所的にもあそこを開いて農家の所得向上につながるような場所であるから頑張ってもらいたいなということで、再三いかがかなというようなことでやっていますけれども、やはり2回もうまくいかないというのは、やはり最初の計画とか見通しというのがいささか足りなかったのではないかと、残念だなという思いなのです。

今後とも、これで終わりということではないみたいなニュアンスですけれども、やはり畜産振興ということも、新庄は農村の皆さんの頑張りがないと経済が回らないということは分かり切っていることでございますので、しっかり計画を立てて、場所的にも非常に、私は現在も何件かの畜産の方々に土地をお貸ししているわけでありまして、これから予算審議になると思

うのですけれども、その辺も兼ねながら、ひとつ畜産団地農家の畜産振興に頑張ってもらいたいと思うのですけれども、その辺の課長の心意気がもしあったらお願いしたいと思います。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 ありがとうございます。

私どもとしまして、もうせっかく事業をしていただくことになればやめていただくようなことにならないように、計画の段階からちゃんと入りまして、その実現性が確実なものを進めていきたいというふうに考えてございますので、微力でありますけれども市としても協力しながら、それから関係機関、県と調整して事業推進に努めてまいりたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） ページ数が21ページの2款1項7目の企画、地域おこし協力隊起業・事業承継補助金です。

ここで300万円減額ということなのですけれども、この補助金の使途、目的と、あと、この300万円の減額というのがどういうところでの減額になったのか教えてください。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 それでは、地域づくり支援事業の協力隊の事業承継支援補助金の300万の減額部分ですけれども、こちらにつきましては、地域おこし協力隊が退任する場合に、1人当たり100万円の起業に当たっての様々な備品等に充てる経費に対して100万まで補助金が出るというふうなことでございまして、令和6年度当初予算で300万持っておりましたけれども、そのうち1名が昨年度末で早期に退任されたというふうな部分と、あと、今年度末で退任され

る2人の方が、1人は定住されないというふうな部分と、あともう1人は定住される予定なのですけれども、起業しないというふうな形を予定しておりまして、全額補助対象にならないというふうなところで減額するものとなっております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） では、退任する隊員の方が計画的に起業するとか事業承継するとかではなくて、退任の期間に合わせて市ではこの補助金を準備しているということではなかったですか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 坂本議員のおっしゃるとおりで、退任の時期に合わせて予算計上しているものでございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 分かりました。

地域おこし協力隊の方は3年間という任期で、私の認識だと、新庄に来ていただいて3年間任務を遂行されて、できればこの地で定住していただきたいという思いはあるのですけれども、このような国の制度の中での補助金だとは思いますが、本人たちも多分頑張って、事業を起業するかどうかというのはあると思うのですけれども、その辺のサポートをぜひ市からも協力を得て、定住に向けてこの補助金を使うことによって定住が増えるようにお願いしたいと思います。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 協力隊の退任後の道筋については、いろいろ起業とか、あと会社に勤めるというふうな部分もありますし、そういった

部分をケース・バイ・ケースで支援のほうを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 21ページの2款1項11目市民生活対策費の特定空き家解体業務委託料の減額について伺いたいと思います。

まずは、こちらの減額の理由と背景などを教えていただきたいと思います。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 特定空き家解体業務委託料の減額理由でございます。

こちらにつきましては、今年度、特定空家の指定がなされなかったという部分がございます、解体対象となる家屋が発生ならなかったという部分でございます、これからは解体の予定がないということで減額させていただいたところでございます。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 当初予算で予算をつけたときに、ある程度想定された物件などがあったのではないかなと思うのですけれども、今回特定空家に指定されなかったということですが、その物件の現状は周囲の方に危険がないものなのか、通学する児童に支障はないのか、そういったところをお伺いできればと思います。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 特定空家の可能性のある管理不全空き家というところがございますけれども、こちらにつきましては当課環境課におきまして、空き家担当のほうにおきまして、日頃パトロールのほうをさせていただいてございます。

昨今雪が大分なくなりましたがけれども、一時期屋根に雪が大量にありましたので、そういった部分の管理でありますとか、除雪等につきまして当課の職員が直接管理のほうを行ってまいりました。

よって、まずは直接付近の方、あとは通学する児童の方々に、今今危険があるという認識はございませんので、よろしく願いいたします。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） まずは周囲の方に危険がないように配慮していただきたいのと、あと最後に、今回は減額となったのですけれども、今後はどのような対応方針があるのか、お伺いできればと思います。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 新年度予算につきましてはこれからの審議となりますのであれですけれども、引き続き、管理不全空き家につきましては、市のほうで、職員のほうで監視といいますか、管理のほうはサポートを行っていきたいと考えております。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

17番（小野周一議員） 議長、小野周一。

佐藤卓也議長 小野周一議員。

17番（小野周一議員） それでは、補正予算書28ページ、6款4目、先ほども小嶋議員が質問していますけれども、畜産業費、同じく29ページ、6款8目農村環境改善センター費の減額補正についてお聞きします。

まず初めに、畜産業費の減額補正についてお聞きします。

新庄市の若い畜産農家を支援するため、旧中部牧場に市としても畜産団地用地を確保したり、いろいろと支援策を講じてきました。そういう中で令和6年度の当初予算に畜産所得向上支援

事業費補助金2,499万9,000円が計上され、可決されております。

また、令和3年度も当初予算に牛舎建築費が計上されましたが、牛舎建築を断念し、減額補正をした経緯があります。

先ほど、小嶋議員の質問に対し、農林課長はるる答弁なされましたけれども、私は、補助事業の事業主である若手畜産農家を支援するために、JAである農業団体、そして補助金申請の窓口である市、そして補助金の団体である県のこの3つの指導体制はどうであったのか。まず1回目の質問としてお聞きしたいと思います。

次に、農村環境改善センターの減額補正についてお聞きします。

先ほど、補正予算の説明で財政課長は、この項目に関してただ減額補正によるものであるという、ただそういう説明でありました。

しかし、この農村環境改善センターについては、私が言うまでもなく、平成31年3月に策定されました新庄市公共施設最適化・長寿命化計画で廃止の方向を受け、令和5年度当初予算に多目的ホール解体工事実施計画業務委託料432万3,000円が計上され、そしてこの議会で可決されまして、そして9月の決算で認定された経過があります。

そういう中で、令和6年度当初予算に多目的ホールの解体工事が計上されまして議会で可決されましたが、これまでに何の説明もなく今回の補正予算で1億1,863万円が減額補正されております。

令和5年度決算で認定された多目的ホール解体工事実施計画は一体どうなったのか。また、多目的ホールの解体を年度内に予算執行ができなかった理由についてお聞きしたいと思います。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 大きく2点御質問いただきました。

初めに、畜産所得向上支援事業費補助金についての御質問でございます。

小野議員がおっしゃったとおり、令和3年度からいろいろな動きをしてきたわけですが。当時は搾乳牛舎によって畜産経営をしたいというようなことをございましたけれども、コロナ禍において乳価が上がらない、資材が高騰して、また建築部材も上がってきているということで、搾乳による畜産経営につきましては断念をしたということでありました。

その後、搾乳ではなくて、繁殖牛舎による畜舎経営をしたいということでありましたので、その点について事業主体のほうとうちのほうも交えながら県と調整をしてきたところですが、実際のところ畜舎の図面といいますか、平面図的なものぐらいしかその当時資料がなくて、収支計画、それから素牛の導入計画、飼料の導入計画等々ちょっと不足している部分があったということで、それではこれからの経営上うまくないだろうということで、県とそれから農協さんも入って、それから市も入りながら、事業主体と話をした上で進めていこうというような現在ところになっております。

それまではそういった体制がなかなか取れていなかったのかなというようなことでちょっと反省しているところですが、現在は3者プラス事業主体というような形で協力しながら計画を練っているというような段階でございます。

もう1点、農村環境改善センターの解体に係る減額についての御質問をいただきました。

昨年度解体に係る実施設計を終えまして、今年度改善センターの解体工事を発注する段階で原課としても検討を進めておりました。

その後、改善センターの譲渡を受けたいというふうなことでお話ございまして、口頭での譲渡の依頼ということでございまして、口頭ではちょっとうちのほうでもううまくないと

いうことで、文書によって申請書をいただけないかということで再三にわたってお願いしていたところでございます。

年末もお願いして、1月中にもちょっと出てこなかったものですから、また再度2月の末にもお願いしに行っているところですが、まだ出していないのかというような話も向こうのほうからはされたのですけれども、うちのほうにはまだ届いていないということで、早々にその書面を頂きたいということでお願いしております。

そちらが来た段階で庁内の検討会なりを開いた上で、議会への説明等を行わなければならないだろうということで、このたびについては、工事発注について時期的にも遅くなるということで、年度中の施工もできないということで、このたび減額をさせていただきたいというようなことでございます。よろしく申し上げます。

17番（小野周一議員） 議長、小野周一。

佐藤卓也議長 小野周一議員。

17番（小野周一議員） 最初に、畜産業費の減額補正について再度お聞きします。

先ほどの課長の答弁は、分かりましたと私は言い難いです。ということは、私も何回となく国県の牛舎建設をはじめ補助事業を受けてきました。このような簡単なことで、県であれ市の窓口であれ、受付を受理できるのですか、まず。

だから、先ほど、事業主である若い農家と農業団体、そして市、県がどういう指導体制の下に進めてきたのかと私はお聞きしたわけです。

最初は、酪農牛舎でいいですよ。今回はいいですよ。同じ補助金の補助理由で、やはりこれ畜産業ですよ。あまりにもこの3者は簡単に考えておりませんか、これ。この補助金というのは税金ですよ、皆さんの。幾ら令和3年度は酪農経営をといても、今回の話を聞いても、畜産経営に変わりはないのですよ。これは補助事業によって。県の単独事業です、これは。

次に、農村環境改善センター費の減額補正に

ついて再度お聞きします。

我々議会も、新庄市公共施設最適化・長寿命化計画の本計画に沿って、当初予算を可決した事案であります。

しかし、先ほど課長は、第三者から譲渡の話があったから今まで延び延びになったという話であります。では、計画そのものの本来の計画はどこなのですか。これは恐らく財政課長だと思うのですけれども。

見直し、そういう話があったとすれば、契約するまでもなく、議会にやはり説明するのが本来当たり前ではないですか。1億一千何がしというのを可決しているのですよ。

そして、その前年ですか、400万弱、432万5,000円の多目的ホール解体工事の実施設計業務委託料も予算委員会で可決して、そして、決算で認定されているのですよ。

公共施設の最適化・長寿命化計画というものの見直しを図るとすれば、議会にやはり説明すべきではなかったのですか。私は、議会軽視だと思っております。

そして先ほど、課長は、第三者から譲渡の話があったからとる話がありますけれども、あそこは地滑り地帯ですよ。万が一譲渡した場合、その地滑り地帯に建っている建物が何らかの被害があった場合、そういうことも考慮して、第三者に譲渡するというその話合いになるのですか。

あわせて、先ほどの農林課長の答弁と、この計画、本来の課長である財政課長の、この計画の見直しをいつするのかお聞きしたいと思えます。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 議員おっしゃるとおりでございます。長寿命化計画の見直しはこれから行います。なので、今現在の計画には、農村環境改善センターにつきましては2023年から2026年ぐ

らいの間にまで解体工事というふうに記載なっております。

このほかにも、公共施設の管理計画上、軽微な見直し等も含めて複数箇所見直しを図る点がございます。それと併せまして計画の見直し、ローリングですね、ローリングを図っていくものと考えております。

以上です。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 畜産経営所得安定対策の件につきましては、議員おっしゃるとおり、確かに計画の段階で要望調査をした程度だったのかなというふうに認識しております。詳細な実施計画書の作成をせずに、要望調査だけで上げていたのかなというふうに認識しているところでございます。

現在、そちらではちょっと苦しいということで、経営が立ち行かなくなるということではうまくないということで、今県と農協、それから市合わせて事業主体と協議を進めて、そちらが整った段階で改めて手を挙げていくというような段階でいるところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、山屋の改善センターの土地につきましては、議員も御存じのとおり、地滑り地帯であるということで、現在の建屋自体の側溝にもくいが打たれて、それを防止する措置を取っているところでございます。

もし、第三者に譲渡をするということになれば、そちらの条件も付した形になるかなというふうに思っておるところでございます。

そちらの件につきましても、もしですけれども、公共用地取得審査会の中でそういった事案についても検討した上で、議会のほうに説明なりさせていただければなというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

17番（小野周一議員） 議長、小野周一。

佐藤卓也議長 小野周一議員。

17番（小野周一議員） 最後の3回目の質問ですのちょっと、実は先ほどのこの畜産牛舎の建築ですよね。県の単独補助金事業で行おうとする新庄市の若い畜産農家ですけれども、県でも2回県の支出金を返しているわけですね。同じ事業主体である畜産農家に3回目の補助申請というのは、大変、課長、難しくありませんか。これ3回目ですよ。同じ人が、同じ事業主体の人が。最初は酪農の牛舎に対する。次は難しいから和牛の繁殖牛舎を建てる。そして、資材高騰だから令和7年度に延ばしたと。しかし、今回も減額補正してくれと戻しているのですよね、県支出金として。

そうすると、当初予算に上がっていないわけですけれども、途中から予算計上するということですか。令和7年できないでしょう。

私も国の補助事業で牛舎を建てて、50年前にやりましたよ。そんなに県の単独事業はできるのですか。今先ほど課長は、令和7年度牛舎建築に向けるようになったのですけれども、では、補助申請はどうなるのですか。前倒しでできないわけですね、補助事業は。

そういうわけで、当初私がこういうことを言うということは、50年もやったのです、私。初めて言いますけれども。山を切り開いて牛舎を建てて、本当に畜産経営の初期の投資額は大きなものであります。

だとすれば、課長、ちょっと私お聞きしたいのですけれども。今、旧牧場に既存の牛舎を活用して、繁殖の経営をなされている新庄市の畜産農家がおりますよね。何か年も年だしという話も聞くのですけれども、そういう既存の牛舎を若い畜産農家が活用することができないのか。その辺お聞きしたいと思ひます。

そして、山屋の活性化センターですね。

財政課長は見直しを図ると言ったのですけれ

ども、新庄市公共施設の最適化・長寿命化計画というのは2016年から始まっていますよね。

最初は新庄市公共施設白書を受けて、2017年3月の新庄市公共施設等の総合管理計画、そして、2019年3月に本計画として今の計画が策定しておりますね。この計画に載ってあるものの当初予算に計上されたものは、廃止と見込んで我々も賛成してきたのですよ。

先ほど、農林課長が第三者に譲渡の話があるからということがあったのですけれども、譲ることはいいのです。1億一千何ぼかかる金がかからないのだから。逆に金入ってくるのだから。何も分かりませんよ、それは。

でも、それとこれは計画上違うのではないですか。ただそれは、どういうことかちょっと、ちょっと、議長。我々、全然議会にも説明ないのです。おかしいことありませんか。3回目ですから、私言いましたけれども。

令和7年度当初予算にも百何万と載っているのですけれども、我々に、うちの段階で説明すれば我々だって賛成するのですよ。否決すると私は言っていないけれども。その辺、牛舎の件と山屋の改善センターの件について、最後ですのでよろしくお願いします。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 畜産経営所得安定対策の事業につきましては、確かにこれから採択を受けるとすると相当ハードルが高いわけですが、事業主体、それから農協も入り市も入って、県とこれだったら確実に経営が成り立つだろうという計画の下であれば採択も可能だろうという話をいただいておりますので、そういった今詰めの作業をしている段階でございます。

確かに3回目ということでなかなか厳しいというような県の判断もされております。であるから、確実に経営が成り立つような計画であって採択をしたいのだというようなことでありま

すので、そちらに向けてこちらの市としても協力してまいりたいというふうに思います。

それから、中部牧場の空き牛舎につきましては、事業主体のほうこそちらを活用したいという申出があれば、これまで生ごみ堆肥で使っていた牛舎が空いておりますので、そちらについても活用は可能かなというふうには考えております。

もう1点、山屋の改善センターの件につきましては、確かに議員おっしゃるとおり議会への説明はなかったわけですが、ただ口頭での第三者からの申出だけということでは、ちょっとこちらとしても議会への説明もなかなかしにくいという部分もございましたので、公共用地の計画の中では令和8年度までの解体の計画は変わってございませんが、書面による譲渡の申請が出てきた段階で、庁内の公共用地取得審査会で諮った後、議会のほうに御説明するのが筋かなというふうに考えてございますので、御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時06分 休憩

午後3時16分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

3 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

佐藤卓也議長 今田浩徳議員。

3 番（今田浩徳議員） それでは、私から12ページの市税の入湯税についてお伺いします。

25万2,000円入湯税が歳入としてなっておりますけれども、この25万円の内訳、入湯者数であったり、8月から開業でしたか、それからの現在に至るまでのところであるので、その内容をお聞かせください。

津藤隆浩税務課長 議長、津藤隆浩。

佐藤卓也議長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 入湯税についての御質問をいただきました。

入湯税につきましては、先ほど今田議員からお話があったように、8月の上旬から営業を開始しております。12月の中旬において施設のほうの不備があったということで、営業を今休止している状態です。

8月の初旬から12月の上旬までの入湯者数の合計の金額、こちらのほうが決算見込額として予算のほうに計上しております。利用者数については、約3,000人の人数というふうになっております。

一応3月まで休止するという旨のお話は事業者のほうからお聞きしているところです。

以上です。

3 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

佐藤卓也議長 今田浩徳議員。

3 番（今田浩徳議員） 35市町村の中で唯一ないところからの開業だったので、大変ありがたくというか興味を持って市民の方が3,000人、延べではあるとは思いますが、入湯してくださっているとは思いますが、3月まで休業で、令和7年度の予算書にも実は27万円の計上があるのですけれども、その後の回答、また再開する予定であったりとか、そういう様々な計画などは市のほうには通知とか連絡はあるのでしょうか。

津藤隆浩税務課長 議長、津藤隆浩。

佐藤卓也議長 津藤税務課長。

津藤隆浩税務課長 今後の事業者の営業のほうについては、あくまで事業者の営業に関わることで、こちらのほうでお答えすることはできませんので御了解くださるようお願いいたします。

3 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

佐藤卓也議長 今田浩徳議員。

3 番（今田浩徳議員） ぜひ継続に関しての側

面的な協力であったり進言であったりというところを実は望むわけではありますけれども、やはり個人経営とか民間経営ですのでその辺は割り切ってなのですけれども、やはりせっかく温泉を再開していただいたので、そこを継続していただくためにも、何らかの手伝いとかそういうこともぜひ考えていただければと思いますのでよろしくお願いします。そこは回答は要りません。

以上で終わります。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 3点ほどお聞きしたいと思います。

1つ目が25ページです。3款民生費の子ども・子育て支援新制度事業費の中の施設給付費1億1,609万1,000円です。

2つ目が次の26ページになります。4款衛生費の予防費です。コロナウイルス関係の接種状況について。

3つ目が33ページになります。消防費の最上広域の分担金の中の消防費減額7,164万7,000円について、お聞きしたいと思います。

最初に、子ども・子育て支援新制度事業費の中の施設型給付費、こちら1億1,609万1,000円ほどの増額になっておりますが、先ほど財政課長の説明の中で公定価格の改定ということがありました。どれほど上昇、上がっておりますでしょうか。

すみません。これに関して、主な給付先がどういった施設になるかお願いしたいと思います。

コロナ関係です。高齢者の新型コロナウイルス予防接種業務委託料、こちら5,930万4,000円が減額になっておりますけれども、既に接種済みの方は何名ほどいて、これは対象者の大体何%ぐらいであったか、お願いしたいと思います。

最後です。33ページの消防費です。常備消防費になります。最上広域市町村圏事務組合分担金消防費ということで、7,164万7,000円の減額ということで、こちらの主な内容についてお願いしたいと思います。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 それでは、私のほうからは子ども・子育て支援新制度事業費の中の施設型給付費1億1,609万1,000円の増の内容ということでございますが、公定価格が上昇したというものの内訳としましては、このたび国の補正におきまして、保育士の処遇の改善ということでかなりの増額が図られています。保育士の処遇改善で平均10.7%ということの説明を受けております。

それに伴いまして、公定価格のほうが改定されたということで、その給付先であります、施設型給付費につきましては認定こども園が主に施設型給付費の交付先で、市内では4園ほどがございます。

今回の公定価格の改定に伴いまして増額になっておりますのが、施設型給付費とは別に、民間立保育施設実施業務委託料も増額になっておりますが、こちらは認可保育所が6園ありますが、そちらもこちらのほうの対応で委託料という形での給付になっているところでございます。

以上であります。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 それでは、私のほうからは新型コロナウイルス予防接種業務委託料の減額補正に関してお答えいたします。

現在の接種状況という御質問でございますが、現在のところの接種者数は約700名となっております。接種率につきましても10%未満という

現状でございますので、想定を下回る接種率ということで、減額補正とさせていただいたところ です。

以上です。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 私のほうからは、9款1項1目常備消防の広域分担金の減額について御説明いたします。

こちらにつきましては、皆さん御承知されていると思いますが、今現在、松本地区に消防の本部を新しく建てているところでございます。

こちらのうち、高機能指令に関する費用につきまして分担金で精算するという予定で当初組んでおったところですが、事業内容を精査したところ起債対象になるということが分かりましたので、今回分担金を起債のほうに振り替えたということで、七千何がしの金額が減額というふうになってございます。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） コロナの接種率がかなり低いなということはこの数字で見て分かりましたけれども、県内としても大体こういった感じで、接種率というのは実績としてあるのでしょうか。もし分かりましたらお願いします。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 新型コロナウイルスワクチン接種の接種状況、県内の状況は現在まだ情報としていただいておりますが、助成額3,500円半額程度というところは、県内13市ほぼ同等の基準で実施したところであります。

全国的な傾向としてワクチンメーカーの意識調査等を見ますと、やはり接種率は低いという状況にございました。

原因としましては、新型コロナウイルスワク

チン接種よりも高齢者のインフルエンザ接種を優先された、また、費用が高いなどという原因というふうに把握しております。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 38ページの11款1の1農地災害復旧事業費がマイナス3億5,000万余り。それから、39ページの11款1の1で小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金、これも3億円以上。また、39ページの11の1の2で農業用施設災害復旧事業費、これが6,500万円のマイナスということで、これらを合計してみますとマイナス8億円にもなります。

これは4月からの作付ができないことになるような気がするのですが、その面積、それから減収額、見込みはありますかということです。

それから、2つ目は、25ページの3の2の1で子ども・子育て支援新制度事業費、これが先ほど亀井議員からもありましたが、延べで1億8,581万円増となっています。この内容は公定価格上昇ということで伺いました。

保育士の処遇改善に10.7%改善ということで大変いいなと思いましたが、これが、令和6年4月に遡って支給とも聞いていますが、市の保育所の会計年度任用職員がおられるわけですが、こういった方々の保育士の処遇改善にもつながるのか教えていただきたいと思います。

それから、32ページの8の4の1の住宅リフォーム補助金がマイナス820万円になっていました。

今までは、これはほとんど補助が早くからゼロになるぐらいまで申込みが多かったように感じるのですが、今年度残ってしまった理由などはどのように考えておられるでしょうか。

それから、40ページの11の2の2で、北沢川災害復旧工事がマイナス1億97万ということで

すが、この理由はどのようにになっているのでしょうか。

以上です。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 初めに、38ページの11款災害復旧費の農林水産施設災害復旧費についての御質問をいただきました。

こちら減額になっておりますのは、国の査定の結果によりまして、工事費から測量試験費などを控除した、控除したということはそこから引かれております。そのほか工事費の変動により上乗せしていたものもあるわけですが、そこで工事費の再整理を行った結果、査定額の減額によって減額されているものでございますので、11の1の1、それから11の1の2の農林関係についてはそのような状況でございます。

それから、39ページの小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金につきましては、今年度、令和6年度中の工事完了が見込めない部分につきましては減額をさせていただいて、来年度対応ということにさせていただいているということで御理解いただければというふうに思います。

以上です。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 子ども・子育て支援事業費の中の保育士の処遇という点につきましては、民間立保育所あるいは民間立の認定こども園等に係る保育士の処遇だというふうに理解しております。

会計年度任用職員は公務員でございますので、昨年行いました市の職員の人事院勧告に伴いました改定がありましたけれども、会計年度任用職員につきましては、その改定後、来年度4月1日以降に反映させる予定でございます。

以上です。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 私のほうからは、2点回答させていただきたいと思います。

まず1点目、8の4の1の住宅リフォームについてでございます。

こちらのほうは例年大変人気のある事業ということで、150件から180件程度これまで申請があったというような事業でございます。

今年につきましても、春先、夏ぐらいまでは例年と同じような申込みの件数ということで、これまでどおりかなというふうに感じておりましたけれども、夏以降の申込みというのがこれまでとはちょっと違ってやはり大分落ち込んできたというか、申込み件数が少なくなってきたという状況でございます。

この原因につきましては、詳しくまだ内容を精査していないというところで分からないところもございませうけれども、建設費の高騰であったりだとか季節的なものというのものもあるのかなというふうに思っておりますが、こちらについては引き続き原因、もしかしたらどこが利用しづらいとかいうことも含めて、何かあれば研究していきたいというふうに考えているところでございます。

もう1点、災害11の2の2でございます。河川の災害復旧費の減額ということについてでございます。

こちらのほうは11月の議会にて補正をお願いして可決していただいたものでございますが、この当時、まだ国の災害査定を一部受けていないというところがございました。

概算のほうでまずははじき出しながら、予算の計上と早期の発注に向けてということで、予算のほうもお願いしたというところでございます。

その後、査定を受けまして、工事内容というところがはっきりしましたので、その差額分ということで今回減額をさせていただいたという

ことでございますので、よろしくお願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 保育士の人件費が10.7%アップ。さらに、先ほど、課長は答えになりませんでした。令和6年4月に遡って保育士の人件費を民間の場合は上げるというお話があったように思います。

それに比べて新庄市の会計年度任用職員である保育士の場合、令和7年4月1日から人勧の改定で反映させるというお話でした。

これは、民間の保育士の人件費大幅アップに比べて、新庄市の会計年度任用職員の皆の給料が、今年度4月に遡って支給されないという差別があるように感じるのですけれども。

私としては、民間立保育士の人件費大幅アップ、令和6年4月に遡って支給、これに合わせて市の保育士も上げるべきではないかと感じるのですけれども、どうでしょうか。

それから、住宅リフォーム補助金が残った原因、これは私が思うに、物価高で建設費が高くなっているそれもあるし、また、一般に食費のほうの物価高騰、エンゲル係数大幅アップと報道されているように、まず食べるのが先かみたいな状況に今、市民の皆さんがなっているのではないかなと感じます。

そういう意味で、住宅リフォーム補助金の在り方をもっと利用しやすいように、例えば私の近所の方も、屋根の雨漏りがよく起きてしまって、ペンキ塗りしなかったからなあみたいな、そういう意味ではペンキ塗りの補助というのは非常に重要な住宅リフォーム、住宅の長寿命化にとって大事なと改めて感じているし、屋根のペンキ塗りとか、ほかの自治体のように畳替えとか、住宅リフォームで今新庄市で入っていない部分、市民がより使いやすいような、使ってほしい中身のメニューを示して拡充する必要

があるように感じるのですけれども、どうでしょうか。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 会計年度任用職員につきましては、人事院勧告の影響を受けないというものとされておりまして、このたびは見送ったところでございます。

以上です。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 住宅リフォームについてでございます。

この補助金を活用するに当たりましては、県との共同の事業でございます。この事業内容に沿って今現在進めているところでございますので、まずは、今年度この申込み件数が少なかったという内容がどうだったのかというところは少し研究をさせていただきたいというふうに思っております。

それ以上に単独でということについても、まずは、県との共同の補助金ということの中身をきちんと確認をしてからかなというふうに考えてございますので、来年度に向けて1つ課題ということで考えたいというふうに思っております。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) 私も災害復旧に関してですけれども、ただいまの11款の2の2河川災害復旧の北沢災害復旧工事なのですが、1億円ほど減額になっています。ちょっと金額が大きいと思います。

この当初の査定を受けるための事業計画と、それから1億も減額になる結果の査定の内容を教えてください。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 この災害査定の内容ということでございましたけれども、まずは、予算計上させていただいた段階である程度、設計というものがきちんとなされてできる状態ではないということでしたので、延長とか工法というので、これまでの事例を鑑みながら、割と多めというか間違いなくできる、足りなくならないというところを主眼に置いた中で、まずは計上させてもらったというのが実情でございます。

その後、国の査定ということで受けまして、災害復旧でございますので、原則としては原状復帰というところの中での査定を受けて、その査定を基に実施設計を組んでいったところ、工事の金額が明確になったと。その差額が1億になってしまったということでございますので、御理解いただければというふうに思っております。

6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) 結局、原状復旧というのがポイントになってきまして、改良ができないという現実があると思います。私が伺っている中では、ちょっと細かくは言えないのですけれども、改良部分、いわゆる一番上流部分のほうなのですけれども、水路を入れると、いわゆる護岸がないところというか、コンクリート水路を入れるという計画が災害復旧上申請されたと思うのですけれども、そのところはどうか査定されたか、分かりましたら教えていただきたいのですが。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 査定の時点でどういった内容になったかということですが、査定の時点では概算の設計を組んでおりましたので、その時点で三面コンクリートでの構成ということで申請をしております。そういった復旧の

仕方でオーケーだということで、査定のほうも
了承いただいたということでございますので、
御了解いただければと思います。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よっ
て、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

(「動議」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 何の動議でしょうか。

それでは、ただいま休憩動議がありました。
休憩動議に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

佐藤卓也議長 2名以上の賛成がありますので、
休憩動議を採決したいと思います。

暫時休憩いたします。

午後3時44分 休憩

午後3時46分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

この動議は2名以上の賛成がありますので、
成立いたしました。

休憩の動議を議題として採決いたします。

この採決は表決システムにより行います。

この動議のとおり決定することに賛成の議員
は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを
押してください。

(電子表決)

佐藤卓也議長 それでは、締め切ります。

賛成10名、反対5名、賛成多数であります。
よって、休憩の動議は可決されました。

これより暫時休憩いたします。

午後3時47分 休憩

午後4時14分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

それでは、討論を終結し、直ちに採決したい
と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は討論を終結し、直ちに
採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第4号原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第5号令和6年度 新庄市国民健康保険事業特別会計 補正予算(第4号)

佐藤卓也議長 次に、議案第5号令和6年度新庄
市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4
号)について質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1番(佐藤悦子議員) 49ページの2の1の1
で一般被保険者療養給付費がマイナス2億
8,023万円になっていますが、その理由は何で
すか。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 2の1の1、一般被保険者療
養給付費負担金の減額についてでございます。

こちらの医療費につきましては、令和6年度

当初予算編成時におきまして令和5年度と同様の医療費の増加傾向が続くものと見込んでおりましたが、最終的な見込みとしましては約20億の予算規模として給付するものと見込んだことから、減額補正させていただきたいと存じます。以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第26議案第6号令和6年度 新庄市介護保険事業特別会計補正 予算(第4号)

佐藤卓也議長 次に、議案第6号令和6年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質

疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第27議案第7号令和6年度 新庄市後期高齢者医療事業特別会 計補正予算(第3号)

佐藤卓也議長 次に、議案第7号令和6年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1番(佐藤悦子議員) 68ページの1の1の1で、特別徴収保険料がマイナス3,257万1,000円となっている理由。それから、69ページの3の1の1で、医療広域連合納付金がマイナス3,679万8,000円となっています。

これらは後期高齢者の保険者の人数などが減ったということなのでしょうか。

津藤隆浩税務課長 議長、津藤隆浩。

佐藤卓也議長 津藤税務課長。

津藤隆浩 税務課長 保険料の減額につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合からの保険料の負担金の見込みにより算出しております。

保険料の負担金の減がなったために、それに合わせて保険料の減額としております。

以上です。

佐藤朋子 健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也 議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子 健康課長 3の1の1の広域連合納付金につきましては、保険料延滞金低所得者保険税軽減分と広域連合負担金に納付する金額の見込みの減に伴いまして、減額査定するものでございます。

以上です。

佐藤卓也 議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也 議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也 議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也 議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也 議長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第8号令和6年度 新庄市水道事業会計補正予算(第

5号)

佐藤卓也 議長 次に、議案第8号令和6年度新庄市水道事業会計補正予算(第5号)について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也 議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也 議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也 議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也 議長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第9号令和6年度 新庄市下水道事業会計補正予算 (第4号)

佐藤卓也 議長 次に、議案第9号令和6年度新庄市下水道事業会計補正予算(第4号)については質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也 議長 佐藤悦子議員。

1番(佐藤悦子議員) 下水道事故、どことい

うことではなく、資本的支出と関わるのかもかもしれませんが、陥没事故が埼玉県だったかと思いますが、起きております。これは老朽化で本当は直すべきところを直さないまま、あのような悲惨な事故になったということでした。

こういうところが市内の下水道で心配はないのか、調べたりはしていらっしゃるのかお聞きします。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員に申し上げます。

補正予算です。もし質問があれば令和7年度でやっていただければ、これは補正予算ですので、質問を変えていただければと思います。

1 番（佐藤悦子議員） いいです。分かりました。本当は聞いてもいいと思うのですけれども。

佐藤卓也議長 これは補正予算ですので。よろしいでしょうか。

もし陥没のことがあれば、来年度予算で聞いていただければ。よろしいですか。

1 番（佐藤悦子議員） はい。

佐藤卓也議長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第9号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

散 会

佐藤卓也議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

3月5日水曜日午前10時より本会議を開きますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時24分 散会

令和7年3月定例会会議録（第2号）

令和7年3月5日 水曜日 午前10時00分開議
議長 佐藤 卓也 副議長 今田 浩徳

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	8番	鈴木法学	議員
9番	辺見孝太	議員	10番	渡部正七	議員
11番	新田道尋	議員	13番	伊藤健一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

欠席議員（0名）

欠席議員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸 聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山 浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	高橋 学
上下水道課長	阿部和也	会計管理者長 兼会計課長	加藤 功
教育長	津田 浩	教育次長 兼教育総務課長	渡辺政紀
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	今田 新
監査委員	須田泰博	監査委員 事務局長	伊藤幸枝

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	井上徹
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 事務局長	大江周

事務局出席者職氏名

局長	山科雅寛	局長補佐	高橋智江
主事	小野一樹	主事	秋葉佑太

議事日程（第2号）

令和7年3月5日 水曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	渡部正七	議員
2番	鈴木啓太	議員
3番	辺見孝太	議員
4番	坂本健太郎	議員
5番	小嶋富弥	議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

令和7年3月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	渡 部 正 七	1. 「新しい認知症観」の普及促進について 2. 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会）」について 3. 行政窓口や公共施設（指定管理施設含む）におけるカスタマーハラスメントの現状と今後の課題について 4. 市民スキー場グレンデAコース斜面崩壊箇所の復旧について	市 長 教 育 長
2	鈴 木 啓 太	1. エコロジーガーデンについて 2. 部活動の地域移行について 3. 防災危機管理について	市 長 教 育 長
3	辺 見 孝 太	1. ゼロカーボンシティ宣言による今後の施策の方向性について 2. アニメツーリズムの推進について 3. AIを活用したがんのスクリーニング検査について	市 長
4	坂 本 健 太 郎	1. 公共施設の修繕、更新について 2. 二拠点居住への対応について 3. 新庄最上定住自立圏共生ビジョンについて	市 長
5	小 嶋 富 弥	1. 働き方改革と持続可能な市政運営について 2. 命の尊厳について	市 長

開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。
ただいまの出席議員は17名です。
欠席通告者はありません。
これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

佐藤卓也議長 日程第1 一般質問。
これより一般質問を行います。
今期定例会の一般質問者は10名です。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。
なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。
本日の質問者は5名です。

渡部正七議員の質問

佐藤卓也議長 それでは初めに、渡部正七議員。
（10番渡部正七議員登壇）
10番（渡部正七議員） おはようございます。
3月定例会、一番最初に一般質問します。
新政・結の会、議席番号10番の渡部正七です。
よろしくお願ひします。
それでは、通告に従いまして質問に入ります。
大項目の1番目、「新しい認知症観」の普及促進についての質問を行います。
新しい認知症観は、認知症になったら、何も

できなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で、仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるというような考えであります。

国は、2024年1月に施行された認知症基本法に基づき、認知症の当事者が、尊厳を持って、希望を持って暮らせる共生社会の実現を目指しております。

このことを踏まえ、新しい認知症観の普及を促進するための施策についてお伺いいたします。

まず初めに、本市としまして、新しい認知症観の普及啓発の取組については、認知症に関する知識や、認知症の人に関する理解を深めるため、認知症サポーター養成講座のさらなる展開や、新しい認知症観を定着させる啓発資料の作成など、取組をこれまで以上に強化すべきと考えますが、現状と今後の取組についてお伺いいたします。

次に、認知症による徘徊や行方不明者、これらの対策の現状と課題をどのように捉えているのかをお伺いします。

3番目になりますが、認知症サポーター養成講座及び認知症サポートスキルアップ講座などの受講者のうち、ボランティア活動への参加意思のあるボランティア登録者数の状況は、現在どのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

4番目になりますが、認知症の方から就労や、社会参加のニーズがあった場合、どのように対応されているのか、お伺いしたいと思います。

5番目になりますが、学校教育、社会教育における認知症に関する知識及び当事者に関する理解を深める教育の推進についての見解をお伺いしたいと思います。

以上、新しい認知症観の普及促進についての質問となりますので、よろしくお願ひします。

次に、大項目2番目の「コミュニティ・スクール（学校運営協議会）」について質問いたします。

学校運営協議会とは、学校と保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、子供たちの豊かな成長を支え、地域と共にある学校づくりを進める仕組みのことを言います。

この制度を導入した学校をコミュニティ・スクールといいます。本市においては、平成30年度から、萩野学園から始まり、令和4年度までに、新庄市立学校が全てコミュニティ・スクール化されておるわけであります。

それぞれの学校に合った形での様々な意見公開や協議、活動として、地域と共にある学校づくりに取り組んでいるとは思いますが、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の現状と成果、課題等についてお伺いいたします。

まず初めに、特色ある学校づくりや教職員の意識改革、学校の活性化など、学校運営に関する成果をどのように捉えているのかをお伺いします。

次に、保護者、地域の理解の深まり、連携した地域学校活動の取組状況、成果についてはどのように捉えておられましょうか。

3番目になりますが、学校の運営状況を地域住民に対して、どのように発信しているのか。具体例などがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

次に、学校運営協議会との連携による教育活動が充実する学力の向上、また生徒指導における課題解決等の成果についてはいかがでしょうか、お伺いします。

5番目に、学校運営協議会の委員の確保や研修の在り方、地域や教職員の理解の促進、学校運営協議会の活性化などの課題についての見解をお伺いしたいと思います。

以上、「コミュニティ・スクール（学校運営

協議会）」についての質問となりますので、よろしくお祈いします。

次に、大項目3番目の質問となります。

行政窓口や公共施設、これは指定管理者の施設も含むわけですが、これらにおけるカスタマーハラスメント、以下、カスハラと呼ばせてもらいますが、この現状と今後の課題についてお伺いいたします。

まず最初に、行政窓口におけるカスハラの実状認識と、主な事例や件数を具体的にお祈いしたいと思ひます。

続きまして、公共施設、指定管理者が管理している施設も含むわけですが、これらの指定管理、窓口業務とかいろいろな業務があるわけですが、それに対するカスハラの実告や、あったとすれば最近の傾向、それと市、指定管理者の対応についての見解をお伺いしたいと思ひます。

3番目、他自治体のカスハラ対策の実例研究や、本市の予防対策についての実後の方針を具体的にお伺いしたいと思ひます。

次に、カスハラ等を受けた場合の緊急事態を想定した職員の訓練方法、それと対応マニュアル等、これは指定管理者にもあるかも、ちょっと分かんないですけども、それらについての実見をお伺いしたいと思ひますので、よろしくお祈いします。

以上、カスハラの実問となります。

最後に、大項目4番目の市民スキー場グレンデAコース斜面崩壊箇所の復旧についてお伺いいたします。

市民スキー場は、平成12年12月に設置されて以来、ファミリーグレンデとして、スキーヤーやスノーボーダー、本当に多くの人たちに親しまれているグレンデであります。

今シーズンも、入場者数が約1万2,000人、輸送人員、これはリフトに乗って実際運ばれた人数なんですけれども、8万9,000人の利用があったと聞いております。

このスキー場では、今シーズンも新庄市内の小学生のスキー授業、そして鮭川村、戸沢小学校、大蔵小学校のスキー授業も行われ、スキー場は体育施設、そして教育の場として活用されておるわけでありませう。

このようなスキー場ではありますが、非常に残念なことに、平成30年8月5日の3地区のこの最上地区を襲った大雨、豪雨によりまして、ゲレンデのAコース斜面において、管理道路から約50メートルほど上の部分なんですが、斜面が崩壊し、管理道路が寸断され、照明灯の電気ケーブル等がむき出しになるなど、大変危険な状態になったところでありませう。

現在、この管理道路は復旧され、大型土のうを積んで土砂の流出を防いでおるわけですが、土のうそれ自体も経年劣化しており、大変心配しているところでありませう。

また、中間停留所の上のリフトの鉄塔付近にも横に亀裂が見られ、危険だなどという報告を市のほうでも受けていることだと思ひます。

このことに関しては、私も議会でこれまで2回ほど質問させていただきましたが、ゲレンデAコース、この斜面崩落箇所復旧については、依然放置されたままでありませう。

これまでの執行部の答弁では、危険な場所であるとの認識はある。しかしながら、金額的なところや、表面上の亀裂、崩落等が、表面上だけなのか。また、その範囲がどれくらいに及ぶのかを考えたときに、詳細な設計が必要となることが重要であり、今、課題であるので、引き続き検討をさせていただきたいとの回答でありました。

今シーズンも非常に多くの利用者、スキー場でもいろいろアンケートを取っているそうなんです、非常に早く復旧していただきたい、そのような復旧を望む声が多く聞こえておひます。

これまで、この件に関してどのような検討を行ってきたのか、お伺ひいたします。

以上、大項目4つの質問となりますので、よろしくおひます。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 おはようござひます。

渡部議員の御質問にお答ひします。

コミュニティ・スクールと市民スキー場の質問につきましては、教育長が答弁しますので、よろしくおひます。

議員御質問の認知症に関する知識や認知症の人に関する理解を深める取組につきましては、国・県と連携して推進することが重要と考へておひます。

今年度の取組といたしましては、認知症サポーター養成講座や認知症サポータースキルアップ講座を随時開催するとともに、今年1月には、若年性認知症をテーマとした映画「オレンジ・ランプ」を上映し、認知症に係る知識等の普及啓発を行ったところござひます。

今後の取組につきましては、今まで以上に幅広い世代の方から、認知症への関心を持っていただけるように、各種講座の内容等を見直して、参加しやすい環境を整え、さらなる普及啓発に取り組んでまいりませう。

2点目の徘徊や行方不明者対策といたしましては、本市では、徘徊高齢者支援事業により、高齢者や家族から、行方不明になったときの捜索に必要な情報を事前登録いただき、関連機関と共有することで、早期発見・保護につながる対策を講じておひます。

3点目の各種講座受講者のボランティアへの登録状況につきましては、多くの方がボランティアの参加希望があるものの、ボランティアの受入れ先とマッチングが難しいことが課題となっております。

4点目の認知症の方の就労、社会参加のニーズがあった場合の対応といたしましては、地域

で活動するふれあいサロンや、新たな通いの場の立ち上げを支援しておりますが、今後につきましては、認知症サポーターの育成、チームオレンジの立ち上げなど、県をはじめとした関係機関と連携しながら、社会参加の機会の確保に努めてまいります。

5点目の学校教育、社会教育における認知症に関する知識、理解を深める教育の推進につきましては、市内、小中高生徒を対象とした、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識、理解を深める教育を推進しているところであります。

次に、カスタマーハラスメントに関する御質問にお答えいたします。

市役所は、要望や苦情も含め日常的に様々な御意見を頂戴しております。このような御意見につきましては、行政サービスのさらなる向上のために、必要不可欠なものである一方で、妥当性を欠く要求や、社会通念上ふさわしくない悪質な言動を伴う要求など、いわゆるカスタマーハラスメントと思われる事案が全国的に発生し、大きな問題となっております。

現在、本市では、行政窓口、公共施設ともにカスタマーハラスメント事案の認定や件数の把握は行っておりませんが、窓口における過度と思われる要求事案は発生しており、ケースによっては、総務課も関わりながら対応した事案も幾つかございます。

県内自治体において、カスタマーハラスメントに関する指針の策定や検討が始まっているとお聞きしておりますので、本市においても、職員が具体的な対応等を共有するための判断基準や対応方法を定めた指針等を策定するとともに、専門講師を招いての職員研修を実施し、カスタマーハラスメント対策に取り組んでまいります。

あわせて、手法などを通じて、具体的にどのような行為がカスタマーハラスメントに該当するのかなど、広く周知することで理解を深めな

がら、行為の未然防止につなげてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 それでは、コミュニティ・スクールについての御質問にお答えいたします。

本市では、保護者及び地域住民が、その地域の学校運営に積極的に参画することにより、地域住民の意向を学校の運営に的確に反映し、より一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現することを目的に、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールを設置し、地域と共にある学校づくりを進めております。

まず、学校運営に関する成果につきましては、コミュニティ・スクールによって、地域の方々が積極的に学校運営に関わることにより、それぞれの地域の特色を生かした教育活動や、学校経営を行うことができるようになってきたと捉えております。

また、地域学校協働活動につきましては、統括推進員を含めた6名の地域学校協働活動推進員が、学校や学校運営協議会のニーズを把握しながら、学校と地域をつなげるコーディネート活動を重ねることにより、地域の方々が参画して実施する学校行事や、学校活動の展開につながってきております。

地域住民への発信につきましては、学校だよりに活動の報告を盛り込むということで、学校の運営状況を地域の皆さんにお知らせするとともに、地域学校協働活動だよりを適宜発行して、地域学校協働活動推進員の活動内容や各学校における活動の事例を紹介しております。

このように、学校運営協議会の活動により、学校と地域との連携が強化されたことによって、地域の皆さんと教職員や児童生徒との関わりがさらに深まったことで、学校ごとに特色を持ったふるさと学習をはじめとする教育活動の充実や、児童生徒の健全な育成に向けた活動につな

がってきているものと考えております。

学校運営協議会が設置された当初は、コロナ禍の影響もあり、活動が制限されておりましたが、徐々に協議会活動が活発になり、委員としての意識も向上してきている状況にあります。

このような中で、市内全9校の委員等を対象とした研修会を企画するなどし、意識のさらなる向上を図ることにより、学校運営協議会や地域学校協働活動の活性化につなげてまいります。

次に、市民スキー場グレンデAコース斜面崩壊箇所の復旧についての御質問にお答えいたします。

グレンデAコースにつきましては、平成30年8月の豪雨により、一部が崩落したことに伴い、その後は安全面の観点から、Aコースを閉鎖して、スキー場を運営している状況にあります。

復旧対応の状況につきましては、専門家から助言をいただきながら、コース内の亀裂や崩落の有無を定期的に観測しております。

また、昨年7月の豪雨においても、被害の拡大や斜面に新たな動きがないか、注視してきたところです。

市民スキー場は、平成12年の開場以来、スキーヤーやスノーボーダーの方々が雪に親しむ場として、多くの市民に利用いただいておりますので、公共施設全体の管理計画の中で、修復方法やスケジュールについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） それでは、再質問させていただきます。

新しい認知症観の普及促進について、まず最初に再質問させていただきます。

まず、今後の生活の見通しなどに大変不安を抱えている認知症の人に対し、精神的な負担の軽減とか、認知症の人の社会参加の促進を図る

ため、認知症当事者による相談支援の実施とか、ピアサポート活動等を推進することが非常に重要と考えますが、本市における認知症地域支援推進員の適切な配置や、認知症地域支援員と関係機関との連携、それらについては、今どのようになっているのか、まずお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

佐藤卓也議長 横山成人福祉課長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 おはようございます。

それでは、渡部議員から、本市の認知症地域支援推進員の配置、及び関係機関との連携についてという御質問をいただきました。

推進につきましては、現在、新庄社協内の新庄地域包括支援センターに1名配置しております。

認知症サポーター養成講座及びサポータースキルアップ研修の開催や、徘徊高齢者支援事業への登録者への相談や訪問を実施しております。

また、関係機関との連携につきましては、認知症疾患医療センター、こちらは国の設置基準を満たし、県が指定した医療機関でございますが、現在県内5か所がございます。新庄市におきましては、PFC HOSPITALが、平成29年に開設しておりますが、こちらとか、あと、かかりつけ医や介護サービス事業者とのネットワークを形成し、連携を図りながら、認知症の方や家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるようサポートしているところでございます。

以上でございます。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 認知症について、今質問させていただき、大体支援員について分かったわけですが、もう一つ質問させていただきます

す。

国において、毎年9月21日を認知症の日、9月を認知症月間と定め、国民の間に広く認知症についての関心と理解を深める取組を進めることにしています。

このことについて、本市における広報PR活動とか、認知症に対する正しい知識と適切な対応の普及促進の取組とか、イベント等、事例がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

また、今後の取組等についても、どのように考えているのか、お伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

佐藤卓也議長 横山成人福祉課長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 認知症の日、認知症月間への本市の取組状況、またPR活動などということで御質問いただきましたが、認知症の日、認知症月間が定められていることは承知しております。

ただし期間内での具体的な取組については、現在市のほうで取組には至っておりませんが、先ほど市長答弁にもございましたが、今年度、認知症への理解を深めてもらうために映画「オレンジ・ランプ」の上映会を実施しております。

当初認知症月間や、認知症の日に合わせて取り組むことを計画しましたが、認知症月間での実施がちょっと難しい状況にございましたので、今年1月18日の上映となりました。

1日2回上映としまして、有料入場者数が534名、あと無料の小中学生が数十名、上映に来ていただきました。

来年度は、なるべく期間内でオレンジカフェやオレンジ市場など、イベント実施に向けて、関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

また、併せて、PR活動も進めていきたいと考えております。

以上でございます。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 認知症の日、認知症月間は、これから非常に大切になると思います。

先ほど、今、市長答弁にありました映画「オレンジ・ランプ」なんですけれども、本当にたくさんの方が参加というか、鑑賞していただいたそうで、私もいろいろ、私も当日行けなかったんですが、後から聞いたら非常にためになった、いいあれだったねとかと、そんな話を聞きました。

やはりこの認知症、一部の場合を除いては、やっぱり完治できないと言われておるわけですが、早期に軽度認知障害に気づき、その対策を行うことで症状の進行を阻止することはできると言われております。

やはり本市においても、予防に向けて効果的な健康づくりの推進とか、いろんな人とコミュニケーションを取れば、そのような居場所づくりを、今後ともよろしくお聞かせしたいと思います。

続きまして、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）について再質問させていただきます。

本市においては、令和元年度から、新庄市地域学校協働本部を、社会教育課において、地域学校協働活動推進員を委嘱し、学校を核とした地域づくりに向けて、いろいろな取組をしておるわけであります。

この学校運営協議会と地域学校協働活動推進員との連携については、今現在どのように捉えておられるでしょうか。その辺についてお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 ただいま御質問のありました学校運営協議会と学校協働活動推進員との

連携についてというような御質問でございます。

議員が冒頭、御説明あったとおり、また、教育長の答弁にもあったとおりですけれども、元年から始まって、令和3年度に各校整って、令和4年度からこのような体制がスタートしたというふうなことでございますが、その間、コロナ禍もあって、大変集まりにくい年数が過ぎたというようなこともございます。

そのような中で、この関係につきましては、まず、子供たちと地域をつなぐ役割が学校運営協議会であり、その実働をつないだり、支える方々が地域学校協働活動推進員の6人の役割であると考えています。

学校運営協議会のニーズを把握しながら、学校と地域をつなげるコーディネート活動を重ねることにより、学校行事や教育活動の展開につなげていくものと考えられます。

当初、これまでの意識の中から、地域と共にある学校の意識を持って会議を積み重ねてきた中で、令和6年となつては、委員の皆さんから、何かせんなんといかんべというふうな話も、御意見が出てくることで議論も活発化して、早速行動に移しているケースもあると認識しております。まずはここまでお答えさせていただきませう。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 地域学校協働活動推進員、様々な活動をされておりました。ちょっと私も実際どんな活動をしているのかなと、あまり分からなかったんですけども、この2月号、地域学校活動推進だよりとあって、これは、市のホームページにも載っていましたが、非常に各学校においていろんな活動をされて、非常に子供たちも、この活動によって、いろいろとスキルアップしている、そのように感じたところでもあります。

学校運営協議会と、ここの地域活動推進員の

連携ですね。密にして今後ともいろいろとお願いしたいと思いますので、市のほうでもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、この学校運営協議会において、今それぞれ学校に合った形で、意見交換や活動とかを行っているわけですが、なかなかやはり他校の活動については、共有できるような場がなかったように感じます。

一番最初、萩野学園が始まったときに、いろいろこの学校運営協議会というのを勉強から始まったと思うんですが、その後、市内の各校に進めていく上で、事例の研究とか、そういう協議の場もあったとは思いますが、なかなか今現在、それ以降、みんな集まって研修するような場がなかったように感じます。

先ほど、教育長の答弁の中で、市内9校全員の委員を対象とした研修会を企画する、そのような答弁もありましたので、ぜひ情報交換会、横のつながりというのも非常に大切だと思いますので、ぜひこういうことを企画していただきたいと思いますが、再度、その辺についての御見解をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 議員御紹介いただきました地域と学校というふうなことで、地域学校協働活動推進事業の事業だよりというふうなことが、令和6年度発行をされております。

年間大体2回ぐらいのペースで進めていきたいと思っておりますけれども、このようにして、各学校の取組が皆様方に紹介されるというふうな機会が広まっていくものと思われませう。

なお、自分の学校に関わりのある部分しか知らなかったという方々に、他校の取組も知っていただくような機会として、このような広報紙とともに、皆さん、委員の方々にお集まりいただいて事例発表、事例紹介をするなどの研修会、

そういうようなことを企画してまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） ぜひよろしくお願ひします。

やはり地域が学校づくりに積極的に関わりながら、子供たちの成長を支えていく。それは地域の活性化にもつながっていく取組になっていくと思いますので、今後ますます重要になってくると思います。ぜひよろしくお願ひします。

それでは、次に、カスハラについての再質問をさせていただきます。

先ほど答弁の中で、過度と思われる事案は発生しているというような御回答ありました。確かに、今この御時世、いろいろあると思います。

残念ながら、マニュアル等とか指針がまだ決まっていないというような話で、ああ、まだそんなことも決まっていないのかなど、非常に思ったところではありますが、その件に関しては、やはり早め早めの対応が重要と思われまます。

そこで、やはり市の対応と、また、今やはり指定管理者ですね。現場で行っている職員の方、またそこでもいろんなことが行われて、カスハラを受けている場合もあると思います。その辺の情報共有を、またこれからそのマニュアル等をつくる場合、指定管理者とどのように連携しながら、こういう指針をつくっていくのか、その辺の考えについての御見解をお伺ひしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 いわゆるカスハラ対策というところでございますけれども、指針につきましては、現在、厚生労働省からカスタマーハラスメント対策企業マニュアルというものが出ておまして、自治体についても、このマニュアル

を参考にするよという内容となっているものです。

事例ですとか職員の対応、それからどういったものがカスタマーハラスメントに当たるのかといったようなものが、この中には記載されているところなんです。

県内でもそのマニュアルの指針については、これから策定するというのが11市のほうの調査があった中で見てみますと、今後予定しているところが1市で、検討中が5市、それから既に策定しているところは1市というような状況になっているところなんです。

今後、新庄市においても、職員のそういった知識ですとか、それから対応の仕方、そういったところを、やはり一定の基準というものを設ける必要性というものは認識しているところですので、策定のほうは進めていきたいというふうには考えています。

また同時に、指定管理者の方々につきましても一番市民の方と触れ合う機会の多いところでございますので、そういったマニュアルも共有しながら、あるいは指針をつくる際に、聞き取りを行いながら、つくっていききたいというふうに思っているところなんです。

以上です。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） まず、よろしくお願ひします。

次に、市民スキー場ゲレンデAコースについて再質問いたします。

先ほど教育長の答弁の中で、復旧対応の状況につきましては、専門家から助言をいただきながら、コース内の亀裂や崩落の有無を定期的に観測しておりますという答弁がございました。

この専門家から助言、どのような助言をお受けになっているのか、お聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 市民スキー場のコースの崩落現場についての御質問でございます。

質問にもあったとおり、平成30年8月の豪雨によって崩落した箇所というようなことで、その部分につきまして、これまでも定点観測を行ってきたところでございます。

崩落した土砂が重なった部分について動きがあったかということを確認してきたところでございますけれども、これまでもほとんど動きは確認されていなかったというふうな報告を受けております。

そして、昨年7月25日の豪雨がございまして、その豪雨によって、別の箇所も崩落した部分がございましたので、その辺のところの復旧に対しても、コンサルの方々においでいただきながら、御相談したというふうな経過がございます。

この箇所についても、これまでの動きや経過をお話しした上で、現場も見えていただいたというふうな中身になっております。

そうしたところで、定点観測の中身や、現状の土の状態を確認いただいたというようなことになります。

以上です。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） スキー場、大変崩落箇所を直すとなると、金額的にも結構かかるというの、十分承知しているつもりであります。このAコースは、今年は営業が終わったわけですが、これまでも営業中、ずっと保護ネット、崩れたところに入らないように保護ネットを設置し、滑走禁止、コースとして閉鎖しておるわけであります。

しかしながら、残念なことに、この滑走禁止区域にも限らず、そこに入っていき危険な行為は、これまでも見られました。非常に、大変不

安を感じておるところであります。

皆さん、ニュースなどで御存じだと思いますが、毎年この滑走禁止区域へ進入し、死亡している事故が発生しておるわけでありまして。

今年も、新潟県の例えば湯沢町のスキー場で、スノーボードをしていた女子大生の方が、雪に埋もれた状態で窒息死していたというような、大変痛ましい事故もあったわけでありまして。

安心安全というグレンデ、やはりこれは設置者として当然必要なことだと思います。もし、危険な行為で、滑走禁止地域に入って行って、痛ましい事故が発生するような不安を、非常に感じるわけでありまして。この辺の安全安心の対策等については、どのような見解をお持ちでしょうか、お聞きしたいと思います。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 崩落してから数年になるわけですが、これまでも危険箇所の立入りを禁止するような表示を目立つようにして、取り組んでまいりました。

今までにも事故がないことはよかったです。これまでも現場スタッフの係員、入れ替わり、数時間で入れ替わって交代していくわけですが、その中で注意喚起を促しながら、そしてまた利用者の皆さんに伝えていただくことを徹底していただきながら、進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

10番（渡部正七議員） 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 本当に痛ましい事故がないように願うところでありまして。どうしてもやっぱり子供たち、自分も小さい頃、そういう危険な場所に入って行きたがる。そのような傾向。

今の子供たちはどうか分かんないですけども、少なくとも私たちが子供の頃は、そういう

危険な箇所にあえて挑戦したいみたいな、そういうこともあったのは事実ですし、本当にそういうのを注意喚起、みんなでスキー場の職員は見ながら、声がけとかしながら、事故にならないように対策していると思います。

この崩落したAコース、約300メートルぐらいの斜面です。斜度が大体21度ぐらいですか、あそこは。中級のコースとして、練習するにも非常にいいバーンだと思います。

スキー授業を行っている、やっぱり、いつもBコースでやっているんですけども、ちょっとレベルアップしていくと、やっぱり中級のコースを滑りたくなる。

前は、中級コースで、そこを滑ることができた満足感とか、そこを挑戦してみようとか、スキー授業でそういう子供たちの声がたくさんあったと思います。

私も、前にスキー授業に講師として、いろいろ御協力させていただきましたが、本当に一段レベルアップするための授業でも、非常に有効なコースであると思いますし、やっぱりスキー場のゲレンデとしての魅力としても、やはり今の一つだけのコースですと、どうしてもやっぱり一日乗っていると飽きてしまうとか、もう一つやっぱりゲレンデのコースがあれば、また魅力が出てくる、そのように感じます。

今やはり、新庄インターチェンジ、高速も新庄まで開通しまして、村山地方とか、結構、昼からでも新庄のスキー場に行ってみたいとか、そんな声が結構今あるわけで、そこでやはりゲレンデもきちっとして、崩落箇所を直して、安心安全なゲレンデを造っていただきたいと思います。その辺、安全安心なゲレンデ造り、早期復旧を願ひまして、本日の私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時57分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

鈴木啓太議員の質問

佐藤卓也議長 次に、鈴木啓太議員。

(4番鈴木啓太議員登壇)

4番(鈴木啓太議員) おはようございます。

一般質問、3月定例議会一般質問、本日2番目に質問いたします。新政・結の会の鈴木啓太です。

今回は3項目について一括方式にて質問いたします。発言事項は、エコロジーガーデンについて、部活動の地域移行について、そして防災危機管理について、それぞれ通告書に基づいて質問いたしますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

それでは初めに、エコロジーガーデンについて質問いたします。

エコロジーガーデンが正式に道の駅として登録され、整備事業が進められています。持続可能な施設となるためには、訪れる人が何度も足を運びたいような魅力が必要だと思います。子供から大人まで楽しめる空間が必要です。

今後、エントランス広場の活用や北側エリアの開発などが予定されていますが、より多くの人が訪れ、特に子供たちが楽しめる施設とするため、アスレチック遊具などを設置し、子育て世代が滞在しやすい環境整備が必要であると考えますが、市長のお考えをお伺ひいたします。

次に、部活動の地域移行について質問いたします。

令和6年度から休日の部活動が地域クラブへ移行し、本市では、平日の部活動も段階的に移

行する方針です。従来の部活動から地域クラブへ移行することで、新たに費用負担が生じることで、活動を諦めざるを得ない生徒が出ることで懸念されます。

全ての生徒がスポーツや文化活動を続けられるよう、市として負担軽減策を講じる必要があると考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

3番目です。防災危機管理について。

令和7年度から、市の危機管理体制を強化するために、防災危機管理課の設置が予定されています。

本市における危機管理体制の課題をどのように認識し、この組織改編によってどのような改善を図るのか、市長の御見解をお聞かせください。

以上、3項目についてよろしくお伺いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、鈴木議員の御質問にお答えします。

部活動の地域移行につきましては教育長が答弁しますので、よろしくお祈いします。

初めに、新庄市エコロジーガーデンの整備についての御質問ですが、2月臨時会において御報告申し上げましたとおりエコロジーガーデン周辺道の駅につきましては、本年1月に名称を「道の駅新庄エコロジーガーデン原蚕の杜」として正式に登録されたところであります。

道の駅開業後のエコロジーガーデンにつきましては、道の駅として立ち寄る方はもちろん、これまで利用していただいた市民の皆様からも、より一層親しまれ、何度も訪れていただけるような場所となることが重要と考えております。

エコロジーガーデンは、広大な敷地の中に文化財としての学術的な価値と豊かな自然環境を

併せ持つ、市内でも他に類を見ない施設であり、中でもエントランス広場、北側エリアについては、子供から大人まで親しめる空間づくりに向けて、重要なエリアと捉えております。

子供たちが楽しめる施設の整備が必要ではないかという御質問ですが、今後は新庄市エコロジーガーデン第5期利用計画における整備の方向性や施設のコンセプトを踏まえながら、来年4月の導入を目指しております指定管理者制度による管理事業者と共に、子供たちや家族連れはもちろんのこと、多様な年代の方々が自然に親しみ、学び、楽しめる場、憩える場となるよう、各エリアの整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、防災危機管理についての御質問にお答えいたします。

近年、異常気象により激甚化する自然災害や様々な危機への対応の必要性が高まる中で、防災危機管理の重要性は一層増してきております。

本市の危機管理体制につきましては、その事案の所管課が中心となり、対応を行ってまいりましたが、通常業務を行いながら情報収集や、全体調整などを行わなければならないことが課題となっておりました。

このため、一元的な指揮系統の確立や、平時からの体制強化も必要であると考えております。これを踏まえて、来年度から環境課の地域防災業務と総務課の国民保護業務を統合するとともに、危機事案発生時における全体調整、平時からの体制整備など、市の危機管理体制の強化を図ることを目的として、危機管理業務を所掌いたします防災危機管理課を新設するものであります。

具体的な業務としましては、防災力の向上を目指し、自主防災組織での研修、避難訓練、防災訓練などにより実効性のある対策を進め、危機発生時に市としての対応力を高められるよう取り組んでまいります。

また、災害時には、正確な情報を迅速に提供することが重要であり、防災危機管理課が情報発信の中心となることで、市民の皆様が適切な行動を取れるよう努めてまいります。

この組織改編によって、本市の危機管理体制をより強固なものとし、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

危機管理の分野は、自然災害のみならず、さきの新型コロナウイルス感染症など、多様なリスクへの対応が求められている時代に突入しております。

今後も社会情勢の変化に対応しながら、常に確かな危機管理体制を維持し、安全安心な地域づくりを進めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 私からは、部活動の地域移行についての御質問にお答えいたします。

休日の部活動の地域移行につきましては、新庄市休日の部活動の地域移行方針を定め、令和8年度の完全移行を目指し、また、平日の部活動につきましても、できるところから地域展開を進めていくこととしているところでございます。

地域クラブの現状につきましては、学校の保護者が立ち上げたクラブも多く、指導者の不足や費用負担に差があるといった実態があることは把握しております。

このほか、休日に練習試合に参加する際の移動手段や費用負担といった課題も挙げられております。

これらの課題は全国的なものであり、現時点では、市単独での補助、助成についての考えはございませんけれども、引き続き国や県、各自治体の動向にも注視しながら、地域クラブが持続的に活動できるよう進めるとともに、本市の子供たちのスポーツや芸術文化に親しむ機会の

確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） それぞれ御回答いただきました。御答弁いただいた内容を基に、再質問のほうをさせていただきたいと思っております。

初めに、エコロジーガーデンの道の駅について再質問いたします。

エントランス広場や北側エリアが重要なエリアとして、子供たちが滞在しやすくなるようにというふうなお考えがあるというふうに取り取りました。

第5期利用計画やコンセプトに基づいて、指定管理者制度を導入して進めていくような内容だと思うんですけども、あそこの場所に子供たちが滞在するようになると、にぎやかになってすごく雰囲気はよくなるなど常々思っているんですが、以前、議会において、エコロジーガーデンにおいては、通年で楽しめるキラーコンテンツのようなものが不足しているというような答弁があったかと思っております。

やっぱり滞在時間を増やすためには、何かそういうキラーコンテンツと言われるようなものが常設されていると強いのかなと思うんですが、子供たち、子供たちと言っても幅があるんですけども、子供たちにとっては遊具があると、そこを楽しみに行きやすくなって、遊ぶ場所自体がキラーコンテンツになるんじゃないかなと思っております。

規模とか年齢層、ターゲット層などによって、設置するものは変わってくると思うんですが、そういったものはやっぱり必要なのかなと思っております。

それと、夏の暑い日とか、ちょっと気温が高い日なんかには水遊びができるような、水辺の空間と言われるようなものも、子育て世帯、周りにいる保護者の声などをよく聞くと、そういっ

たものも新庄にあるとすごくうれしいというふうによく耳にします。

自分も子供と一緒に、県内あちこちそういった遊戯施設に行つて状況を見るんですけども、やっぱりそういう水遊びをしている子供、暑い日は非常に多くて、その周りにすごく人が集まって、周りにお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんが見守つて、家族で来ているような状況をよく目にします。

なので、こうした観点からも、子供向けの場所を仕組んでいくといいんじゃないかなと思いますが、現段階でそのイメージというか、そういった、どういうものを、どういうふうな年齢とか、何だろう、その遊具とか、子供向けにはどういうふうな仕組みにしていきたいというふうにイメージとしてあれば、お伺いしたいと思います。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 エコロジーガーデンに関するイメージ等々というものがあればという御質問でございますが、現在のエコロジーガーデンの第5期利用計画につきましては、子供向けの遊び場につきについて、例えば議員がおっしゃられたようなアスレチック遊具とか、具体的な、直接的な記載はございませんが、子供たちとか家族連れが楽しめる空間づくりについての考え方や方向性は、先ほどの市長答弁にもありましたとおり、議員と同様の方向を向いているものというふうに考えてございます。

具体的なイメージ等々につきましては、当然、これから詰めていく作業になるかと思いますが、先ほどの市長答弁にもありましたとおり、指定管理者制度、来年4月を目指してございますので、その中の選定作業の中で、具体的な仕様書、仕様を取りまとめたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 同じ方向を向いているというふうに言っていて、すごく安心、うれしかったです。

今、仕様書というふうなことがありましたが、来年から指定管理者を募集していくというふうな話だと思うんですけども、その際に、市長はこれまで民間の活力を生かし、創意工夫を取り入れるといったことをお話しされていたと思います。

なので、指定管理者を募集する際に、市が提示する募集要項のようなものに、子供とか、家族連れが楽しめる施設の提案というような要項を取り入れて、盛り込んで、条件を入れて募集要項をつくるということで、いろいろ民間のアイデアを提示してもらった上で、コンセプトに合うものとか、利用計画に合うものを選びやすくなるんじゃないかなと思うんですが、そのあたり、盛り込むというお考えは、どのように考えていますか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 具体的な募集要項の作成はこれからでございますけれども、民間事業者の意見や新たな事業提案の把握のために、来年度の当初予算のほうに、利活用検討調査業務委託料を計上してございます。

この委託料につきましては、民間事業者の意見や新たな事業提案の把握など、外部の視点によるエコロジーガーデンのストロングポイントやウイークポイント、我々内部からでは見えないような利点、それから弱点等を洗い出した上で、その基準づくり、募集要項の策定のほうに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

なお、これも先ほど市長答弁にございましたとおり、指定管理者制度による管理事業者と共

に、様々な年代の方が楽しめる場、憩いの場となることを目指してまいりますので、議員の御意見も参考にしながら、募集要項の作成に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） ちょっと当初予算の内容に入ってしまうかもしれないんですが、今のお話だと、意見を取りまとめて募集要項をつくるというふうに受け取ったんですが、そういうふうな理解でよろしいですか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 イメージ的には、当然、公募型のプロポーザルで募集をかけますので、その部分の選定基準であったり、選定方法であったり、それから当然募集の方法であったり、募集の基準であったりとか、その部分について、庁内、それから外部有識者等々も参加いただいて、その基準づくりに取り組んでまいりたいというふうなスタンスでございます。

なお、先ほど申しました利活用の調査業務につきましては、先ほど答弁いたしましたエコロジーガーデンの強みであるとか、弱みであるものを、外部の視点から調整いただいて、その部分についても基準の中に取り組んでいきたいと、そういうふうに考えてございます。

以上でございます。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 理解しました。そうすると、庁内検討委員会などを含めてつくると思うんですけども、子育て世代とか、子供が楽しめるような空間づくりが大切だということであれば、あらかじめ市としてそういうふうな遊ぶ場所を提案してくださいという前提で持って

いてもいいんじゃないかなと思うんですが、ちょっと繰り返しになってしまうんですが、そういうふうなものを、文言を入れ込むというお考えは現時点ではないですか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 現時点では、今、議員のほうからおっしゃられたような部分につきましても、はっきりとはお答えできませんが、その中で具体的な表現方法等が出てくるものかと考えます。

例えば、先ほど来からおっしゃられている、アスレチック遊具の設置とかございますが、実際にその部分につきましては、子供とか、それから親子連れが楽しめる空間づくりの一つの手法だというふうに考えますので、例えば募集要項の中に、そういったものを入れ込んだほうがいいか、それとも入れ込んだ場合でも、こういう活用方法があるよねとか、そういう部分をまず検討委員会等々でもんでいった上で、御提示できればというふうに考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 段階で具体的にというのはなかなか難しいと思いますが、ぜひ、そういった視点を持って策定していただければと思います。よろしく願います。

次に、部活動の地域移行について、再質問させていただきます。

今年度から、休日の部活動が地域クラブへ移行して、現状としては保護者会のクラブが多い中で、クラブによって、クラブの会費などの費用の差が結構あったり、その他の経費がかかったりという状況を把握していらっしゃるということでした。

私が質問させていただいた負担軽減策については、まだちょっと市の単独では検討されてい

ないということでしたが、市の方針として、クラブ化していくということは、生徒にまず選択肢が生まれます。

つまり、クラブに加入するのか、しないのかという、まず大きい選択肢が出ます。これまでも、学校内でその選択肢というのがあったんですが、学校内の活動だったので、ある程度強制力というか、大体中学校に行くと部活に入るんだみたいな雰囲気があって、多くの生徒が参加してきたんじゃないかなと思っています。

でも、クラブ化することで、やらないということが、やらなくてもいいという選択肢が明確になることで、これまで参加していた部活動の生徒数から確実に全体数が縮小すると思うんです。

そうすると、民間にスポーツとか、文化活動を移行したときのクラブの運営自体がなかなか存続できなくなってしまうんじゃないかなというリスクも考えられます。

そもそも一定の加入者がいないとクラブというのは成り立たないし、クラブに限らずですが、成り立たないので、生徒がなるべくクラブに通うような環境づくりというものが大事になってくると思うんです。

その意味で、市でそういうふうな促すような対策みたいなものを考えているものがあれば、お聞かせいただきたいです。

費用負担の部分については、先ほどお答えいただいたので、それ以外の部分で何か考えていることあればお聞かせください。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 部活動の地域移行についての地域クラブの環境づくりというふうな御質問でございました。

まず最初に、部活動の地域移行という名称が、国の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議より示され、地域展開と呼ぶ

ような名称に変更しようというふうなことになりました。

これは先週、検討会、学校やPTA、地域クラブや競技団体の皆さんがお集まりいただく会議でお示しさせていただいたわけですが、この地域展開という名称にするというふうな意味を考えると、学校としては、中学校としては部活動はしない方向に行くんだということと、その代わり、活動を望む子は地域で受皿を持って展開していくんだというふうな意味だと捉えております。

地域では、この受皿を広く開き、地域で支えるんだというふうな方針の下、国の方針、それから、県の部活動方針に従って、本市の方針を設計しているというふうなことでございます。

そのような中、御質問の地域クラブに加入する子供たちが減っていくんじゃないかという不安に関しての御質問でございますけれども、まず、このたびは、ほとんどのスポーツ、それから芸術文化に関して、現存する部活動の種目を受皿として進めてきたという年になります。

そのような中、活動は継続できるんだというふうなことをお示しさせていただいて、その先に平日の廃止に向けて、何年ということはこれから示され、まだ示されていないわけですが、その辺のところもにらみながら、御相談させていただきたいなと思っております。

まだまだ、国の動き、県の動きというのはまだどうなるかは不明確なところもございまして、その辺のところを、まだ現段階で言えるところは、地域クラブを立ち上げた皆さんの中の情報交換などは、今後していかなくちやいけないだろうなというふうな検討をしているところです。よろしく申し上げます。

4 番 (鈴木啓太議員) 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番 (鈴木啓太議員) 今年度から始まったと

ころで動き始めたところで、いろいろ情報交換を含めて、研究というか、状況を把握している段階だというふうに理解しました。

私が先ほど質問したのは、移行してすぐではなく、将来的にそういうふうになりやすくなるんじゃないかなという意味合いで質問させていただきました。

なので、平日もそのクラブに移行していくことを考えると、先ほどお伝えしたような視点で、生徒が入りやすいような、クラブが成立しやすいような環境整備を、少しずつ考えて進めていかなければいけないのかなと思っています。

初めの教育長の答弁にもありましたが、クラブ間で費用の差がある状況が今あるということでした。保護者クラブが今多くできていると思うんですけども、その保護者クラブを継続的に持続していくことができるのかということも不安が残るところで、民間に移行するということは、ある程度民間のクラブとして成り立つように設定していかないと、クラブ側も設定していかないとと思うんです。

そうすると、どうしても費用負担、費用の部分は徐々に徐々に会費とか、参加費とか、そういった部分が上がってくるんじゃないかなと思うんです。

そうしたときに、そのクラブ活動ができるのが、家庭の経済状況によって左右されてしまうということが非常に心配なところで、本当は参加したい、興味はあるんだけども、費用の関係で諦めざるを得ないというケースが生じることも心配なんです。

せっかくやりたいことを、今、学校でできない。スポーツを民間にするとできるというような方向でクラブ化が進んでいるのに、そういうふうな理由で制限されることがないように、していきたいなと考えているところです。

他の自治体の例なんですけれども、大阪市のにおいては、特定のクラブや習い事に使える補助

金制度を導入しております。特徴としては、クラブに支給するんじゃないくて、参加する生徒に特定のクラブや塾とかで使えるような、バウチャーとしてクーポン券のようなものとして提供される仕組みです。

これは、以前、同僚の辺見議員も同じような質問をしたかと思うんですけども、本市においても、こういった経済的な理由で活動を諦めることがないように、補助制度の検討が必要だと思います。

繰り返しの質問になってしまうんですけども、改めて、こういった考えについて、どのように今段階で考えているか、お伺いしたいと思います。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 議員からのお話がありました経済的な理由でクラブを選択、あるいは加入できないような方がいるかもしれない。そこを救う手だてはないのかというようなお話でございます。

現段階で助成については考えてございませんと答弁させていただきました中でございますけれども、このような検討が進む中で、地域クラブへの支援とかということは、この間、一般質問にもあったようでございますけれども、今回は、家庭的な支援というふうな感じのことにつきましては、おっしゃられた課題としてあるものと思います。

今後検討すべき課題として捉えますので、地域クラブでの活動に要する費用も調査をしながら、その費目というか、調査をしながら、その辺のところは、まだ現段階でお答えできるようなものは備わっておりませんが、おっしゃるとおりの部分については、課題として考えて検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 課題として捉えていただき、研究していただけるということで、非常にありがたいと思います。

この制度を仮に導入できたとすると、生徒の支援というだけではなく、クラブ側も生徒が使うことで、クラブにお金が行くようになるので、クラブ側も選ばれるために、よりよいサービスを提供しようというような努力をして、結果的に活動環境が改善というか、よりよい環境になるんじゃないかなと思います。

生徒が使った先を分析することで、使い道が明らかになって、地域全体でどういうスポーツがはやっていて、どういう文化活動の需要があるのかという、ある種ニーズ調査みたいなことも考えられると思いますので、ぜひ、こちらのほうを前向きに御検討いただければなと思います。

では、一旦こちらのほうは以上で、次の防災危機管理について再質問させていただきます。

先ほど市長の答弁で、危機管理体制の課題や組織改編によって改善される部分についてお答えいただきました。

通常業務に加え、災害時の災害対応だったり、危機管理対応だったりということで、なかなか分散してうまく対応し切れなかったという課題があったものを改善するというので、対応の一元化を目指すみたいなイメージで捉えました。

その中で、実際にその危機的な状況においても市役所の機能を維持しながら、業務に当たらなければいけないと思います。

そこで、大切になってくるのが、業務継続計画、BCPと言われるものだと思います。本市では、平成31年4月に、業務継続計画が策定され、国土強靱化計画に記載されていたと思います。

策定から約6年ほど経過して、その間、先ほど市長答弁にもありましたが、新型コロナウイ

ルスの感染拡大や、あとは昨年の豪雨災害など様々な危機的な状況を経験してきたと思います。

こうした過去の対応とか教訓を踏まえて、このBCPの内容を見直したり、検証したりすることが必要ではないのかなと考えております。

DXの推進などで対応マニュアルや業務の優先すべきものなど、いろいろ社会情勢によっても変化してきていると思いますので、こちら、この業務継続について、次年度で、防災危機管理課として新しく設置、新設されると思いますので、こちらの更新について考えていただきたいと思いますが、どのようにお考えか、お聞かせください。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 業務継続計画についての御質問をいただいたところです。

先ほど議員おっしゃられましたとおり、平成31年に策定をしたところではございますが、やはり昨今の頻発する自然災害ですとか、そういった災害についても、より見直す必要があるというふうには考えているところです。

災害に対してのその業務継続計画につきましては、国の指針によりますと別冊のような形でなくても必ずしもよいと、そういった独立した計画ではなく、必要な要素が、災害計画ですとか、災害マニュアルの中に必要な要素が盛り込まれていればよいというふうにされているところです。

防災に関する業務継続計画については、これまで、そのような対応をしてきたところではありますけれども、今後、防災危機管理課も設置することというところもありますので、内容についてより精査しまして見直しを図り、より実効性の高いものというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 次年度、そういうふうな見直しを進めていくというふうに取り組みました。やっぱり分散していると、別冊のようなやつで対応しているというふうなお話もありましたが、全職員がそういうふうなもの、ここを見るとこれが分かるみたいなことにしておいたほうが、より分かりやすいのかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

このBCP計画が最新のものになっていくと、訓練などにも活用できるかなと思います。結局計画をつくって、それに基づいて訓練をすることで、職員の災害や危機的状況における対応力が強化されるんじゃないかなと考えます。

防災訓練という話題も、先ほど市長答弁に出てきましたが、毎年、市では防災訓練を実施しています。

関係機関と連携しながら、いろいろな訓練をされていますが、近年の災害については、複雑化、広域化している傾向があって、従来の訓練だけだと対応の難しい部分もなかなか多くなっているんじゃないかなと思います。

次年度、地域防災マネジャーを任用するというふうに伺っておりますが、この専門家の知見を生かして、災害に即した訓練を導入することで、より実効性の高い総合防災訓練になるんじゃないかと思いますが、防災訓練の在り方や、この地域防災マネジャーの活用方法というか、そういったところを詳しく教えていただければと思います。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 防災危機管理課の設置に伴いまして、地域防災マネジャーの任用についての御質問をいただいたところです。

この地域防災マネジャーにつきましては、内閣府が地域防災マネジャー制度として設立しているものです。特に、災害対応に関して知識や経験の豊富な退官自衛官などを、内閣府が地域

防災マネジャーとして証明するというものです。

こちらについては、防災行政についての研修も受講しているというお話でした。そうした人材を専門性の高い外部人材として任用することで、より危機管理体制、そういったところが強化されていくものと思っておりますけれども、特に大事なのは、平時におけるそういった活動だというふうに考えています。

とりわけ、ちょっと課題とされています自主防災組織の向上、それから避難訓練、そういった地域の方との協働といったものを、特に力を入れまして、今後地域防災マネジャーの活用を図りながら、向上していきたいというふうに考えています。

また同時に、そういったところと、あと研修のようなものもと考えているところでございます。地域の方の防災に関する知識を高めていきたいというようなところで、地域防災マネジャーの経験や知識を活用していきたいというふうに思っています。

また同時に、各種計画の見直しなど、そういったところにも参画していただければというふうなことを考えております。

地域防災マネジャーについては、そのような予定でありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 地域防災マネジャーを活用し、専門的な知見を生かして、様々な訓練や計画など、マニュアルなどの更新を図っていくということで、なかなか職員だけだと気づかない部分など、そういった専門的な視点があるとより効果的になると思うので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

もう一つお伺いしたいのが、平時における防災力の向上という部分なんです、自主防災組

織とか、そういった避難訓練とか、地域でされている人たちは防災意識が非常に高い部分が多いのかなと思うんですけれども、それに入るまでの、ちょっと表現が適切か分からないんですけれども、一般の人というか、そういった方々がいかに防災というものに興味を持つかというところも、大切な視点なのかなと思います。

やっぱり防災と聞くと、どうしてもとっつきづらいというか、何ていうか、自分とはあまり関係ないみたいに思っている人が少なからずいるんじゃないかなと思うんです。

なので、こうしたあまり興味ないというか、なじみのない方々に対してアピールするというか、知ってもらえる機会というものも大切だと思うんですが、こういった、特に子供とか家族向けの防災を身近に感じられる取組とか、そういったものは、何かお考えはありますでしょうか。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 議員おっしゃる一般の方といえますか、地域とはまた別にというところがございますが、やはり平時のそういう避難する物資ですとか、物資といえますか、準備するものですとか、どこに避難すればいいんだとか、そういうような避難所の在り方なども含めて、そういう出前講座なども必要なのではないかなというふうには考えています。

また、防災月間などもありますので、そういうようなところでの市報での特集記事なども考えられるのかなというふうに思っておりますので、適宜対応してまいりたいと思います。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） いろいろな方法はあると思うんですけれども、例えば防災グッズを見る機会があったりとか、何かもうある種イベントみたいな、そういったものもあってもいいの

かなと思います、ちょっとお伺いしました。

いずれにしても、今後防災危機管理体制の強化というのは必要なことだと思いますので、防災危機管理課を新設し、新庄市の防災力、危機管理力の向上につながることを期待しております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

佐藤卓也議長 ただいまから、1時まで休憩いたします。

午前 11時42分 休憩

午後 1時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

辺見孝太議員の質問

佐藤卓也議長 次に、辺見孝太議員。

（9番辺見孝太議員登壇）

9 番（辺見孝太議員） 本日3番目に質問に立ちます議席番号9番、新政・結の会の辺見孝太です。どうぞよろしくお願いいたします。

先月2月8日と9日の2日間にわたって、第54回新庄雪まつりが開催され、天候はあまりよくなかったのですが、親子連れを中心に2日間で約9,500人の人出があったということです。

当日は、開府400年のイベントとして、鍋合戦とスノーボールバトルが行われたということで、開府400年の大変よいアピールになったのではないかと思います。市役所の皆様にも御尽力いただきありがとうございました。本当にお疲れさまでした。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。一問一答方式にてお願いいたします。

初めに、ゼロカーボンシティ宣言による今後

の施策の方向性についてお伺いします。

新庄市は、昨年12月23日にゼロカーボンシティ宣言式を行い、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにするために取り組むことを宣言しました。

今後、市民や事業者との官民連携を通じて、カーボンニュートラル達成のための脱炭素の取組を推進していくことと思いますが、市が取引をする事業者に対しても、環境への配慮を求めていくのかについてお伺いします。

また、カーボンニュートラル達成のために、私たち市民はどのようなことに取り組んでいけばいいのか、お伺いします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、辺見議員の御質問にお答えします。

初めに、ゼロカーボンシティ宣言による今後の施策の方向性についての御質問であります。昨年12月にゼロカーボンシティ宣言を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、市民や事業者及び市が協力して、脱炭素社会の実現に向けた取組を行うこととしております。

現在、新庄市地球温暖化対策実行計画を策定中でありまして、この中で、本市の自然的・社会的条件を踏まえた温室効果ガスの排出削減や、森林の維持整備による二酸化炭素の吸収に関する施策について各種検討しているところでございます。

今後の取組といたしまして、再生可能エネルギーの活用を推進し、温室効果ガスを削減するため、市民及び事業者向けに、太陽光発電等の設備の導入や、省エネルギーの推進とエネルギー利用の効率化を図るため、事業者向けに省エネ診断への支援を考えております。

なお、市が直接取引する事業者に対して、環

境への配慮を求めることにつきましては、現在のところ考えておりません。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） それでは、幾つか質問させていただきます。

実行計画は現在策定中ということですが、地球温暖化の問題は、真夏の高温による農作物への影響や、大型台風や線状降水帯の発生数の増加など、新庄市においても非常に身近なリスクになっています。

通告に書かせていただいた脱炭素の取組、この脱炭素とは、CO₂の排出量がゼロの状態を指します。実際には、努力をしても削減し切れないCO₂がありますので、森林整備などをしてCO₂の吸収量を高めたり、クレジットの購入なども方法としては考えられますが、まずは排出量を抑えるということが重要かと思えます。

事業者への環境への配慮を求める予定は、今のところないというような御答弁でしたが、例えば既にやっているかもしれないんですけども、市が日常的に購入しているものでも、エコマークなどの環境ラベル、最近はいろんな新しい環境ラベルもあるようなんですが、そういったものがついた製品を優先的に購入したり、あるいは市が発注する建設工事において、環境に配慮した建材の利用や、CO₂排出量の少ない建設機械の導入を求めていくとか、仕事で市役所などに来る場合は、なるべく低燃費な乗り物や移動手段でお願いしますといった移動や配送のカーボンニュートラルなど、そういったこともまだお考えになっていないのでしょうか、お伺いします。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 辺見議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、市が購入する物品等につきまし

では、消耗品を中心として、今、議員御指摘のような環境に優しい製品、こういったものを率先して購入するように努めているところでございます。

こちらにつきましては、名称的には同じなんですけど、新庄市地球温暖化対策実行計画の中で、今現在策定を進めておりますのは、区域施策編ということで、新庄市内でこういったことを行うかという計画をまとめているところであります。それ以外に事務事業編ということで、新庄市役所が事業所としてこういった取組を行っていくのかという計画が既にごさいます。その中でそういったことを明文化してございます。

ですので、そういった部分につきましては、これまでもやっておりますし、これからもやっていきたいと考えております。

また、そのほかの工事関係でありますとか、そういった部分につきましては、今のところは考えていないという回答になります。よろしくお願ひします。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 分かりました。今のところは考えていないということなんですけど、アイドリングストップなどの低燃費運転や、基本的な省エネということはお願ひしてもいいのかなと思います。

事業者にも、今後求めていくとなった場合に、準備期間や事前の計画する時間などがあるかと思ひますので、早めにお知らせいただければと思ひますのと、現在既に企業が取り組んでいるような企業のCO₂削減の取組を発表してもらったり、あるいは発表会のような形で共有するということも、学ぶことがいろいろあるのかなというふうに感じています。

市が発注する大きな取引というのと、建築工事や土木工事が頭に浮かびますが、建設業界では様々な新しい技術も登場しているようで、最近

では、バクテリアの代謝を利用したひび割れを自己修復するコンクリートが、国土交通省のNETIS（新技術情報提供システム）に自己治癒コンクリートとして登録され、構造物の耐久性の向上とメンテナンス作業を低減させた長寿命化が期待されています。自分のひび割れを自分で直すコンクリートが開発されたということでした。

建物などの長寿命化も、脱炭素の取組につながります。2050年よりも、建物の耐用年数というのと、もっと先の長いスパンでの視点になるかもしれませんが、こうした新技術によって構造物の耐用年数を延ばすことができれば、建て替え時に発生するCO₂を削減することができます。

今言ったような材料がどんどん出てきて、材料がよくなっていけば、自然に構造物の長寿命化は進むと思ひますが、新庄市地球温暖化対策実行計画を策定するに当たって、こうした材料をどんどん使っていこうとか、長寿命化、耐用年数を延ばせるような材料を選んでいくというような視点は、今後実行計画を策定する際に検討していきますでしょうか。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 辺見議員の御指摘の新技術、専門外だということはあるけれども、勉強不足で、今初めて知ったところでございます。

そういったものがあるのであれば、活用していくということは、非常に重要ではないかなというふうに考えるところであります。

今現在、実行計画におきましては、市役所内で、市としてこういった取組ができるのかという部分を、今現在課題の洗い出しをしている状態でございます。

ですので、御指摘のような具体的な部分については、これからの議論になろうかと思ひます。

また、市役所内部にとどまらず、環境審議会

という、議員からも委員が来ていただいておりますけれども、市内企業の方々の参加している審議会がございます。

そちらの中でも、計画についてはもんでいく予定でございますので、そういった中で、そういった技術が計画に反映できるようであれば、考えていきたいと思っております。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 市民の取組の部分で、再質問させていただきます。

昨年12月の宣言式の基調講演では、講師の先生が家づくりの転換ということで、暖房で家を温める、電気石油にお金を使うから、断熱で家を温める、断熱にお金を使うへと転換しなければならないと話されていました。

住宅の断熱性能を上げることができれば、冬の暖房だけではなく、夏のエアコンの効きもよくなりますので、省エネ効果は大きくなるかと思えます。

山形県西川町では、昨年9月に、全世帯に配布しているタブレットを使い、断熱窓改修の補助に関するアンケートを取りました。その結果ですが、補助制度を使いたいという回答が35%あったそうです。

なかなか新庄市では同じようなやり方で、市民のニーズ調査はできませんが、断熱窓改修の補助金へのニーズは、西川町と同様にかなりあるのかなと思っております。

電気や石油、灯油がなければ、当然暖房器具が使えませんので、電気や石油にお金を使うのが現状では当然です。ただ、徐々に断熱にお金を使う方向に転換を図るべきだと私も思います。

県や市が行う施策にはそれぞれ様々な目的があるかと思いますが、石油から断熱へ施策や補助金の方向もそろってくれば、ゼロカーボンシティへの取組は加速するのではないかと思います。

す。

そこで、再生可能エネルギーの導入支援に加えて、県の制度を活用しつつになるかと思いますが、新庄市独自の補助を組み合わせた断熱、省エネを基準にした住宅リフォームの制度を、今後整備していただきたいと思いますがいかがをお考えでしょうか。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 今現在、議員御指摘の視点というのは、大変重要なものであるというふうに認識しております。

今現在、策定中であります計画におきましても、重要な柱の一つになるのではないかなというふうに考えているところでございます。

今、例に挙げていただいた窓の断熱化でありましたら、今現在、国のほうで補助制度、大変大きい、たしか最大200万円という金額のものが提示されております。

また、山形県におきましても、やまがた省エネ健康住宅ということで、様々な補助メニューがございます。まずは、そういった補助を活用していただけたらなというふうに思っているところです。

市の部分について独自のもの、もしくは上乘せのものというのは、これからの検討課題であるというふうに認識しております。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 県と共同でやっているリフォーム制度は把握しているんですけども、環境省とか国のほうで、窓断熱だけで使えるような補助があるということでしょうか。お願いします。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 すみません、ちょっとその辺が

今現在国のほう、県のほう、これから新年度の新しいものが出てくるとお考えですので、大変申し訳ございませんが、正確に述べますと、可能かどうかというのは、ちょっと控えさせていただきたいんですが、私の記憶の中では、断熱に関するメニューということで、窓であるとか、ドアであるとかというものが対象になりますよということで、また、チラシ等で広報されていたというふうに記憶してございます。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 分かりました。一応要望というか、希望だけ言わせていただきたいんですけども、断熱窓改修工事だけで該当するようなものが使いやすいのかなと思っております。今の県と共同でやっているものは、ちょっと分かんないんですけども、バリアフリーとかの工事の申込みが多いのかなというふうに推測しております。

また、窓の断熱化と、窓そのものを小さくするような工事も、推奨してもいいのかなと思います。昔は日当たりがいい家が好まれて、大きな窓をつけるような設計が多かったと思うんですけども、やはり日差しがきつくて、うちもそうなんですけれども、ずっとカーテンを閉めているんです。

もう引き違いの窓をはめ殺しのフィックス窓にしてしまうと、壁が増えた部分に外壁が、柄が違ふから太陽光パネルをつけちゃいましょうとか、そういった推奨工事なんかも考えていただいて、使いやすい制度設計、ちょっと国のもののでできるのか分かりませんが、検討をお願いしたいと思います。

ゼロカーボンシティについては、最後に、2050年よりも前倒しで達成する可能性はありますでしょうか、どうでしょうか。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 カーボンニュートラル、大変厳しい取組でございます。なるだけ前倒しできるようなのであれば、前倒しするように頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 私の取組も全然まだまだなので、協力して少しでも前倒しできるように、頑張っていきたいと思いますというところで、ゼロカーボンシティについては終わりにさせていただいて、アニメツーリズムの推進について伺います。

全国的に漫画やアニメを生かした観光誘客を行う自治体が増えてきており、新庄市においても一時閉館していた新庄・最上漫画ミュージアムが、新庄まちなか漫画ミュージアムとして再開しておりますが、観光誘客への効果や手応えなど、現在の状況について伺います。

また、有名漫画と宿泊や飲食のコラボレーションによる観光誘客の活発化や、小説など関係の深い場所を巡る聖地巡礼が可能な地域を目指すに当たり、妨げとなる問題にはどんなことがあるか、伺います。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

山科朝則市長 それでは、アニメツーリズムの推進についての御質問にお答えします。

漫画やアニメを生かした観光誘客、いわゆるアニメツーリズムにつきましては、国内のみならず海外からのインバウンド誘致においても、非常に有効なコンテンツであると認識しております。

本市におきましては、平成28年12月に事業主体である最上地域観光協議会との連携により、新庄・最上漫画ミュージアムをゆめりあ内にオープンし、その後、展示場所の都合により一時休止しておりましたが、令和6年5月より、中

心市街地の様々な店舗施設で最上地域にゆかりのある漫画家のイラストや色紙展示をする新庄まちなか漫画ミュージアムとして再開しております。

新庄まちなか漫画ミュージアムの現在の参加店舗は23施設で、台湾、中国をはじめとしたアジア圏や、北米、中南米など世界各国から漫画ファンが訪れているほか、テレビや新聞等のメディアにも取り上げられるなど、大きな効果もあると捉えております。

また、昨年11月には、デジタルスタンプラリーを開催し、多くの皆様に御参加いただきました。中心市街地に点在するスポットを回っていただくことで、町なかの周遊性向上に寄与したものと捉えております。

有名漫画家とのコラボレーションにつきましては、漫画の著作権等について、出版社等との協議や条件整理が必要となり、キャラクター等の使用料も高額となることが課題となっております。

小説などとの関係の深い場所を巡る聖地巡礼につきましては、直木賞作家で市の観光大使を務めていただいております今村翔吾氏の作品である「羽州ぼろ鳶組 火喰鳥」が、今年春に漫画化、来年の年明けにはテレビアニメ化が決定しております。

羽州ぼろ鳶組の国元である本市におきましても、関係の深い場所を巡る聖地巡礼につなげてまいりたいと考えております。

新庄開府400年の記念すべき年に、新庄藩の火消しを題材とした物語が全国に発信されることは、市民の誇りとなるものでありますので、この機を逃さず、市民と共に、羽州ぼろ鳶組の国元を大いに盛り上げ、アニメツーリズムの推進につなげてまいります。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） まずは、羽州ぼろ鳶組

の漫画化とアニメ化、誠におめでとうございます。公式サイトには数多くの著名人、文化人の方からメッセージが寄せられており、市長のメッセージも拝見させていただきました。

今村先生をはじめ関係者の方には、開府400年に花を添えていただきまして、大変ありがたいことだと感じます。

後からこの件についても質問させていただきたいと思いますが、まずは、漫画を生かした地域振興の事例から話をさせていただければと思います。

群馬県渋川市では、海外でも人気のある漫画「頭文字D」の舞台になった場所をファンが訪れるアニメツーリズムを推進しています。

聖地巡礼がより一層楽しくなるようなコンテンツとして、頭文字Dのキャラクターが描かれたマンホールを市内7か所に設置したり、オリジナルフレームの切手やマグカップなどのコラボグッズを販売しているとのこと。

また、宿泊特典として、キャラクターが描かれたマンホール型のコースターがもらえるコラボ宿泊プランを提供しています。

鳥取県境港市では、同市出身の漫画家である水木しげる先生の代表作「ゲゲゲの鬼太郎」に登場するキャラクターの銅像などが設置された水木しげるロードを整備し、平成5年にオープン、当初23体だった銅像を、徐々に増やしていき、今では178体あるそうです。

鳥取砂丘を超える人気観光地となっており、キャラクターを使った商店街活性化の成功例と言われております。

新庄市は、漫画家を多数輩出するなど、漫画やアニメと非常に縁が深く、漫画やアニメをまちづくりに生かす取組への市民の関心も高いと感じます。

まちなか漫画ミュージアムでの取組をさらに進める形で、飲食店や宿泊施設が漫画やアニメとのコラボメニューやコラボ宿泊プランを提供

する場合の課題をお願いします。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 漫画、アニメとのコラボする際の課題点という御質問でございますが、まずは、先ほどの市長答弁にもありましたとおり、やはり漫画の著作権についての出版社との条件整理、それから協議、また、使用料等の高額化がまず一番大きな課題ではないかというふうに捉えてございます。

また、質問にございました頭文字Dの場合ですと、漫画に登場する風景や建物、それから峠道などは、実際に渋川市に実在するものでございますけれども、本市に実在するものが描かれている漫画というのは、あまりちょっと記憶がないのかなというふうに感じてございます。

しかしながら、聖地という考え方につきましては、漫画の中に描かれているその風景、まちだけではなくて、その漫画家の方が生活していた地元を聖地として捉えるという方もいるようでございますので、今後は聖地巡礼についての論点や課題点を整理した上で、その方向性や可能性について、調査研究を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 著作権がネックになるということと、確かに聖地巡礼、新庄の場合は、一部の作品に新庄まつりの山車が出てきたりとか、そういったことはあるんですけども、どうしても、原作者の方とか、キャラクターとの関係性で訪れていただけるようにしていくしかないのかなとも思っております。

先ほども話に出ましたが、新庄藩火消しが活躍する今村省吾先生の小説、羽州ぼろ鳶組が2025年、今年の春に漫画化、2026年の冬にアニメ化されるとの発表がありました。これは、小

説と違う切り口で作品に触れられることによって、羽州ぼろ鳶組の新たなファンになる方も増えるかと思えます。

漫画やアニメになることによって、原作の知名度が上がり、新庄藩の知名度が上がることも期待されます。こうした効果を新庄市の観光に結びつけられないかということで、例えば新庄駅前や最上公園のキャラクター看板、フォトスポットの設置、スタンプラリーや著作権の話がありましたけれども、地元飲食店とのタイアップ企画として、コラボメニューやオリジナルコースターのプレゼント、コスプレイベントの開催や、まだ声優も発表されておりませんが、声優の方をゲストに呼んで、アニメファン向けのバスツアーなど、そして観光に結びつけられないかということをお伺いします。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 まず、先月26日に羽州ぼろ鳶組の漫画化とアニメ化の公表がございましたので、本市としても大変うれしい、喜ばしいことであるというふうに感じておるところでございます。

そのことをお祝いするため、現在ゆめりあのほうに展示してございます、たび丸号の付近にのぼり旗でしたり、記事のポスターを設置して用意しているというところでございます。多分辺見議員も御覧になったかと思われませんが。

また、これも市長答弁にございましたが、アニメツーリズムの推進につなげていくに当たって、国元としての盛り上がりは非常に重要なことだというふうに考えてございます。

漫画化とアニメ化は、当然にして新たなファンの獲得につながるものと考えてございますので、こうした方々の本市への来訪を促進するための取組を検討していきたいというふうに考えてございます。

先ほど様々なアイデアをいただきましたので、

そういったところも参考にさせていただきながらというふうに思っています。

また、夏頃に首都圏、それから関西圏で、アニメ化についての制作発表イベントが行われるというふうに伺っていますので、多分そのあたりに声優陣ですとか、主題歌の発表が行われていくこととなると思うんですが、その際、声優陣の方々や、主題歌のアーティストの方々のイベントへの出席も想定されますので、そのイベントは、かなりの集客が当然期待できるものというふうに考えてございます。

ですので、国元として、本市でも同様の開催を行いたい旨を、制作会社のほうにもお伝えしてございますので、今後、制作会社のほうとも連絡、協議を重ねて、実現のほうに前向きに検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 羽州ぼろ鳶組の小説の舞台は、江戸のまちが中心ですが、小説の中で新庄まつりが危機に見舞われ、活力を失った領民を励まし、五穀豊穡を祈るための天満宮の新祭として描かれています。

大変気の早い話ばかりなんですけれども、声優の方などに新庄まつりに来ていただき、祭りの魅力とおもてなしで、新庄市のファンになっていただき、新庄観光大使になってもらう、あるいは開府400年の式典にメッセージをもらうなど、できないでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 御質問のございました声優陣の観光大使への就任ですとか、それから、式典へのメッセージ等々につきましては、現時点で、やはり即答できるものではないでございますけれども、当然、声優陣や、それから主題歌のアーティストとの関係性は、当然構築してい

たい、我々としても構築していきたいというふうに考えてございますので、今、議員のほうからおっしゃっていただいたことも参考にしながら、今後も制作会社のほうと協議検討をしていきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） まだ、声優も発表されていないというところで、大変気の早いことを申し上げましたが、よろしく願いいたします。

全国では、漫画を生かした観光誘客に加えて、ふるさと納税の制度を活用して小学校に漫画を届けたり、返礼品に人気漫画とのコラボグッズを用意している自治体もあります。

また、漫画のコンテストやイベントを開いて、交流人口の増加を狙うなど、各自治体の取組は様々です。漫画やアニメは国内だけでなく、インバウンドにも人気があり、新庄市の観光の大きな柱として、今後通年型の観光コンテンツに育てていければと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 通年型の観光コンテンツに育てていく必要があるのではないかという御質問でございますが、これも先ほどの市長答弁にございましたとおり、まず新庄まちなか漫画ミュージアムについては、インバウンドの方々も訪れていただいておりますので、大きな効果が上がっているというふうに認識してございます。

また、今村先生の公式YouTubeチャンネルでは、国内でのアニメ化の放映の後、海外展開のほうも行っていきたいというふうに御発言してございますので、仮に海外展開がなされた場合は、世界に向けて国元である新庄藩が周知されることとなりますので、将来的には、そう

いった今の方々の誘客も期待できるものというふうに捉えてございます。

さらに、本市の観光資源については、御存じのとおり通年型のキラコンコンテンツの構築が必要と言われて、かなり久しいというふうに認識してございますが、御質問のとおり漫画やアニメは国内だけでなく、インバウンド向けに対しても有効な観光資源であり、通年型への大きな可能性を秘めているというふうに考えてございます。

そのため、今回の漫画化やアニメ化の機会を逃がすことなく、また一過性とならないためにも、通年型の観光コンテンツへの構築推進につきましても、より戦略的な考え方に基づく必要があるというふうに考えてございますので、まずは論点整理でしたり、課題整理を行った上で、今後の展開を検討していきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） ありがとうございます。

様々申しましたが、著作権ということもありますが、効果が大きいとなれば、ある程度、そういった使用料というのにもかかっても仕方ないのかなとも思います。

まずは、作品を楽しむということも大事だと思いますので、今村先生だけではないテーマで、今回しゃべらせていただいたつもりでしたが、まず4月の漫画化と来年のアニメ化は、楽しみにして、新庄で盛り上げていければと思います。

アニメツーリズムについては、以上で終わらせていただきます。

続きまして、AIを活用した、がんのスクリーニング検査についてお伺いいたします。

令和6年3月の健康医療情報等の分析、第3期データヘルス計画（資料編）によると、本市

における令和3年の死因は、悪性新生物が1位となっており、その死亡率は、山形県や全国と比べても高い数字となっています。

一般的に、がんの5年生存率を大きく上げるポイントは、早期発見と言われており、市でも、がんを早期に発見するために、がん検診の必要性についての普及啓発や、がん予防の意識向上に努めておりますが、近年では、AIを活用したがんのスクリーニング検査、症状が現れる前のがんの早期発見を目的とした検査も発達してきており、こうした検査の精度や信頼度を、市としてどのように評価しているか、お伺いします。

また、こうした検査の存在を広く市民に周知し、定期健診などと併せて活用してもらうことで、がんの早期発見につなげ、悪性新生物の死亡率を改善するお考えはないか、お伺いします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

山科朝則市長 それでは、AIを活用したがんのスクリーニング検査についての御質問にお答えいたします。

悪性新生物は、本市における令和3年の死因の1位となっており、主要死因の約3割を占めております。

がんによる死亡率を減少させるためには、がんの予防の施策の推進及び早期発見のためのがん検診受診率向上対策が重要であると認識しております。

本市におきましては、国の指針に基づいたがん検診を実施しており、検診受診歴のある方への受診勧奨通知や、市公式LINEからの検診予約環境整備など、受診率向上対策に努めております。

議員、御質問のAIを活用したがんのスクリーニング検査につきましては、現段階では検査制度の検証や、体制構築などの課題が残されていることから、国の動向を注視しながら研究し

てまいります。

今後、特に受診率が低い働き盛り世代への対策として、40代、50代の節目年齢を対象とした特定健診無料事業を推進することとしており、特定健診と併せた受診勧奨を進めるなど、がん予防に関するさらなる普及啓発、受診率向上対策に取り組んでまいります。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 一部のがんについてはワクチンで予防ができますが、生活習慣の改善などにより、リスクを低減させることはできませんが、がんの発生を完全には防げないのが現実かなと思っています。

新庄市における死因の1位は、全国的にもそうかと思いますが、悪性新生物・がんであるということで、また、企業などが定年延長することによって、今後、企業で働くがん患者数も増えていくのではないかと考えられます。

早期発見・早期治療によって、がんによる死亡を防ぐことはもちろん、治療の負担が軽減されることから、仕事を辞めずに済む、そして、企業側から見ても、貴重な人材を失わずに済むということも考えられます。

こうしたことから、定期健診などを活用した、がんの早期発見・早期治療の取組が、市民一人一人にとっても、新庄市にとっても特に重要と考えますが、新庄市のがん検診受診率のうち、働き盛りと言われる40代、50代のがん検診受診率はどうなっていますでしょうか。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 それでは、辺見議員のがん検診の受診率に関する御質問にお答えいたします。

本市のがん検診は5項目、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの5つの検診を実施しております。

そうしまして、年代別でございますと、65歳以上の方の受診率が高い一方で、議員御質問の働き盛り世代、40代の受診率が65歳以上の方と比べれば10%以上低い状況でございます。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 40代、50代の方が大分低いということで、理由として、なかなか忙しくて検査に行く時間がないとか、面倒に感じるということもあるかと思いますが、やはり自覚症状がないので、あと、いつでも医療機関を受診できるというような環境がありますので、心配になったら検診を受ければ良いというような考えがあるような気がしております。

近年では、尿や唾液によるがんのリスク検査が注目されています。鶴岡市にあるサリバテックという会社を御存じでしょうか。

慶應義塾大学先端生命科学研究所の研究成果を基に設立され、血液を通じ、唾液の中に染み出る代謝物のうち、がん細胞によって特によくなる複数の物質を検出し、さらに人工知能・AIで解析することで、臨床研究データと照合して、現在のがんのリスクを調べることができるサリバチェッカーというスクリーニング検査を提供している会社です。

つまり、症状が出る前のがんの超早期発見が期待できる新しい検査ですが、こうした検査は医師の診断に代わるものではなく、あくまでも検査のために唾液を出した時点でのがんのリスクを調べる検査です。

高いリスク値が出てがんの発見につながる場合もある一方で、リスク値が低い場合でも、がんがある可能性があります。

必ずがんを発見できるというものではなく、サリバチェッカーとほかの検査を併用することで、がんを見つけ出せる可能性が高くなるというものです。

100%確実な検査というものはないそうなんです。がんは早期のうちには自覚症状がほとんどないまま進行するというので、健康に心配がないうちから検診を受けることが、ますます重視されるようになっていきます。

先ほど課長からお答えいただいたとおり、がん検診といっても様々な検査があり、スクリーニング検査によって、自分にとってリスクの高いがんが分かれば、どのがん検診を優先的に受ければいいかが分かります。

新庄市として、こうした検査の精度や信頼度を評価した上で、いいものであれば、周知に力を入れていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 スクリーニング検査の方法の一つとして、サリバチェッカーという検査方法を御紹介いただきました。

そういったスクリーニング検査は、唾液を用いたり、尿検査を用いたり、子宮頸がんであれば自己検査単独法など様々な検査があります。

もちろん議員御質問のとおり、自覚症状がなくても検診を受けていただくというのは、基本であると考えております。

御紹介いただいたサリバチェッカーにつきましては、まだまだちょっと精度管理の部分の課題がありますことと、評価の部分では、市としては、まず基本の基本健診を受けていただきたい。それから、がん検診も対象年齢であれば受けさせていただきたいということを推進していきたいと考えております。

御紹介いただいたサリバチェッカーの精度や評価につきましては、実施されている医療機関などの御意見もお伺いしながら、また先進的に取り組んでいる自治体があれば、研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 一応、スクリーニング検査のデメリットというか、がん検診のデメリットとして言われていることですが、検査の精度が100%ではないので、見逃す可能性がある。がんの疑いと判定された場合の心理的な負担や、進行がんにならなかったり、そのままの状況にとどまったりして、生命に影響しないがんもあり、このようながんの区別ができないため、生命に影響しないがんにも、手術などが行われ、結果的に不必要な治療や検査を受けてしまうことになる可能性が指摘されていますが、検査を受けて初めて分かることですし、ある程度は仕方がないようなところもあります。

ただ、心理的な負担ということについては、かなりあるのかなというところで、今現在の健診後の健康相談というのは、どのようになっているでしょうか。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 健診後の健康相談ということでございますけれども、健康相談というのは、常時健康課でも実施しており、定期的に保健センターにおいても実施しているところです。

また、健診結果は、ぜひかかりつけ医の先生に御紹介いただいて、御指導を受けていただきたいというところで、医療機関とも連携しておりますので、医療機関とも連携しながら、いつでも御相談を受けられる体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） スクリーニング検査の信頼度というのが、まだまだこれからかなという市御判断かと思いますが、情報や知

識というのは、非常に大事なことだと感じます。知っているのと知らないということで、大きくいろんな選択肢が分かれていったりするのかなというところで、正しい情報や知識を提供することができれば、市民の命や健康が守られるということであれば、こうしたことにも力を入れていっていただきたいと思います。

新庄市ホームページに、定期的ながん検診のススメというページがありまして、がん検診のことが大変分かりやすく書かれておりました。ただ、どのぐらいの人がそのページを見ているのかなというところで、それこそ漫画にしたりすると、見てもらえるのかななんて思ったりもしました。

大変、大切な情報ですので、伝えるということを超えて伝わるというところまで頑張って発信していただければと思います。

皆様の御健康も御祈念いたしまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後1時58分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

坂本健太郎議員の質問

佐藤卓也議長 次に、坂本健太郎議員。

(5番坂本健太郎議員登壇)

5番(坂本健太郎議員) 3月定例議会一般質問、議席番号5番、共に創る市民の会の坂本健太郎です。本日4番目になります。

初めに、公共施設の修繕、更新について。

市の公共施設については、多くが老朽化して

おり、利用時の課題も多くなってきております。1975年昭和50年から1984年昭和59年の10年間に、集中的に建設されており、築50年を迎え始めます。

当市としましても、これまでも新庄市公共施設白書や新庄市公共施設等総合管理計画の策定をはじめ、現状分析、方針を示してきました。

一方で、近隣市町村をはじめ、県内の自治体においては、同じような課題がありながらも、庁舎の建て替えや、子育てや図書館など新しい施設の建設、またはリノベーションなど新しい付加価値をつけた大規模改修、PPP、PFIなどの官民連携など、知恵を絞り、待ったなしの状況に対応しております。

市の公共施設に関する考え方と具体的な計画を伺います。

1、公共施設の長寿命化により経費の平準化は図られますが、施設の魅力や利便性等の向上も同時に必要と考えますが、市のお考えはいかがでしょうか。

2、物価が高騰しており、インフレ基調は今後も継続すると考えられます。これらの計画にも影響すると考えられますが、どのように対応していきますか。

3、PPP、PFIなどの官民連携による公共施設の整備が多くなってきております。市としての導入への考えはありますでしょうか。

4、施設ごと個別の計画策定の進捗状況はどのようなになっておりますか。

以上、1項めです。

2つ目、二拠点居住への対応について。

令和6年11月1日、改正広域的地域活性化基盤整備法が施行されました。これは、二地域居住向けの住まい、なりわい、地域住民との交流のための環境整備などを行い、地方への人の流れの創出、拡大を通じて、地域の活性化を図るとされております。

今回の法改正によりまして、二地域居住の希

望者が、より容易に二地域居住を始めることができるようになります。

これらの国の動きに対して、当市の考えを伺います。

1、このような国の動きに対し、当市では、どのような見解を持っておられますでしょうか。

2、空き家改築等にも活用できる支援を受けられると考えられます。

住みやすいまちづくり基金と連動した取組も期待できるのではないのでしょうか。

3、国の支援を受けるには、各市町村が特定居住推進計画を策定する必要があり、今から準備をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

3番目、新庄最上定住自立圏共生ビジョンについてです。

令和3年度に策定された定住自立圏共生ビジョンは、令和7年度で第2次の5年間を終えます。令和8年度から始まる第3次計画に向けて新たなビジョンを策定すると思われませんが、1次計画策定の平成28年度から10年間で、圏域の人口は10%以上減少しました。

その間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、終息を経て、人々の行動変容、社会システムの変化、DXの推進等、大きな変化があったと同時に、人口減少にも拍車がかかり、出生数においては、令和6年では、統計開始以来最低の約73万人と発表されたところです。

最上地域全域の人口減少が加速する中、当ビジョンの重要性がさらに増していくと考えます。これらを踏まえ、当ビジョンに関して伺います。

1、人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の活性化を図ることを目的としておりますが、具体的な成果についてお答え願います。

2、時代に合った先を見越した事業の展開が必要と思われれます。

デジタル化、DXの推進に関して、圏域での連携、調査研究も必要と思われれますが、いかが

でしょうか。

3、定住自立圏構想は、市町村の業務連携、事務の効率化を強力に進めるものと考えます。3次計画策定への課題解決の施策の反映や、スケジュールは、どのようになっていますでしょうか。

以上3点よろしくお願いたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、坂本議員の御質問にお答えします。

公共施設の管理計画に関する取組は、財政的な負担の軽減を図る上で非常に重要な課題であると認識しております。

初めに、公共施設の魅力化や利便性向上に関する御質問であります。施設の長寿命化につきましても、単に施設の耐用年数を延ばすだけでなく、計画的な維持管理を通じて、トータルコストの削減を図るということを目的とするものであります。

しかしながら、その一方で、長寿命化だけでなく、施設の魅力や利便性の向上も同時に考慮する必要があると考えております。バリアフリー化や最新の施設の設備の導入、さらには地域のニーズに応じた多機能化を実施するなどして、市民が利用しやすく快適に過ごせる環境を提供してまいりたいと考えております。

次に、物価高騰による計画への影響の御質問であります。現在の物価高騰とインフレ傾向は、公共施設の修繕・更新計画にも大きな影響を及ぼすことが懸念されております。

物価高騰に伴う建設資材や人件費の高騰を見据え、緊急性や重要性の高い案件から優先的に実施するとともに、将来人口に応じた施設の統廃合や運用、除却を積極的に進めるなど、事業計画の柔軟な見直しが必要であると考えております。

次に、PPPやPFIなどの官民連携手法を活用した公共施設の整備につきましては、民間の資金やノウハウを活用することで、効率的な施設整備や維持管理が期待されるものであります。

現時点では、具体的な導入計画はございませんが、公共施設の老朽化が進む中、限られた財源の中で、施設の更新や長寿命化を図る必要があるため、官民連携手法の活用は選択肢の一つであると考えております。

導入に当たっては、コスト比較や事業計画の適切性、市民サービスの質の確保など、公共性の確保や透明性の確保にも十分配慮しながら、今後の公共施設の更新需要や、財政状況を踏まえ、官民連携手法の活用について検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、個別の計画策定に関する御質問ですが、現在市民の皆様のニーズや利便性、施設の機能や配置バランスなど施設の複合化や統廃合など施設の再編を含めて、総合管理計画の見直し作業を進めているところでございます。

個別の具体的な計画策定につきましては、施設の複合化や統廃合の方針が決定した後に、着手してまいりたいと考えております。

次に、二拠点居住への対応についての御質問にお答えいたします。

人口の東京一極集中は今もなお顕著であり、この東京一極集中の是正と地方への人の流れを創出するため、本市も含め全国の自治体が様々な移住施策に取り組んでいるところであります。

このような状況におきまして、国が提唱する二地域居住は都市部から地方に人が移動することにより、地方に経済効果をもたらし、人材不足や遊休地の解消など、地域の活性化につながる有効な手段になり得るものと捉えております。

今後は、民間法人と協力しながら、二地域居住における課題や効果、影響等を検証する実証事業を進めてまいります。

次に、住みやすいまちづくり基金と空き家改修との連動した取組についての御質問ですが、本基金は、今後の都市的土地利用やまちづくりの事業を推進するために設置された基金であり、この基金を活用する対象事業項目の一つに、空き家対策に関する事業も含まれております。

御質問の二地域居住につきましては、空き家を利活用される方も想定されますので、空き家対策の取組の一つとしても有効であると考えております。

今後、二地域居住の取組を検討する中で、本基金の活用についても研究してまいります。最後に、特定居住促進計画の策定についてですが、先ほどお答えしたとおり、今後二地域居住における実証事業に取り組んでいくこととしておりますので、その結果を踏まえながら、どのような計画を策定していくのか、検討してまいります。

なお、計画の策定に当たっては、県・市のほか、民間企業や地域団体など、様々な関係機関と連携する必要がありますので、情報共有を図りながら、本市にとって適切な計画を策定できるよう検討してまいります。

次に、最上定住自立圏共生ビジョンについての御質問にお答えいたします。

新庄最上定住自立圏共生ビジョンは、令和3年度からの5年を第2次の計画期間とし、今後の人口減少を踏まえ、必要な生活機能を確保し、圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的取組を定めております。

具体的な成果につきましては、地域医療体制の確保、ごみ減量化再資源化の取組、コミュニティバスの運行など、安心して暮らすことのできる生活機能の維持といった面で、一定の成果が出ているものと認識しております。

一方で、人口減少によって、今後も圏域の状況がさらに厳しくなることが想定されることか

ら、引き続き課題解決に向けた継続的な協議が重要であると考えております。

次に、共生ビジョンにおけるデジタル化、DXの推進につきましては、各事業における課題解決の手段の一つとして、デジタル技術の導入やDXの考え方など、今の時代に即した連携について近隣町村と共に検討してまいります。

次に、次期共生ビジョンへの施策の反映と、そのスケジュールについての御質問であります。策定に向けた連携項目の協議は、8市町村の住民代表で構成される共生ビジョン懇談会の意見をいただきながら、8市町村それぞれの考え方や役割分担などの協議を経て決定することとなることから、令和7年度末の策定に向けて必要な手続を進めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 様々取組をされているということで、こちらの質問にも、もう進んでいるもの、改定しているものと様々ありましたので、御回答ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

最初に、公共施設のほうからさせていただきます。

新庄市公共施設等総合管理計画、その後の最適化・長寿命化計画を拝見しました。公共事業のこれからの管理について、所管課を超えたマネジメントが必要だということで、全庁で取り組む必要があるということが強調されていたと思います。

その中で、新庄市公共施設等総合管理計画推進委員会の下に検討されるとありましたが、昨年6月でも質疑がありましたが、再度どのような組織で、これまでどのような検討をなされてきたのか、御質問します。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 それでは、私から議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の公共施設総合管理計画推進委員会は、どのような組織ですかという御質問に対しましては、まず、その目的ですけれども、長期的な視点に立って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、持続的に公共施設マネジメントに取り組むことを目的として設置しております。これは要綱の第1条です。

それで、この委員会でどういうことをやるかということ、公共施設総合管理計画の実施状況の管理、それから既存の公共施設の将来的な在り方について検討する。3つ目が、新たな公共施設の整備についてでございます。

2つ目の質問のこれまでどんな検討をしてきたかという御質問に対してですが、過去4年前の令和3年まで遡ってお答えさせていただきますが、その前に、コロナで開催されなかったそうで、令和3年度が中部保育所の整備、計画の改定について。令和4年度が中部保育所、エコロジーガーデン道の駅について、令和5年度が計画の見直しなんです。令和5年度は、この見直しが軽微な見直しだったために、委員会は開催してございません。

令和6年度ですが、これは1回開催しております。委員会の取組について、計画を進めるに当たっての意見交換という形で開催しております。

以上です。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 様々、コロナの影響もありということで、開催したりとか、あとは直近の施設の整備を検討されていたという御回答だったと思うんですが、私の知識としては、計画の中からのことで、今回ちょっと御質問、再質問させていただければと思うんですけれども、計画の中では、やはり集中的に整備を進め

たということで、また、集中的にこの更新時期が来るということも書いてありました。

2030年から2040年、集中的に更新する時期が来ると、それに備えるという意味での計画だとは思いますが、統廃合を見据えた議論が必要だというのが、2017年、2018年、具体的な施設の選定、2020年から実際に施設の統廃合に向けた取組を進めるということで記載がありました。

今のお話を聞くと、なかなか新しい建物を建てるという検討で、具体的な選定までは今の話だと言っていないということではあると思うんですが、2025年の今現在、その計画からは、大体5年ぐらいい遅れているという認識でよろしかったのでしょうか。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 これまでの取組、施設の統廃合に関しましては、大きなところでは、明倫中学校の統廃合、それから小さなところでは、倉庫の解体とかいろいろあるんです。

2030年から2045年を見据えた施設の検討は、これからというふうに考えてございます。計画の中においても、延べ床面積を5%削減する。じゃ今現在どのくらいですかということだと3.5%ですということで、前回もお答えしてございます。

先ほど公共施設の総合管理計画推進委員会、こちらの取組としまして、令和6年度改正しましたと申し上げましたが、こちらにつきましては、議員の再質問にございました。管理について、所管課を超えたマネジメントが必要であり、全庁で取り組むとの方針が計画にございます。これについて、改めて委員の課長さん方と、施設を所管する課長さん方と意思を統一しまして、これからこの検討に入っていくんだというふうな意思統一の回答をさせていただいたということでございます。

遅れているかという認識ということですが、施設をどうするか、具体的にどうする

かまでは、ちょっと時間がかかると思っておりまして、遅れているわけでもないですが、これからいろいろやるべきことはたくさんあるなどというふうに感じてございます。

以上です。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 計画どおりに進めれば安心はしますが、それがすぐに利便性が上がるとか、財政状況がよくなるとか、そういうわけではないので、すぐに遅れているということではないというのは理解しております。

その中で、計画の中なんですけれども、やはり市民が一番、一番というか、イメージしやすいのが市民プラザとか、市民文化会館などだと思うんですけれども、こちらのほうには、大規模改修と併せて、複合化や集約化を視野に検討を行うとの記載がありました。

この意味としては、既存の建物を大規模改修した上での、さらにそこに複合化、集約化をするのか、それとも建て替えを機に、複合化、集約を行うのか、どちらを目指しているのか、お聞かせください。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 こちらにつきましては、既存の建物を利用する場合は、大規模改修時にほかの施設との複合化や集約化を図っていく。かつ、新しい施設を建てる場合は、既存の施設との複合化や集約化を行いまして、既存の施設については、総量を減らしていくという考え方でございます。

魅力ある施設にするためにも、整備や改修を行う前に、使い方を考えていくのが大事じゃないか、大事だろうなというふうに思っています。使い方を変えれば、もしかすると時代のニーズに合った整備が可能になるし、複合化や集約化を含めて、本当の施設にしていけば、コストも

低く抑えられる。こういうことについては、今後検討すべきというふうに考えております。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 今のお話ですと、大規模改修するのか、あとは建て替えるといったときには、またそれは集約化とかというところで、なかなかやはり私もこれを読んでいて、決断がなかなか難しいなというのを思いました。

その観点からいくと、検討委員会というところで、どこまでそれが各課長から出てきて、それができるのかというのは、ちょっと難しいところがあるのかなと正直思っております。

やはり市民ニーズもそうですけれども、ある一定の決断ということで、建て替えるのか、大規模改修するのはどうなのかというのは、ある程度早い段階で決めないと、その先も決められないまま時間が過ぎていくということになりかねないかなと。御答弁も聞きながら、この計画を見ながらもそう思っております。

仮に建て替えしないということで長く使うということであれば、私はそのリノベーションの視点が大事かなと思っております。一般の家を例に挙げますと、経年劣化、具体、不具合を元に戻すのがリフォーム、マイナスの状態をゼロの状態に戻すための機能の回復というものがリフォームではありますが、一方で、リノベーションは、プラスアルファで新たな機能や価値を向上させることを言うて書いていました。

例えば、2間間を1間間にして広く使うとか、畳をフローリングにするとか、あとは減築して2階建てだったのを1階建てにして、負担がなくなるとか、そういう新しい価値とか、使いやすさというものを追求するのがリノベーションだと思います。

市民ニーズの変化に対して公共サービスを見直すとも記載されているんですが、時代に合ったサービスを提供するためにも、このリノベ

ションの考え、どうお考えでしょうか。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 坂本議員がおっしゃったリノベーションという言葉の意味が、意味というか、使い方が、先ほどおっしゃったようにプラスアルファで新しい機能や価値を向上させるということであれば必要だと思います。

まず、先ほども申しましたけれども、一番初めに、その施設の使い方、これからどうやって使っていくんだということをまず決めて、それに合った改修ですとか、いわゆるリノベーションを行いまして、機能や価値を向上させていく、これが大事なんだなというふうに思っております。

以上です。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） どのように、施設の使い方を決めるかというところが、一番難しいのかなと思いますので、ぜひ施設の使い方を委員会の中でもんでいただければと思います。

次に、時代に合った公共サービスという言葉の中で、屋内遊戯施設の充実というものがあります。産業厚生委員会でも、市民ニーズの高まりから視察等を行っておりますし、昨日の市長の施政方針でも、屋内型の子育て支援施設の整備の在り方や方向性について、検討を進めるとの言葉がありました。

新しい施設の需要が高まった場合に、当然施設の総量は増加すると思います。計画との整合性はどのように図っていきますか。具体的には既存施設の複合化、集約化を図る絶好の機会になると思いますが、いかがでしょうか。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 考え方としては、議員の考えと同じなんだろうなというふうに聞かせていた

だきました。

また、もう一度になりますけれども、施設の管理計画では総量を5%減らすとしています。新しい施設を仮に建てる場合は、既存施設との複合化ですとか、集約化を図りまして総量を増やさない。可能であれば、そういった形で既存施設の総量を減らしていくことで、計画との整合性を保つ方向で進めていきたいなというふうには考えております。

以上です。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） この項目ではちょっと最後の再質問にさせていただきたいんですけども、人口減少が一層加速しておりまして、目に見えて人が減っていくというのと、子供の数が減っているというのを、肌身で感じているところです。皆さんも同じだと思います。

その中で、1つ提案したいんですけども、一つの建物をこの新庄の計画だと80年間使う前提となっているようで、この80年後、仮に新しい物を建てた場合でも、どのような時代になっているのか、想像すらできないようなところになっているなど私は思いました。

長期間使用するという前提で、新しい建物を建てるのではなく、30年、40年で使用する。またはブロックとして、この時代になったらこの部分は減らしていく、あとは、木造建築など用途を容易に変更できる。そのような柔軟な新しい考えで考えることも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 公共施設の管理計画では、まずは長期使用を前提に計画しております。30年とか40年で改修を行う前に、他施設との統合ですとか集約化を進めるということも言っているんですけども、それと同時に、この施設は何

年使えるかということだけでなく、何年使うのか、これを考えることも大事なんだと思います。

議員がおっしゃいます施設の目的に合わせた機能を持たせて建ててから、機能はもう持たせちゃってこの施設だよというので建ててしまっただけから、用途を容易に変更できる施設とはどんなものなのか、正直、今の段階では、そういうのはあるのかなというのは、御回答できません。勉強不足なものですから。

例えば、トラックの装備品を変えて、消防車にするとか、タンクローリーにするとか、そういうわけにはいかないものですから、そういったことをできるのかなという形で、やっぱり今後検討、研究が必要なんだろうなというふうにご検討をお願いします。

いずれ基本的な考え方としましては、坂本議員と我々は同じだなということで、今日は感じたところでございますし、これから公共施設の管理委員会、推進委員会を進めるに当たって、皆さんと検討すべき事項が出れば、その都度、このような形でやり取りしていきたいなというふうにご検討をお願いしますので、よろしくお願いしたいと思います。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 意図を酌み取っていただいて、ありがとうございます。これからの時代、本当にこれまでの時代とは違う新しい発想とか柔軟な発想でないと、なかなかその後に来る時代をさらに乗り越えられなくなるのかなと、個人的にも思っていますのでぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、二拠点居住への対応について御質問させていただきます。

先日、最上地域のこの最上地域空き家活用のフォーラムに参加してきました。この二拠点居住の話もありますし、空き家改築の空き家の活用の事例などもあって、とても楽しい有効な、

有意義なフォーラムでした。

その中で、新しいライフスタイルと地域の未来を考えるというサブタイトルあるんですけども、まさしく二拠点居住は、このような新しいライフスタイルだと思っております。

推進する上で重要なのは、住まいと仕事だと思います。特に、移住した上でこの定住ということは難しくても、一定期間、新庄で住むことが、当人にも、地域にもメリットがなければ、展開できないのかなと考えております。

そこでまず、住まいの整備だと思いますが、空き家を整備して長期滞在者に貸し出す、現実的な住まいの整備方法と、空き家活用を思っておりますが、いかがでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 ただいまの二拠点居住のほうの部分の取組に対して、空き家等を活用して、住まいの問題について貸し出すなどの取組はいかがかというふうな御質問でありますけれども、まずは、この空き家を活用して取り組む以前に、まずは二拠点、二地域拠点の取組について、実施可能かどうかというふうな部分で調査研究する必要があるというふうに捉えております。

そういった部分につきましては、今現在、県とも連携しながら、コンソーシアムを立ち上げてまして、早速その交付金を活用するような方向で調査研究に当たる予定でおりますので、その結果次第で、次の二地域居住が可能かどうかの部分になりましたら、こういったところを詳細に詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） これから研究されて実証されて、この二拠点が新庄に合うのかどうかというところをしていくというお話だったと

と思いますが、私もこの話を聞いたときに、多分皆さんの頭の中で二地域居住というのが、どういうものかというのが様々あると思います。

夏の避暑地として行くような軽井沢のようなところから、数週間そこに行って、その方々と、そのシーズン、冬なら冬、夏なら夏、一緒に過ごすというようなことも、多分二拠点居住の一つだと思っております。誰が利用するのか、そこを考えて裾野が広い事業だなと思いました。

想定されるのが、これから実証実験されるということなので、それが含まれているかどうかは別として、このようなアイデアがあるんじゃないかなというのを考えてきました。

やっぱり農作業が繁忙期はあると思います。そのときに人手が足りないということで、今、新庄でも展開している、おてつたびということで、農作業等の手伝いをするために、この地域に来て、手伝いが終わったら、また別のところに行くというような、そういう短期的なおてつたびというような事業もあるんですが、この事業との相性はいいと思うんですが、いかがでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 おてつたびとの相性もいいのではないかという御提案でしたけれども、今現在、商工観光課の地域おこし協力隊のほうで、おてつたびを積極的に進めている中で、やはりこちらに来られたときの住まいの問題というのが、住まう場所の部分が、もう課題だというふうになっておりますので、そういった部分では、非常に可能性としてあるのかなというふうに思いますし、例えばお金がないと二拠点居住はなかなか二重の経費がかかるので、難しいかなというふうなところはありますけれども、例えば医師不足を、都会の方の能力をこちらで週何回とか分けてするとか、そういった部分も可能性としては言われておりますので、幅広く

検討していく必要があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 様々な活用の仕方があると思うんですけども、あと2つほど考えてきたので、言ってもよろしいでしょうか。

大学生なんですけれども、この新庄をフィールドにして研究している大学もあります。例えば、東北芸術工科大学のコミュニティデザイン学科では、新庄スタジオとして新庄を拠点に活動しているんですが、その後、新庄に本格的に研究をするといった場合に、なかなか山形から毎回新庄にというのは難しいという課題も聞いておりました。

そういう大学生、大正大学もそうかもしれませんが、大学生がこの地域で研究するというふうな、大学との連携が先にあるかもしれないんですけども、そういう方に貸し出すというか、そういう方が二拠点居住の候補者になるのではないかなとも思いました。

あとは、本当に新庄まつりですね。新庄まつりの山車づくりも、人手が不足しているということで、若者がいないというような話も身にしみて感じていますが、だからこそ夏の間だけ来て、その夜一緒に作るという体験を、この地域でできますというのはすごい観光コンテンツにもなるのかなと思っておりますので、そういう使い方はどうでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 いろいろと御提案いただきましたが、いずれについても可能性としては非常にあるかなというふうに思っておりますが、大学生の新庄スタジオの部分につきましては、基本的にこの制度が、東京の一極集中是正というふうな部分がありますので、それを基本とし

ながらも、地域外から呼び込む手法のほうに拡大していくとかいうふうな部分では、考えられるかなと思いますので、今後の参考にしていきたいというふうに考えております。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） この項目については最後の質問、再質にしたいんですけども、空き家等の活用ということも、多分先には出てくるかなと思うんですが、空き家は都市整備課に集中されるということで、この二拠点居住の話、今の話もそうですけれども、観光とか、農業とか、それこそ様々なところで活用できるのかなと私は思っているんですけども、そうなった場合に、総合政策課だけではなくて、庁内の全庁的なこの活用の仕方ということで、調整が必要になってくると思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 今議員のほうから総合政策課だけではなくというふうな話でしたけれども、私は答弁はしておりますけれども、総合政策課だけでやろうとは思っておりませんで、全庁的に団結しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） ありがとうございます。ぜひアイデアを出し合って、楽しい新庄の二拠点居住だよというのを、広めていただければと思います。

最後に、定住自立圏の共生ビジョンについて再質問させていただきます。

これまでというか、今までも、最上は一つというか、最上地域というところで、様々な取組をされていたということで、市長答弁にもございました。

一定の成果が出ているということでしたけれども、やはりこれからの課題というものがまた出てくると思います。

1次、2次、次の3次となったときに、毎年、5年間というスパンですが、変化が激しくて、その次の5年間が、じゃどのぐらいの人口減少になって、市町村がどういう状況になっているのかというのを、なかなか見越すことは難しいんですが、ただ、1次が作成されたときからは確実に変わっていると思います。

その中で、この定住自立圏の共生ビジョンのところでは、8市町村との、どのように事業を行っていくのか、共同でできるのは何かというのを考える機会というのは、多分ここではないのかなとは思っているんですが、その見解で合っていますでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 8市町村連携して取り組むのが、この部分でしかないのではないかと、いうふうなところでありまして、逆に定住自立圏につきましても、最初の策定した段階から、ある程度その取組というのが固定されておりまして、進捗を図っていく、今確認していくような部分にとどまっているというふうなところで捉えております。

これ以外につきましても、定住自立圏の枠組み以外で、国の政策、制度というのはいろいろと出てきておりますので、先ほどの二地域居住も含めて、いろんな制度を使いながら、連携できる項目がないかという部分について、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

5番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5番（坂本健太郎議員） 実情としましては、定住自立圏のビジョンという策定をして、交付金を頂くという、そういう流れにはなっている

ので、なかなか大きく変えることができないのかなとも思いますし、変えるのであれば、新しい施策を使っていくというほうが早いというのは分かっているんですが、この中でお金が関わらない部分で、交付金が関わらない部分で、やはり話し合いはしていかないといけないのかなと思っております。

これまで穏やかな連携ということで、様々なところの施策を、じゃ、皆さんでどう考えてどういうふうに連携していきますか、協力していきますかという考えだったと思うんですが、今後は特定機能の本当の統合とか、あと共通化というところで、もっと切り込んで、市町村の事務のところの、事業のところの連携をしていかなければならないのかなと考えているんですが、そのような話し合いというのは、これからの計画策定においてはできませんでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 ただいまの質問ですけれども、定住自立圏の共生ビジョンの話し合いの中でとなつてまいりますと、来年度中に令和8年度からの計画をつくらなければいけないということで、非常に期間的にも短いですし、あと8市町村合意形成が取れるかどうかという部分のハードルなんかも、非常に高くなりますので、これにとらわれずに、常に連携して様々な8市町村でデジタル化を推進していけないかでありまして、あとは先ほどの公共施設の統廃合も広域連携してやっていくとなると、非常に時間的にも協議がかかりますので、今回の5年ごとの計画の見直しに、そういった大きなものを載せられるかとなると、非常に厳しい部分がありますので、それとは別に、課題は課題として、連携できる市町村を探しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

5番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 今の御答弁だとなかなか強制力というか、考えるというのは、やはり、何ていうんですか、仮に各市町村で使っているものを、新庄で整備するとか、整備しないとか、新庄で使っていて、ほかのところで使っている、じゃそこでもものを集中的に使うようにしましょうとかという話合いというのは、なかなかできないと思うんです。常日頃の業務の中では。なので、この共生ビジョンの中で、そういう話合いを進めていくというのを5年間でやるというのは、できないでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 5年間の中で話合いだけでも進められないかというような部分については、可能性としてはありますが、連携協定項目、協定については1対1で、新庄においては8市町村それぞれと全体で協定を結んでいるということで、議会の議決も必要になってまいります。そういった中で、協定項目の変更を議会の議決のスケジュールまでとなってくると、かなり厳しいというふうなところがありますので、そういった部分も含めて、頭出しはできるかと思っておりますので、そういったところも含めて話合いは続けてまいりたいというふうに考えております。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 最上地域全体でなかなか事を進めるというのは難しいとは思いますが、すけれども、これから本当に心配しているのは、5年、10年ということで、人口減少がどのぐらい進んで、さらに今加速している状況ですので、問題意識を持って、各市町村と何ができるのか、そのときには、県・国に言っていくということも大事だと思いますので、ぜひ、そこは市がリーダーシップを取って、リーダーシップじゃな

くても対話の場を持って、これから進んでいってほしいと思っております。

質問は以上になります。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後2時57分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

佐藤卓也議長 次に、小嶋富弥議員。

（18番小嶋富弥議員登壇）

18番（小嶋富弥議員） 御苦労さまです。議席番号18番、新政・結の会の小嶋富弥であります。一般質問も初日最後の質問者、5番目となりますと、議員の皆さん、執行部の皆さんもお疲れのことと思いますが、与えられました時間でのお付き合いのほど、よろしく願い申し上げます。

さて、いつもながら3月の定例議会は、年度末で役職定年を迎えて退職なされる行政職執行部の職員とのこの議場での議論を交わす最後の議会となりました。

その方々には、市政運営に長年寄与されたことに関し、深く感謝申し上げるとともに、新たな場でのさらなる活躍を御期待申し上げます。

袖すり合うも多生の縁と言います、今後とも長年培われました行政職の経験から、大所高所での見地で新庄市勢の発展を見守り、お力をいただければ大変ありがたいことだと思います。

さて、それでは、発言事項に沿いましてお尋ねいたします。

まず初めに、働き方改革と持続可能な市政運

営についてであります。

申すまでもなく、市役所職員は地方公共団体の一つである、その市における市役所で働く地方公務員であり、地域住民の人々が快適で安全安心な日常生活を送れるように、あらゆる面でのサポートをする仕事の役目を担っておるのであります。

その任を果たしておる市職員の働き方改革と環境改善が各自治体で、多様化する社会で本腰を入れております。

その流れの中で、私が今般申し上げたい具体例の一つとして、新庄市役所における窓口業務時間の短縮であります。職員の勤務時間は、今までの窓口を開ける時間を15分遅らせ、閉める時間を1時間15分繰り上げて4時とするものであります。

従来の役所の固定観念からすれば、いかがかと思われませんが、脱役所の改革と従来5時15分まで開いた窓口を4時で閉じれば、残りの5時15分までの通常勤務の仕事ができ、残業時間削減になると思います。

改革は、職員の働く時間の短縮にならなければなりません。ゆとりが生まれれば、おのずと市民への接客、接遇のサービス向上は、よりよく寄与いたすものではないのでしょうか。

職員がめり張りをつけて働くことに向けた改革を大胆に進め、再度申し上げますが、窓口を4時で閉じれば、通常勤務の5時15分まで仕事ができることにより、残業時間の軽減が図られると思います。

最近の若い人の働き先を選ぶのは価値観の変化で、プライベートな時間とキャリアを積み、意欲的に仕事をする時間を分け、バランスのよい人生設計をしたいと希望する傾向が強いと聞いております。

公務員は、社会の激減する時代においても、経済的に安定しておるとの認識の高い職業ですが、若い人の中には、公務員の志望が減少して

おると聞いております。若い人の就職希望者の価値観が変化しておるのであります。

持続可能な市政運営をつかさどる職員の働き方改革の一つとして、若い人に選ばれる職場の構築につながると思う窓口業務時短について、市のお考えをお聞きいたすものであります。

次に、カスハラ被害対策についての質問です。

この件につきましては、同僚議員の渡部正七さんが質問いたしておりますので、重複いたしますが、職員の方々の安心して働ける、働いてこそその市役所と思いますので、質問の重なる部分はお許しをいただきまして質問いたします。

暴言、過剰なる要求等の迷惑行為の強化が、関連企業にかかわらず対策を講じておりますが、多くの人々が訪れる自治体の窓口業務は、カスハラの温床になり得る環境とも言われております。

その中で、例えば職員の名札のフルネームでなく、平仮名の名字のみの表示などに改めるなど、心理的負担の軽減を図る方策等を含め、当市のカスハラ被害対策についての職場環境保全について、お伺いいたすものであります。

次に、働き方改革と持続可能な市政運営の3番目につきましてお伺いいたします。

当市の来年度の予算案が示されました。

その中におきまして、令和7年度のポイントに、デジタル活用によるDXの推進があります。今日の社会情勢においては、デジタル技術の進展は、よい悪いは別にして、世の中の生活を大きく変えていくような気がいたします。それらを勘案して、199億3,500万円の予算をなされたものと思います。

DX・デジタル技術の活用は、職場の環境整備、市民生活の向上の重要なケースであります。そこで私がお聞きしたいのは、私が期待して注目しておる令和7年度主要事業のデジタル技術活用によるDXの推進、デジタル化推進支援（外部人材の活用）について詳細をお伺いいた

すものであります。

それでは、発言事項2番目の命の尊厳につきましてお伺いいたします。

少子高齢化社会の我が国は、各地で子供のいない高齢者、すなわち独居高齢者世帯が増え、死後に親類縁者がいない、すなわち引取り手のない無縁遺体の問題が社会化しております。

しかし、無縁遺体の取扱いが定められたマニュアルや、内規のある自治体は少なく、厚生労働省は、自治体の抱える課題を把握するため、全国の自治体にアンケート調査を実施し、約1,100の政令市を含め、市町村から回答が寄せられました。

それらによりますと、連絡する親族の範囲等を定めたマニュアルや内規があるのは11.2%とのマスコミ報道があり、マニュアルがないのは、小規模自治体に多かったとあります。

親族の探し方、連絡の取れない場合、遺体や遺骨の保管期間の判断に困るケースが目立ち、厚生労働省の幹部は、問題が顕著化したのは最近で、マニュアルの整備が追いついていないと指摘しております。

一部自治体へのヒアリングでは、火葬の立会いや、連絡先を調査する負担の大きさ、遺骨の保管の問題等を訴えております。

これら社会的苦慮する無縁遺体の取扱いにつきまして、当市の対応策はどうなっているのか、お聞きいたすものであります。

以上で、今般、私が通告いたしました質問でございますので、どうぞ御答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、小嶋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、働き方改革と持続可能な市政運営についての御質問であります。近年、時間外勤

務の削減や政策立案機能の強化を目的として、窓口業務の時間短縮を導入する自治体が増えております。

窓口業務の時間短縮により、届出の処理などに係る時間を確保するとともに、職員間での情報共有や、新たな事業の企画立案などに充てることにも期待できます。

また、コンビニでの各種証明書の交付や市税の納付、電子申請の拡充など、窓口以外でのサービス提供を拡充する取組を進めることで、市民サービスへの影響を抑えることも可能と考えております。

市民サービスへの影響や、全庁的な課題について整理し、他自治体の状況も参考にしながら、本市における窓口業務の時間短縮の導入について検討してまいります。

次に、カスタマーハラスメント対策についての御質問にお答えします。

カスタマーハラスメントが社会問題化している中、本市の職員が被害者となって業務に支障が生じないよう、また本人の健康が損なわれることのないよう、その対策が重要であると考えております。

渡部議員の御質問にもお答えしましたが、来庁者等から著しい迷惑行為があった場合に、それがカスタマーハラスメントに該当するかどうかを判断するための基準や、対応方法などを明記した指針の策定、相談体制の整備や専門講師による研修を行うとともに、例えば録音電話の導入などの環境整備も検討しながら、カスタマーハラスメント対策に取り組んでまいります。

次に、デジタル化推進支援の外部人材の活用についての御質問にお答えします。

本市ではDXの取組を進めるためのマネジメントを担う役割として、総合政策課にデジタル推進監を配置しておりますが、これを専門的知見から補佐する役割として、外部人材を活用し、本市のデジタル化推進基本計画やアクションプ

ランに基づいた推進体制の強化を図るとともに、各種事業の伴走支援を行っていただくこととしております。

この外部人材の活用につきましては、市町村におけるDX推進を補佐する外部人材を活用する場合に、国から特別交付税が措置される制度を活用するものであり、全庁的・横断的にDX推進を図ることを目的としております。

この外部人材を活用することで、より一層のデジタル化の推進を図り、さらなる市民サービスの向上や業務の効率化などを推進し、持続可能な市政運営の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、命の尊厳についての御質問にお答えします。

死亡後に引取り手のない、いわゆる無縁遺体は、墓地埋葬法などの法令により、市町村長が埋火葬を行うものと定められております。

本市におきましても、病院や施設等で亡くなった方のうち、身元引受人や親族等がないなどの理由で、遺体の引取り手がない場合、法令に基づいた本市のマニュアルによって、埋火葬の手続を行っております。

火葬後の遺骨につきましては調査等を行い、最終的に引取り手がない場合には、市内の寺院に納骨をお願いしております。寺院の境内には、無縁遺体のための納骨堂があり、毎年、死者の冥福を祈るための供養も行っているところであります。

社会情勢の変化により、今後独居高齢者などがさらに増加することが予想されることから、引き続き法令等に基づき、適切に対応してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

今日は暦の上の二十四節、啓蟄だそうございまして、昼のニュースで、鶴岡の公園で、こもりに巻いた虫を集める時期が来た、いよいよ春だなと思うところで、この命の尊厳が何だ、無縁遺体のお話なんていうのは、いささかなと思うんですけども、新庄市では法令に基づいてやっているよというようなことで、その件数がどのぐらいあるのかなと。

そして、市内の寺院の納骨堂で吊っているというようなことですが、その実態と、この寺院の納骨堂で吊っているか、分かればお知らせ願いたいと思います。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

佐藤卓也議長 横山成人福祉課長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 無縁遺体の取扱いについての御質問をいただきました。

令和6年度、今年度現在までの市内による火葬と納骨についての件数でございますが、火葬は5件で、無縁仏となりました遺骨の納骨につきましては3件ということになっております。

また、その納骨堂についてですが、市内の円応寺さんのほうに、無縁仏の墓地がございますので、そちらのほうに納骨させていただいております。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） かたじけない、ありがとうございました。本当に命の尊厳という、最後の中で、新庄市では、しっかり吊っていただいているなというな感じでございますけれども、円応寺さんに大変御苦労をかけていると思うんですけども、大体、生臭いという、そういう話で申し訳ないけれども、円応寺さんに、この維持管理費というのは、どのぐらい、どのぐらいと聞いていいんだか、どのぐらいの費用を市ではそういったものを吊うために、命の尊厳を大

事にするためには、どのぐらいの経費なのか、費用が発生しているのか、分かれば教えてもらいたいんですけども、大丈夫ですか。

佐藤卓也議長 暫時休憩いたします。

午後3時16分 休憩

午後3時18分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

佐藤卓也議長 横山成人福祉課長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 円応寺さんのほうについての維持管理といいますか、そちらの関係でございますが、墓地に対してお借りしているということで、毎年予算計上しております、委託料として3万円を計上させていただいております。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 大変、このお金の金額はもとより、非常に今お聞きすると、円応寺さんの厚意が出ているというようなことで、その辺、あまり私どもは分からないし、やっぱりそういうお寺さんのそういうものをお金でするわけじゃないけれども、そういう命の尊厳を弔っていただくという方には、やはりもう少しなというような。

お寺さんから聞いたわけじゃないです、私にもそういう話があるもんだから、もう少し配慮なさってもという気持ちが、私の気持ちがあつたもんですから、お聞きいたしました。

ぜひ、本当に感謝を申し上げて、今後とも増えるという予想なんですよね。この2025年には団塊の世代が全員75歳以上となり、2040年には高齢者数がピークを迎える、非常に独り暮らしの高齢者の増加も見込まれ、自治体に変化に対

応できる環境を整備しなければならないというようなことであります。

また、職員の皆さんも大変御苦労なさっていると思うんですよ。警察や病院から連絡を受けて、遺体を引き取って、火葬や埋葬するまでの対応の準備とか、その遺体の保管期間、保管しながら請求を基に、親族らを探す手順というのが大変難儀していると思うんです。

だから、そういったものをやはりきちっと整備なされて、やはりマニュアルというか、そういうものは、やはり尽くしておく必要があるんでないかなというような、私の気持ちですよ。

そういった意味で質問させていただいたんですけども、そういったマニュアル的なものは整備なさっているんでしょうか、いかがでしょうか。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

佐藤卓也議長 横山成人福祉課長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 先ほど市長答弁でも答弁させていただいておりますが、一応そういった場合の職員の対応について、簡単なマニュアルを整備しております。当然、夜間でしたり、休日の出勤も伴ってきますので、やはり簡単なその取扱いのマニュアルを整備して、対応させていただいております。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。

新聞とかを見ると、そういう整備がなされていない自治体が多いということで、ちょっと心配したものですから、そういうふうに整備をなさっているというようなことを聞いて、安心いたしました。

かつては、今、神室荘、前は養老院でございました。あそこはやっぱりいろんないろんなものがあって、ついの住みかだなど、あそこで生

活をした方が随分おったんですね。介護保険制度がない時代ですから。

そして、あそこの中に、そういう埋葬する仏さん、お墓があるんですね。なかなか気がつきませんけれども、あそこは前は市でやっていたんだけど、今度、市から離れて、民間の方がやっていると思うんですけども、あの辺りの埋葬は、どうなっているのでしょうか。

法人、医療法人ですか、市から離れた、あそこの方々に年1回弔いとか、そういったお供養とかというようなことはなさっているか、分かりませんか。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

佐藤卓也 議長 横山成人福祉課長。

横山 浩 成人福祉課長兼福祉事務所長 神室荘の墓地につきましては、議員おっしゃるとおり、以前は市営の神室荘でしたので、市のほうでいろいろ供養等をしていたと思われま。

民間のほうへ経営移管されてからは、移管先の法人のほうで供養されているというふうにお聞きしております。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也 議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 分かりました。やはり、そういったことも行政のほうで、やはり御指導というか、そういうことだというのは伝えてやって、やっぱり弔いをしていただければ、浮かばれると思うんですけども、よろしく願い申し上げます。

それでは、市役所窓口の時短なんですけれども、いろいろ、市長答弁では、各自治体でもいろいろやっていて、本来職員が企画立案する時間のほうに持っていきたいというようなことで、これはあれですか、もしこういったものを定めるときには、組合の皆さんと窓口時間というのは、協議とか、そういうのは諮られるのか、そ

れとも市のほうで、こういうふうにするという、もし皆さんなった場合、働く組合の方々のお話し合いというのは、どのような説明、必要なのか、必要ないのか、まずお聞きします。

西田裕子 総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也 議長 西田総務課長。

西田裕子 総務課長 働き方というところではございますが、基本的には勤務時間というものは変わらないんだと思います。8時半から5時15分まで。

ただ、窓口の開庁時間が短縮されるということになります。要は、お店で言うと開店時間があるというようなところになるかと思えますけれども、そうした仕組みについて、ちょっと私どものほうでも調べてみましたところ、窓口のあるところだけではなくて、庁舎全体をそのようにしている自治体もございます。

そうしますと、考え方によってはやはり市民サービスにどのような影響があるかということもあろうかと思えますので、なかなか簡単に、簡単にといいますか、すぐには結論づけることは難しいのだらうなと思えます。

組合といいますか、職員との様々な意見も収集しながらというようなことが必要になるかと思っております。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也 議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 確かにそうだと思います。すぐ、はいきたというふうにはいかないと思うんですけども、結構、ほかの自治体でも進んでいますね、やはり。今働き方改革の中で、私は4時で閉めれば、退庁の5時15分までの1時間の間で、今まで5時半で閉庁して、そこから残業とか何とかという部分が少なくなってくると思うんですよ。

あと15分窓口を、間15分間は内部の皆さんの中でミーティングとか、朝の段取りとかって非

常にスムーズにいつてできるんじゃないかなと思うんです。私もサラリーマンを長くやってきました。仕事は、時間が長くなれば効率というふうではないと思うんです。

その時間の中で仕事を、いかにして効率よくするかということがないと、長々時間どおり座っていればいいみたいなこともありや、なしかというようなことでありまして、もし1時間15分の時間外でなくてすれば、大体どのぐらいの労働時間、計算できますか、どのぐらい。従来から見れば、15分ぐらいの退庁までの仕事ができるようになった場合の時間は、時間とか金額は計算できるでしょうか。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 令和5年度の時間外の実績から試算したものではありませんが、一定の時間数といいますかそこから逆算したような形でおおよその時間と金額になりますけれども、全体で約1,670時間で約400万円ほどの金額が削減できるというふうに見ておるところです。

以上です。

18番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番(小嶋富弥議員) やはりさっき申しましたけれども、若い方の働き方が変わってきていて、本当に市役所というのは憧れの職業的な面というようなものがあっただけけれども、今、やはりスキルを大事にするとか、自分の時間を大事にするとかというようなことで変わってきているわけですので、そうしないと、やはり選ばれる職場にならなければ、いい人材が集まらなければ持続可能な行政仕事が、私はできなくなるんじゃないかなあという、そういうような思いなんです。

ですから、やはりそういった若い人が、そこに入って選んで、地元のために、市民のために働こうという、やはりぜひそういう職場をつく

っていただきたいなという思いですから、さっき市長の答弁もいただきますれば、検討しながら進めてまいりたいというようなことのニュアンスではないかなと、私は感じましたけれども、それは、内部のいろいろ検討しながらやらなければならないと思うんですけれども、やはり、そういったものの、やっぱり先覚的な取組をやっていかなければならないと思うんですけれども、課長、もう一回、意気込み、管理職としての意気込みを教えてください、皆さんも納得するんじゃないですか、いかがでしょうか。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 議員おっしゃるとおり、思い切った改革というのが、いつかどこかで必要になるのであらうと思ひまして、それは、こういう窓口改革だけではなくて、いろいろなことにつながるのではないかというふうには感じているところです。

まず、こちらの窓口改革につきましては、庁舎内の例えば、来庁者の人数ですとか、時間的な違いですとか、そういったところの調査からまず始めまして、そうしたところへの実施に向けて検討をしていきたいと思ひます。

以上です。

18番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番(小嶋富弥議員) ありがとうございます。その意気込みで、また引き続きお願いしたいんですけれども、カスハラですね、カスハラ。私、これ大変、市役所の職員の仕事は、やはり市民の奉仕の仕事なんですね、大事な仕事なんですね。

やはり、訪れる市民は、住民票を取りにくる方から、子育てに悩む主婦まで一通りではありませんけれども、その方々がやっぱり笑顔で仕事できるような環境にして私はいきたい。

それで、各市町村では、やっぱりそういった

問題の悩みで、この名札ですね、名札。名札を名字と名前じゃなくて、名前だけ、平仮名で書いているような市町村も多いと。

それとあと、例えば山形では、やはり暴言、過剰要求がかなり多いということで、外部から来た電話を録音すると、そういうような方策を取り入れる。そんなに録音することによって証拠が残るわけですので、やはりこれは大変、どれがカスハラだか分からないという、法的に難しい問題もあると私は伺っていますけれども、そういう対策ですね。

指針もまだできていないというんですけれども、そういった名札を変えるとか、外部の電話録音機能をするというのは可能だと思うんですけれども、そういった取組をどういうふうに、するっとここで答えは出ないはと思うんですけども、そういったものの方向性は検討する余地はないのでしょうか。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 名札を平仮名にして、名字だけにするという例はいろいろな市町村でやっているようだというふうにはお聞きしています。

名札の名前の表記を変えるという目的のその先には、よくそのまま写真を撮られてSNSに上げられるというようなケースがあるために、そういったところもあるというような、変えるための目的というか、そういうところというようなものでした。

ただ、ちょっと私どもでも感じているところは、市民の皆さんと対応しますと、やはり担当ということで名前は申し上げたり、やはりこういった者ですというふうなことで、名前はお伝えすることも多いので、そういったところの意味合いとしては、やはり平仮名に変える意味というのが、どういうものにつながるかなというのは、ちょっと疑問なところも今のところですけども、はあるところです。

ただ、録音電話につきましては、やはり防止効果といいますか、そういうところはあるかとは思いますが、そういったところも含めて、今後対応策は考えていく必要はあるというふうに思っているところです。

そのほか、対応している市としては、防犯カメラというようなところもあるようでした。様々な対応策がありますので、総合的に考えてみたいと思っています。

以上です。

18番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番(小嶋富弥議員) もし取り入れが可能なことだったら、やはりそういった意味で、安心して働けるような職場の構築に向けて、ひとつ御努力をなさっていただければ、ありがたいなと思うわけであります。

それでは、次にお聞きしますのは、新庄市の今回の令和7年度の予算のポイントというようなことで、示されたデジタル技術の活用によるDX推進、非常に御期待申し上げます。

やはりこの中で、コンビニ交付の手数料削減で、マイナンバーカード等を広くやると。あと、学校にもあえて教育振興にもタブレットを入れていただいて、私がかつてお願いした生徒と先生が同じタブレットを使っていると、非常に先生方も苦情があったのが、今度は先生方専用のタブレットを新しく投入するというようなこと。

あと、この大型スクリーンも非常に期待を申し上げますところであります。毎年、学力・学習状況調査のテストがあるんですけども、残念ながら、新庄市の児童生徒は、全国平均や県平均にも若干足りないという部分があるものですから、ひとつ御期待申し上げますとともに、非常によかったなあと、そこでよかったついででありますけれども、デジタル化推進の外部人材活用についてなんです。

国ではかなり力を入れていまして、総務省で

もかなり前から力を入れて、各自治体でやっていますね。それで、私は300万円ですりなのか。もう少し外部人材をするには、思い切った予算を投入してもいいのではないかなと思うんだけど、何人を外部登用というようなことでお考えなのか、まずひとつお願いします。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 外部人材の人数というふうなことでの御質問ですけれども、まず1名の方で、非常勤で考えております。

お金の話がありましたけれども、年間雇用すれば、総務省の制度として560万円というふうなところで、常勤というふうなところで派遣、民間企業からの派遣などの制度もありますけれども、毎日来ていただくことがいいのかどうかというふうな部分も課題としてこれまでありました。

値段的には312万円というふうな金額ではありますけれども、毎月お越しいただくところと、あと随時Zoom等で相談業務ができるというふうな仕組みを取ってございまして、300万円というふうな金額ではありますけれども、効果的な活用となるように、取り組んでいきたいというふうには考えております。

以上でございます。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） それぞれの自治体のお考えなり、規模があると思うんですけれども、総務省ではずっとこれ、地方DX推進の補助拡充というふうなことで、これはデジタル専門人材を総務省では、各市町村などに高度なデジタル専門人材を採用する補助拡充に乗り出したと。しかし従来は1名しか認められなかったが、今年度からは3人まで改める制度にしたというふうなことで、ひとつこの際、お聞きしますのは、この新庄市の場合は、最高情報統括責任者なる

CIOというのは、どのような位置づけでおるんでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 市長も答弁したとおり、総合政策課に私の役職として、私が拝命しているような立場になりますけれども、全体的なDX、自治体のDXと、あとそれぞれ各課が所管する地域課題を解決するDX等も含めて、全体的にデジタルを導入して、課題解決を図っていくような役割を担っているというふうに認識しております。

以上でございます。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） ほかの市町村の例で申し訳ないけれども、このデジタル化するには、総務省あたりのあれがあるんですけれども、例えば情報統括責任者というのは、大体副市長あたりがなっているような仕組みなんですけれども、そういった観点からすれば、総合政策課の課長がやるというんだけど、新庄市の場合は副市長は、そういった意味で、デジタル化、私も行ったとき、かなり頑張られているというふうなお答えをいただいたけれども、今どういうふうなお立場で、そういうDXを進める旗振りというか、立場をひとつ明確にしたほうが、していただきたいと思えます。

石山健一副市長 議長、石山健一。

佐藤卓也議長 石山副市長。

石山健一副市長 私の役割ということでございまして、ただいまの総合政策課長兼デジタル推進監からお話を申し上げて、さらに外部人材として、推進監を補佐する専門的な立場で補佐するという方を、今度活用して、さらに進めていきますということなんです、私はさらに、市長とデジタル推進監の間に立って、全体をさらに推進するような役割として、副市長として

推進してまいります。という立場であるというふうに認識しております。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 本当に、私はデジタル化を進めていってもらわないと、やっぱりこれなんて言う、取り残されるというような気がするんですね。なぜかという、総務省が全国自治体のトランスフォーメーションを進めるための指針みたいのがあるんですね。

その中で、ちょっと私も調べてみたんですけども、首長はDXの推進に当たっては、仕事の仕方、組織・人事の仕組み、組織文化・風土そのものの変革も必要となる中、首長自らの変革に強いコミットメントを持って取り組むんだよというような、これは総務省の文面ですよ。

その中で、市長は全部そろって何もかにも、指示命令を下せば、決断すればいいと思うんですけども、その中で、その次にCIOというのは、最高情報統括責任者は、副市長が担っている。その中で、このCIOの補佐官が、外部人材の活用を検討するよというようなことを、ちょっと見たものですから、そういったものを新庄市は、総務省のそういったマニュアルというか、そういったものに対してなっているんだなと。

だから、やはりリーダーシップ、旗振りをやらないと進まないんですね。だと思っんですよ。この内部職員だって、こんな実情だから、俺はしたくないという方もいると思うんです、これは。でも、そこをそのメリットを、なぜ成果を上げるようにしていかないと、さっといかないと思う、組織の人間というのは。

ですから、私は、最高、このCIOの責任でそういうもので動かしてもらいたいという思いでお聞きしたんです。

もう一度そういう意味で、本当に頑張ってくださいと思うけれども、決意をひとつお願いし

ますよ。

石山健一副市長 議長、石山健一。

佐藤卓也議長 石山副市長。

石山健一副市長 ありがとうございます。

CIOという話は、情報の中の総務省の制度として、そういう制度だというふうに言っている話なので、そこは情報政策の中の位置づけだというふうに御理解いただきたいと思います。

私は、このDXも含めて、やはり事務方のトップだと思っておりますので、全庁的なデジタル化の推進というのを、推進課と一緒に進めていく立場にあると思っておりますので、これからも全力で頑張りますので、よろしく願いいたします。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） よろしくお申し上げます。

マイナンバーカードと必ずこのデジタル化はもう連動しなきゃ駄目ですね。それを活用していく時代ですので、それでも新庄市のマイナンバーカードが非常に高いと、90%台だということ、そういったものを、やっぱりマイナンバーカードを取って何するのよと言っては駄目だと思うんですね。

マイナンバーカードを使って、こういう利点があるよということを、やはり市民の多くの方に享受いただく、そのためにやはり何するのよ、ぜひひとつ、時間も押してきたから、あとこれ以上言ってもあれですけども、そういった意味で、決意もお聞きしましたので、ぜひひとつ、市民のために頑張ってくださいなと思います。終わります。ありがとうございました。

散 会

佐藤卓也議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

6日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時47分 散会

令和7年3月定例会会議録（第3号）

令和7年3月6日 木曜日 午前10時00分開議
議長 佐藤 卓也 副議長 今田 浩徳

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	8番	鈴木法学	議員
9番	辺見孝太	議員	10番	渡部正七	議員
11番	新田道尋	議員	13番	伊藤健一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸 聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山 浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	高橋 学
上下水道課長	阿部和也	会計管理者長 兼会計課長	加藤 功
教育長	津田 浩	教育次長 兼教育総務課長	渡辺政紀
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	今田 新
監査委員	須田泰博	監査委員 局長	伊藤幸枝

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	井上徹
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 事務局長	大江周

事務局出席者職氏名

局長	山科雅寛	局長補佐	高橋智江
主事	小野一樹	主事	秋葉佑太

議事日程（第3号）

令和7年3月6日 木曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	亀井博人	議員
2番	山科春美	議員
3番	田中功	議員
4番	高橋富美子	議員
5番	佐藤悦子	議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

令和7年3月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	亀井博人	1. デジタル化について 2. 交通安全について 3. インフラ系施設について	市長
2	山科春美	1. (仮)防災危機管理課の設置と今後の当市の危機管理体制について 2. SNS型詐欺被害について	市長 教育長
3	田中功	1. 令和6年7月発生の豪雨災害について 2. 開府400年記念事業計画について	市長 教育長
4	高橋富美子	1. 市役所の窓口に「軟骨伝導イヤホン」の導入を 2. ヒアリングフレイルの予防・対策の取組について 3. 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について 4. 八向中学校区における施設整備計画について	市長 教育長
5	佐藤悦子	1. 会計年度任用職員の処遇改善を 2. 農業の担い手を支え、米の増産に転換を 3. 不登校・いじめ・自殺防止のための学校教育についての提案 4. 介護の提供体制の危機打開と中小企業支援	市長 教育長

開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。
ただいまの出席議員は17名です。
欠席通告者はありません。
これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

佐藤卓也議長 日程第1 一般質問。
本日の質問者は5名です。
これより2日目の一般質問を行います。

亀井博人議員の質問

佐藤卓也議長 それでは初めに、亀井博人議員。
（2番亀井博人議員登壇）

2 番（亀井博人議員） おはようございます。
3月定例会一般質問2日目、最初に質問させていただきます議席番号2番亀井博人です。
一括方式にて、デジタル化など3つの項目について質問させていただきます。よろしく願いいたします。
1番、デジタル化について。新庄市のデジタル化並びにデジタル化推進基本計画及び情報発信の進捗状況についてお尋ねします。
①書かない窓口はどのような窓口になりますか。
②他市で導入が進みつつあるおくやみ窓口について、本市において導入が進まないのはどの

ような理由からですか。

③デジタル関連の研修について、研修の実施予定はありますか。

④デジタルディバイド、情報格差の解消と対策の考え方は。

⑤デジタル化推進にはどのような補助制度がありますか。

⑥市公式LINEの機能拡張とかむてんチャンネルグルメリレーの効果等について伺います。

⑦会計課において、4月以降、山形銀行派出窓口が廃止となる理由、それに伴い会計課窓口においてキャッシュレスを進めるなど、市民の利便性確保について伺います。

2番、交通安全について。安心・安全な交通環境とするため、次のことについて伺います。

①信号機のない横断歩道で手を挙げて渡る歩行者がほとんど見られず、危険です。手を挙げて横断歩道を渡ろう運動を推進してはいかがでしょうか。

②横断歩道など道路の区画線について、これまで以上に関係機関にも働きかけ、安全を確保すべきではないでしょうか。

3番、インフラ系施設について。埼玉県八潮市で陥没事故が発生しました。市民の安全・安心を確保するため、道路、橋梁、上下水道の日常的な点検、公共施設等総合管理計画のインフラ系施設との関連について伺います。

①八潮市で発生したような陥没事故の可能性はありますか。

②古い下水道管の維持管理状況と内容について。

③橋梁の定期的な点検、診断内容について。

④市道について、どのように点検、維持、管理していますか。

⑤公共施設等総合管理計画における更新年数は、道路が15年、橋梁60年、上水道60年から80年、下水道管50年とされ、2030年代の約10年間に更新のピークを迎えるとされ、多額の費用が

見込まれています。事後保全から計画的保全へと取組を進めていますか。

⑥インフラ系施設の更新に伴う単価工事費の増加が見込まれる中、維持管理や更新にどのような補助制度がありますか。

以上、よろしく願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 おはようございます。

それでは、亀井議員の御質問にお答えします。

初めに、デジタル化についての御質問ですが、1点目の書かない窓口につきましては、窓口で来庁者のマイナンバーカード等で氏名や住所など基本情報を読み取ることにより、申請書等の記入を不要とし、申請者の負担の軽減と利便性の向上を図るものであります。また、同時に職員の事務作業が効率化されることで、待ち時間短縮の効果も期待されるものであります。

次に、おくやみ窓口の設置につきましては、これまでも御質問をいただいておりますが、設置場所や御案内の方法、手続を支援する職員体制など、現時点で様々な課題があることから、設置は難しい状況と捉えております。

しかしながら、亡くなられた際の手続の煩雑さについては、何らかの方策が必要と考えておりますので、引き続き他自治体での取組について調査研究してまいります。

次に、デジタル関連の研修についての御質問ですが、今年度におきましては行政事務の効率化の観点から、職員を対象として電子申請の導入拡大のための研修や、生成AIの行政事務への利活用のための研修を実施しております。

来年度につきましても、外部人材のアドバイザーを活用して、電子申請や生成AIの活用に関する研修をはじめ、デジタル活用の研修を实

施し、職員全体のITスキルの向上と庁内のデジタル化に対応できる人材の育成を図ってまいります。

次に、デジタルディバイドについての御質問ですが、デジタルディバイドの解消は、様々な行政サービスのデジタル化が進む中で、重要な課題であると捉えております。スマホ教室への参加促進を携帯電話事業者と連携しながら行うことはもちろんであります。新たなデジタル行政サービスを導入する際に、スマホ画面の写真等を用いて操作方法を分かりやすく説明するチラシを作成するなど、使い方の理解促進を図ることが大変重要と考えております。

このため、市公式LINEをはじめとした市のデジタルサービスについて、市民が利用しやすい環境となるような支援に努めてまいります。

次に、デジタル化推進の補助制度につきましては、今年度いわゆるデジ田交付金を活用して、デジタルツールの実装事業を実施しております。

来年度につきましても、新しい、地方経済・生活環境創生交付金を活用して、デジタル実装事業を推進してまいります。そのほか、事業の内容や規模に応じて、様々な補助制度を活用し、行政サービスのデジタル化を進めてまいります。

次に、市公式LINEの機能拡張とかむてんチャンネルグルメリレーの効果等についての御質問ですが、市公式LINEは昨年より機能を拡張し、受け取りたい情報の選択や、ごみの収集日のお知らせなど、市民が欲しい情報を選択して迅速に受け取ることができるようになっております。また、市の申告相談、健康診断の受診申込みなどの予約システムの導入により、市民の利便性向上を図っております。

かむてんチャンネルの投稿企画につきましては、昨年10月に企画を始めたところであり、今後投稿が増えていくことによって、さらなる情報発信の強化につながっていくものと考えております。

次に、市役所の会計窓口についての御質問にお答えいたします。

市役所内の銀行派出所につきましては、本市の公金の取扱いに特化した店舗として、市が発行した納付書による市税を中心とした公金収納を取り扱っているものであります。昨年3月末をもって荘内銀行の派出所が撤退したことに続き、本年3月末をもって山形銀行も撤退することになったものであり、撤退の理由といたしましては、金融機関における業務の効率化、合理化が進められる中で、経費負担の見直しや全国的な人手不足を背景として、派出所の人員確保が難しくなっているなどの理由によるものと認識しております。

今後、市民の利便性を考慮し、当面の間、会計課窓口での現金収納業務を継続してまいります。各金融機関窓口や口座振替による納付の周知啓発を図るとともに、コンビニでの納付に加え、スマートフォン決済などキャッシュレスを推奨していくことで、市役所に出向かなくても納付できる環境の整備とさらなる利便性の向上に努めてまいります。

次に、交通安全についての御質問であります。初めに横断歩道の渡り方につきましては、警察庁が定める交通ルールでは、信号のない横断歩道を歩行者が渡ろうとする際には、手を挙げるなどして運転手に横断する意思を明確に伝えることが推奨されております。これは、手を挙げたりドライバーに目を合わせたりすることで、歩行者とドライバーがコミュニケーションを取り、事故防止につながるものであります。

本市においても、市内幼児、小学生及び高齢者を対象に、毎年交通安全教室を実施しておりますので、警察など関係機関と連携しながら、横断歩道の安全な渡り方などの事故防止につながる啓発に努めてまいります。

次に、横断歩道など道路の区画線についてお答えいたします。

横断歩道につきましては、公安委員会の管理となっておりますので、見えにくくなっている箇所については、随時市から公安委員会に対して補修に関する情報提供をしております。

また、市道に係る外側線や中央線などにつきましては、学校周辺など人が多く往来する路線を優先して補修するとともに、県道や国道に関しても道路管理者に情報提供し、早期の対応を依頼しているところであります。

次に、インフラ系施設についての御質問にお答えいたします。

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路施設の破損に起因する道路陥没事故を受け、本市においては、職員による公共下水道管の緊急点検を実施しており、異常がないことを確認しております。今後も計画に基づき、点検と調査を行うとともに、適切な修繕に取り組みながら事故防止に努めてまいります。

次に、古い下水道管の維持管理状況についてであります。毎年度計画的にテレビカメラによる視覚調査を行っており、破損等の異常が発見された場合は、状況に応じた適切な補修を行っております。

今後も管路施設の現状を把握した上で、持続的な水道、下水道機能を確保するため、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、橋梁の定期的な点検、診断内容についての御質問であります。本市では114の橋梁を管理しており、定期的な点検診断については、日常の道路パトロールで外観目視点検を行っております。これに加えて、健全度を判定するため、国・県の点検要領及びマニュアルに基づき、損傷度合いなどについて5年ごとに点検診断を実施しております。

次に、市道の点検、維持管理につきましては、定期的に道路パトロールを実施し、通行に支障を来すような箇所が発見された場合は、随時修繕を行っております。また、国の点検要領に基

づき、道路分類によって5年または10年ごとに点検調査を実施しており、その調査結果から、本市の舗装長寿命化修繕計画を作成し、舗装の補修工事を計画的に実施しております。

次に、公共施設の計画的保全についての御質問であります。公共施設等総合管理計画では、インフラ系施設の管理に関する基本的な考え方として、事後保全から計画的保全へと転換を図り、施設を健全な状態で管理し、長期的な維持管理経費の低減に努めることとしておりますので、道路や橋、上下水道施設などのインフラ系施設については、この考えを基本方針として、各施設の維持管理に関する個別計画を立て、計画的保全の取組を進めております。

次に、インフラ系施設の維持管理や更新の補助制度につきましては、国の社会資本整備総合交付金などを活用しております。補修工事や改良工事など、それぞれの事業に応じた国の補助金や交付金、また有利な起債を活用し、事業を実施しております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 答弁ありがとうございます。

それでは、1番のデジタル化の中の書かない窓口から再質問させていただきたいと思います。

書かない窓口になることで、これまでとどのように変わりますか。

伊藤リカ市民課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 答弁でもお答えしましたとおり、マイナンバーカード等で氏名や住所など基本情報を読み取ることによって、受付で申請書を作成いたしますので、来庁者が御自分で書くことがなくなるというようなこととなります。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） これまでどおり自分で書くという選択も可能でしょうか。

また、全く書くことはないということでしたが、申請がそれでもう全部完了するというのでしょうか。

伊藤リカ市民課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 記載台をこれまでより少なくはしますが、全部撤去するということはありませんので、これまでどおり御自分で書いていただくこともできます。

また、全く書くことなく申請が済むかという御質問ですが、住民異動届出の際は、最後に署名をしていただくこととなります。また、戸籍届出については、届出用紙に書いていただくことが必要になりますので、書かない窓口とは別に受け付けることとなりますので、これまでの方法と変更はないということとなります。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 県内に視察にも行かれたということですがけれども、視察先はどちらだったかということと、視察先で得られたこと、改善すべきことなど気づいた点がありましたら、お願いします。

伊藤リカ市民課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 視察については、南陽市と天童市に行っております。また、13市の課長の研修というのがございますので、そちらで私も山形市の書かない窓口を視察させていただきました。

こちらで視察に行つて得られたことということですが、やはり来庁者の方が書かなくていいので楽になったというような声が聞かれると言われましたので、来庁者の利便性向上、また入力担当者の負担軽減につながっているということを実感させていただきました。

今後の改善点ということでありませけれども、この書かない窓口を導入するに当たって、やはりシステムの導入だけでなく、窓口のレイアウトの変更なども必要になってきますので、そういったことも、市民の利便性を考慮した上で、窓口を変更する際にどういった窓口のレイアウトであれば、市民にとって使いやすいものになるかといったことを考慮しながら、そういったところも検討してまいりたいと思います。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 市民課、会計課フロアに発券機というか、受付番号が導入されておりますけれども、その成果と申しますか、市民の方が迷わずに番号を取られている状況はどうかということ、まずお聞きしたいと思います。

また、ほかの天童市だったり、東根市ですと、市民課等のフロアに案内をする職員の方もいらっしゃるようですけれども、そこら辺のお考えはどうでしょうか。

伊藤リカ市民課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 現在は、市民課、会計課フロアに発券機を導入しておりますが、小さい機械ですので、見逃してしまう方もおられますので、そういった際は受付で発券機から番号を取ってくださいという御案内をしております。

案内職員ということですが、繁忙期については、私などもフロアに出まして市民の皆様にご案内をしているような状況となっております。専任の者はおりませんが、そういった窓口の混雑状況に合わせて、私であったり、課長補佐であったり、フロアで御案内を差し上げております。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 市民課窓口の繁忙期に

は、かなりの市民の方が来られているようですが、市民課の申請の取扱い件数が、年間3万5,000件ほどあるようです。今度コンビニで、来年度は10円で取れるということもあって、書かない窓口等をスタートした場合に、待ち時間等は短縮される見込みでしょうか。

伊藤リカ市民課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 こちらも先ほどの視察に行った際に、視察先でいろいろ伺ってまいりました。やはり導入時は職員が不慣れなこともあって、すぐに時間が短縮ということにはならないようですけれども、やはり職員のほうも慣れてくると、時間短縮になっているということをお伺いしております。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 次に、おくやみ窓口関係についてお尋ねします。

現在、死亡届を出された後のおくやみ関係の手続や手順というのは、主にどのようになっていますでしょうか。

伊藤リカ市民課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 死亡届出の際に、今後必要になる手続の一覧というものをお渡ししております。後日、改めて手続で各課を回っていただくような形になっております。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 令和5年度において、亡くなられた方は何名でしたでしょうか。

伊藤リカ市民課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 令和5年度については、557人の方がお亡くなりになっております。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 既に専用窓口を設置している山形市が作成した手引を見ますと、20ページほどありまして、市役所で必要な手続は32項目ほどありました。その中で私が必要な手続というのは6項目ほどだったのですけれども、市役所での手続以外にも、電気やガス、相続など様々な手続がありまして、そうした関係機関との連携とか案内のほうはどのようなになっていますでしょうか。

伊藤リカ市民課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 現在、特に連携というものは行っておりませんが、例えば連絡先をお調べすると、そういったことはやっておりますので、必要な手続については御案内しているというような状況であります。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 市民課での市民への接遇の印象が、新庄市全体の印象にもつながると思います。死亡届に来られた方が、市役所のどこに何があるか分からないと。成人福祉課とか健康課、または第2庁舎の水道課だったりします。デジタルは手段、人が主役とも言われますが、スペースだったり、システムの問題だったり、窓口業務のデジタル化を進める近道は、デジタル化にも対応した市役所を新築することではないかと思いますが、いかがでしょうか。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 新しい市役所の更新計画は10年後と計画して、これから協議に入るところでございますが、その更新に当たって、デジタル技術を最大に生かした在り方について、当然検討されるべきものだろうとは考えております。以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 次に、デジタル化を進めるに当たりまして、研修等について伺います。

新たに外部人材の方が来て、様々な研修等に当たっていただくということになっているようですけれども、デジタルという分野でも、様々な分野があるのではないかと思いますけれども、1人の専門家に頼ってやっていくのか、それともある程度分野ごとの専門家をお願いするのか、その辺の考えをお伺いします。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 デジタルの研修についての御質問ですけれども、それぞれ分野が広い場合に、専門家が違うのではないかと、分野ごとかという御質問でございますが、まずは昨日も一般質問いただいた中で外部人材につきましては、自治体DXを強力に進めるための外部人材となっております。こちらにつきましては職員数が将来減っても耐えられる組織をつくるための職員のデジタル能力の開発でありますとか、それに伴って業務改善につなげていくといった、そういった全体的な組織を改編するための部分が主なものとなっております。

また、分野ごとにそれぞれ課題がある部分については、各課横断的にそれぞれ所管する専門分野で、必要に応じて研修なり、講演会などというのはなるかなと思いますけれども、デジタル化推進におきましては、そういうシステムの標準化、共通化を含めた理解の促進と、デジタルの意識改革と組織の改編につながるような研修になるものと捉えております。

以上でございます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 次に移ります。

市公式ホームページをはじめ、かむてんチャンネル、新庄市LINE等、情報発信は様々な進

んできていると思いますけれども、かむてんチャンネルにつきまして、新庄市などの行政情報が、私が見るに、まだちょっと多いように感じられます。今後、来年度に向けて、どのような工夫とか展開を予定されておりますでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 かむてんチャンネルについて、行政情報が多いような感じで、今後の利活用の方針というところですが、かむてんチャンネルにつきましては、民間が広告料収入で立ち上げた部分ということと、あと官と、民と、市民とが一体となって情報を書き込むことでつくり上げていくページというところで、今議員おっしゃったように、ちょっと行政情報が多くて、一般の飲食の情報とか少ない部分につきましては、やはり質問にもありますグルメリレーなど催してチャレンジしておりますけれども、その飲食店なり、商店の主体的な協力がなないと、なかなかホームページがつくり上げられないという実態になっております。

これにつきましては、引き続き様々な情報を投稿していただけるような改善を進めるとともに、なおLINEとか、インスタグラムとか、ホームページとか、あと3月からは市公式のフェイスブックもスタートいたしました。いろんな媒体で情報発信することによって、受け手が選択して、市の情報を自分の使いやすい媒体で取れるようにというところも一方で考えておりますので、そういった全体的な形で情報発信に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） グルメリレーにつきましては、観光にもつながっていくと私は思っておりますので、何とか軌道に乗るようにお願いしたいと思います。

次に、新庄市のホームページのトップページについて、ちょっとお願いです。私は新着情報、市長スケジュールを中心に見ているのですが、新着情報の上に重要なお知らせというのがありまして、これがあまり更新されないといえますか、重要なだけにあまり載せにくいという面もあると思うのですが、それでこの新着情報を重要なお知らせの上に持ってきたほうが、ぱっと見、新鮮味が見るたびあるのかなと以前から思っています。

もう一つ、イベント一覧というのがあるので、すけれども、こちらに現在掲載しているのは、ほぼ図書館、雪の里情報館、市民プラザの3施設だけの催しで9割以上を占めているようです。

このイベント一覧には、行政情報だったり、研修会など14項目のジャンルがありますので、ここのイベント一覧と新着の充実をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 ホームページ上のイベントカレンダーにつきましては、亀井議員に以前から御指摘、御提案いただいている部分でありまして、市の内部においても、特にイベントを実施する課においては、イベントカレンダーの更新について、速やかに更新するように内部で調整を図っているところではあります。なかなか発信する媒体が多くなってきつつあるものですから、手が回らないという部分もあるかと思えます。

ここについては、引き続きホームページのイベントカレンダーの仕組みがいいのか悪いのかという部分も含めて、更新についても検討していきたいという部分と、ただいま御提案いただきました、重要事項よりも上に新着があったほうがいいのではないかとこの提案については、内部で検討させていただきます。

以上でございます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） イベント一覧には3月議会の予定も入っていますので、皆さんも御覧いただきたいと思います。

あと、新着の関係で、例えば更新される計画等があるのですけれども、具体的に言うと、事務事業評価、例えばもう一つは中期財政計画など、こちらは年度更新ということで、新着に上がらないケースになっています。私は、そういった情報がすごく重要だと思っておりますので、年度で更新されるような新規情報も扱いを変えていただければと思っています。よろしく願いいたします。

では、次行きます。会計課窓口です。会計課窓口に納税に来る方は、年間どれくらいの件数、金額がありますでしょうか。

加藤 功会計管理者兼会計課長 議長、加藤 功。

佐藤卓也議長 加藤会計管理者兼会計課長。

加藤 功会計管理者兼会計課長 会計課窓口にいる方々の近年の動向でございますが、近年の派出窓口及び会計課窓口で取り扱う税金等の現金収納件数としましては、年間約2万5,000件、金額にしまして約4億円を扱っております。1日平均にしますと100件、金額にして180万円ほどとなっております。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 毎月、各税の納期限等があると思います。そうした繁忙日の状況はどうなっておりますでしょうか。また、会計課の窓口に来られる方は、主にどのような年代の方が多く見られますか。

加藤 功会計管理者兼会計課長 議長、加藤 功。

佐藤卓也議長 加藤会計管理者兼会計課長。

加藤 功会計管理者兼会計課長 毎月の繁忙日につきましては、納期限のほか、年金支給日、お

盆の時期など繁忙日となっております。1日平均約500件、1,000万円の現金収納を扱っているところであります。

また、会計課にいらっしゃる方がどのような年代なのかと申し上げますと、比較的高齢者の方が多く、窓口におきましては、市役所に出向かなくても済む口座振替の御案内を差し上げているところでございます。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 市役所以外にも、近くに山形銀行、信用金庫がありますけれども、どうしても会計課窓口で納めたいと言われる方の主な理由のようなものがあれば、教えていただきたいと思います。

また、市役所の窓口では、今後も納税は可能なのでしょうか。

加藤 功会計管理者兼会計課長 議長、加藤 功。

佐藤卓也議長 加藤会計管理者兼会計課長。

加藤 功会計管理者兼会計課長 山形銀行、新庄信用金庫など近くにはございますが、窓口で多く納めていただけるという状況につきましては、まず税務課で納付書を発行された方がすぐに納付できる環境にあるということ。また、市内金融機関やコンビニではなく、あえて市役所で納めていただいている方の場合、やはり駐車場が近くにあつて、会計課窓口では待たせることがなく、スムーズに納付できる利便性があるために一定の利用者がいるものと考えております。

また、市役所の窓口におきましては、今後とも納税体制が取れておりますので、従来どおり対応させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 次、2番、交通安全についてお願いします。

交通安全白書によれば、事故が起こりやすい場所は交差点内とされているようで、3分の1を占めているようです。

J A F（日本自動車連盟）が毎年調査している、信号機のない横断歩道における車の一時停止率調べでは、全国平均は約45%、都道府県別になりますけれども、山形県は53%、一番高いのは長野県で87%となっているようです。この状況をどのように考えますか。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 率でございますけれども、こちらにつきましては、亀井議員おっしゃるとおりの率で推移しているところでございます。

交差点における一時停止については、近年、J A Fも積極的に広報しておりますし、マスコミでも多々取り上げていると感じているところでございます。そういったところも踏まえて、最近率のほうが上がってきているのかなと認識しているところでございます。

また、長野県が多いというところは、ちょっとこちらのほうで把握してございませんでしたので、なぜかという理由についてはお答えできませんが、多分独自の取組をされているのだろうと推察いたします。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 青森県などでは、青森県警を中心に、ハンド&サンクスという運動を展開しているようです。

本市においても、交通安全専門員の方をはじめ、来年度におきましても、手を挙げて横断歩道を渡るということに、さらに取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次です。横断歩道の消えかけた区画線の関係です。先ほど、公安委員会等の説明がありまし

たけれども、区画線の引く分担といいますか、どのようになっているか改めてお聞きしたいと思っております。国、県、市、公安委員会の役割等です。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 まず、大きく2つに分けられるかと思っております。まず、交通安全に関するもの、例えば御指摘の横断歩道であるとか、止まれという標示については公安委員会、それ以外の道路の外側に引くような線については道路管理者になると考えております。道路管理者につきましては、それぞれの管理者がございまして、市道、県道、国道、それぞれの所管する部署において管理するというふうになってございます。以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 交通安全関係でもう一つだけお願いします。

夕暮れ時ですね、特に秋なのですけれども、車も歩行者も見えにくく危険な時間帯があります。このような際に、反射テープの活用も効果的だと思いますので、指導等よろしく願いしたいと思っております。

次に入ります。インフラ系関係です。

様々なインフラの損傷状況について、LINEで個人でも通報ができる体制が取られております。現在ですと、不法投棄と公園の2つについて、損傷報告ということで可能なのですけれども、一番件数、頻度が多い道路についても、このLINEで通報というか、連絡ができるような検討をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 LINE等での道路の損傷報告ということの御提案ですけれども、今現

在、公園等の損傷の部分はなっておりますけれども、拡張した時点で道路まで行くと、かなり煩雑化が予想されて、対応等もちょっと導入時に、道路の損傷の報告のオプションを入れてしまうと、かなり厳しいのではないかとこのころが想定されましたけれども、今後段階的に、公園の損傷報告の件数などもどのような状況になるかという部分も、担当課と連携しながら、道路に拡張できるかどうかも含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 言われるとおりのことは私も思いますけれども、現在のLINEの画面に道路が入っている関係で、その訂正もお願いできればと思います。道路ができるようになったのだと見ていたものですから。

インフラの関係で、市の技師の職員数についてお尋ねしたいと思います。また、来年度に向けて、今年度技師の採用はありましたでしょうか。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 技師の人数という御質問でございますが、令和6年4月1日現在ですが、管理職、それから再任用職員等を含めまして22名でございます。

来年度の採用の予定でございますが、1名を予定しているところです。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 質問は終わりますけれども、インフラ系施設は地味ではありますが、市民の安全・安心を守るために非常に重要なものだと思いますので、よろしくお願いたします。

終わります。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

山科春美議員の質問

佐藤卓也議長 次に、山科春美議員。

（7番山科春美議員登壇）

7 番（山科春美議員） こんにちは。3月定例会2日目の2番目に質問させていただきます、議員番号7番、新政・結の会の山科春美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

（仮称）防災危機管理課の設置と今後の当市の危機管理体制についてということが1番目の質問なのですが、昨年は全国的に自然災害が多発しており、当市においても昨年7月の豪雨災害もあり、多くの被害がありました。

その中で、昨年12月議会の最終日に市長より、防災危機管理課の設置を検討しているというお話がありました。防災危機管理課が設置されることで、災害時の指揮命令系統が盤石となり、課をまたいだ横断的な危機管理体制もさらに力強いものになっていくと思われませんが、その具体的な内容についてお伺いいたします。

防災危機管理課が設置されることで、災害対策についてどのような効果が期待されますか。

感染症の対応を行う際に、保健師の担う仕事も多いと思いますが、職員配置はどのようになりますか。

危機発生時に的確な対応ができるように、平

常時からの情報共有や各課の連携が大切ですが、どのように行っていきますか。

地域防災マネジャーは、災害対応の知識や経験豊富な自衛隊のOBの方の任用を想定されているようですが、どのような活躍が期待されますか。

今年2月1日に市街地に熊が確認され、地元の猟友会、消防団、消防署、警察の皆さんが捕獲に当たりましたが、そういった対応は防災危機管理課の対応になりますか。

近年、全国的に熱中症による緊急搬送者や死亡者も増加傾向にあり、デジタル防災無線で連日熱中症警戒アラートが発信されておりますが、そういった対応は防災危機管理課の対応になりますか。

地域防災力の強化も目指していると思われませんが、今後の取組についてお伺いいたします。

2つ目の大きな質問です。SNS型詐欺被害についてということです。

山形県警の発表で、昨年、令和6年にSNSを通じた詐欺の被害額が1年間で5億3,757万円（暫定値）に上り、前年より1億円増加したと発表されました。

また、その中で特殊詐欺の被害額も急増し、3億2,155万円で過去最多となったとのこと。県警では、幅広い世代が被害に遭っている。SNSでも電話でも、お金の話が出たら詐欺だと思ってほしいと注意を呼びかけておりました。

このような悪徳商法とは、一般消費者を対象に、組織的、反復的に行われる商法、取引でありますけれども、この商法自体に違法または不当な手段や方法が組み込まれたものを指すと言われております。その手法は、社会経済情勢に応じて常に変化を続けていまして、最近最も多いものとして次のようなものが挙げられます。未払料金があるなどの架空の話を口実として金銭をだまし取る架空請求や不当請求、インターネットでアクセスしただけでサービスに入会した

として多額の利用料金を請求するワンクリック詐欺、点検と称して電話や訪問により工事が必要であると執拗に、あるいは修理しないと危険なことになるということで不安をあおって不当な契約をさせる点検商法、注文していない商品を勝手に送りつけ、代金を一方的に請求する送りつけ商法、セールスマンが訪ねてきて商品やサービスなどの契約をさせる訪問販売、事業者が自宅を訪ね貴金属など物品を無理やり購入する訪問購入、商品を販売しながら、購入者を次なる販売者にするすることで、物品の利益と同時に紹介料を得る販売組織をピラミッド型に拡大していくマルチ商法、あるいはネットワークビジネスといったものが挙げられます。また、最近ではお試しで購入したら定期購入だったという手法が数多く報告されているようであります。

このような悪質な商法は、事業者の数だけやり方があると言われておりますが、このような被害から市民を守っていくための当市の対応についてお伺いいたします。

当市における特殊詐欺等の発生状況や対応について、また新庄市消費生活センターに問合せのある内容について、教育現場における被害対策について、若者の被害対策について、高齢者の被害対策について、市民への周知について、以上お伺いいたします。よろしくお願いたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 それでは、山科議員の御質問にお答えいたします。

初めに、防災危機管理課の設置による災害対策における効果についての御質問であります。課の設置により所掌事務が防災及び危機管理の専門部署となるため、災害時の迅速な情報集約や意思決定が可能となり、災害の事前対応や的確な初動対応、また復旧対応にも専念できる体

制が整うものと考えております。

次に、感染症等への対応に関する保健師の職員配置につきましては、感染症等の所管課は健康課となっており、保健師はこれまでと同様に健康課に配置することとしております。

次に、危機発生時のための平常時からの情報共有や各課の連携につきましては、防災危機管理課において、日頃より関係課と情報共有しながら対応について協議し、事案発生の際には迅速に対応できるような体制強化に努めてまいります。

次に、地域防災マネジャーにつきましては、防災の専門性を有することから、自主防災組織での出前講座、避難訓練のほか各種計画の見直しや防災訓練等の企画など、地域防災力の向上を目的とし、任用する予定です。また、災害支援の経験も豊富なことから、災害時における対応について参考にすべきことも多くあると考えております。

次に、熊などの鳥獣被害の対応につきましては現在環境課と農林課の2課が所管しておりますが、来年度からは農林課に統一することを予定しております。熊が市街地に出没するなどの人的被害が想定される場合には、危機事案として、農林課と共に防災危機管理課も連携して対応してまいります。

次に、熱中症対策につきましては、現在は環境課が中心となり、防災無線による市民への注意喚起や市の行事への対応、子供、高齢者への対応など全庁的に対応してきたところであります。御質問の来年度に所管する部署につきましては、熱中症対策は市民の生命、身体に重大な被害が生ずる危機事案として、防災危機管理課で所管することを予定しております。

次に、今後の取組につきましては、近年の激甚化する自然災害や危機に対応するため、地域防災計画や防災訓練の見直し、災害時の対応マニュアルの整備を行ってまいります。また、自

主防災組織の充実強化を図りながら、地域防災力の向上に取り組み、安全・安心な地域づくりを進めてまいります。

次に、SNS型詐欺被害についての御質問にお答えします。

教育現場における被害対策につきましては、教育長が答弁しますので、お願いします。

本市における特殊詐欺等の被害状況につきましては、山形県警のホームページに公開されている数値によりますと、新庄警察署管内の令和6年におけるSNSによる投資やロマンス詐欺の認知件数は14件で、被害額については3,471万円となっております。

消費生活センターに対する問合せ相談の内容についてであります。SNS上での投資詐欺のほか、ネット販売上のトラブルについて多くの相談が寄せられております。まずは聞き取りを行い、詐欺の疑いがある場合など、トラブルの内容によっては、管轄の新庄警察署に早めに相談するよう促しております。

次に、若者や高齢者の被害対策、市民への周知についての御質問であります。本市消費生活センターにおける啓発活動としては、消費者月間における広報紙での啓発や、消費生活センターニュースを年4回発行しているほか、地域のサロンや老人クラブを中心に、消費生活講座を開催するなど、SNS型特殊詐欺を含めた消費者トラブルの事例紹介や対策について情報提供を行うことで、被害の未然防止に努めております。

今後も複雑化、多様化する消費生活上のトラブルに対し、関係機関と連携し、的確かつ迅速に対応してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 それでは、教育現場におけるSNS型詐欺被害対策についての御質問にお答え

いたします。

市内各校におきましては、発達段階に応じて、SNSを含むネットトラブルについて、道徳や技術家庭科の授業、それから外部講師から専門的な話を聞くなどの学ぶ機会を設けております。当初は、SNSトラブルを防止するため、プライバシーを守ることの重要性などが学びの中心となっておりましたが、昨今の詐欺被害の低年齢化を受け、詐欺から身を守る必要性についても学んでいかなければならない状況となっております。被害に遭わないことはもちろんですが、将来にわたって、決して加害者になることがないように、児童生徒同士が話し合う場面をつくり、お互いに正しい考え方を持つことができるようにしているところでございます。

SNSの利用は、低年齢化している傾向にあり、小学校低学年に向けた指導も必要となってきました。そのため、学校によってはICT支援員を活用して、動画投稿やネットゲームについて、クラスごとに情報モラル教室を開催しております。

また、SNSの利用については、家庭と連携して指導していくことが大切であると考えております。保護者会の機会や通信などを利用して、保護者へお願いしているところでございます。特に心配な事案につきましては、保護者と相談しながら、必要に応じて専門的な機関の助言を受け、対応しております。

さらに、トラブルが起こった際に相談できる窓口として、定期的に行っている教育相談の中で、丁寧に児童生徒と関わりながら相談しやすい関係づくりを行っていくとともに、教育相談室のオンライン悩み相談等の外部の相談窓口についても利用しやすくしてまいります。

以上でございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 御答弁いただきまして

ありがとうございます。

それでは、再質問ということで、防災危機管理課の設置と今後の危機管理体制について、当市のということで再質問させていただきます。

本当に環境課がすごく今まで仕事をされていたのだなと思ったのですが、本当に市民から見ても、防災危機管理課ができるということはすごくその名前が、そういう課ができるというのは、すごく安心だなと思っております。また、何かがあったとき、そこから発信されて、全庁で対応していくということなので、すごくいいことだなと思っております。

少し再質問させていただきます。近年、毎年のように集中豪雨や地震などの自然災害が発生しています。こうした災害の犠牲者の多くというのが、高齢者とか、介護が必要な方、障害者の方が多いと言われております。災害対策基本法の一部が改正されて、災害発生時において避難支援を要する方々への支援を適切に円滑にするために、個別避難計画ということで、その作成が自治体の努力義務となったわけでありすけれども、災害時の避難行動要支援者名簿の作成、または個別避難計画の作成及び個別避難計画情報の避難支援等の関係者への提供などの体制はどのようにされているか、お伺いいたします。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

佐藤卓也議長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 災害時避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成及び計画の情報提供体制ということで御質問いただきました。

新庄市では、平成23年に災害時要援護者名簿の作成に着手しております。その背景には新潟県中越沖地震、あと岩手・宮城内陸地震などを受けまして、そのときに被害に遭われた方が多くが高齢者や障害者だったということで、そういう方々をより早く避難させるべきではないの

かということと、そういう方を把握することを目的としておりました。

成人福祉課で平成23年から名簿の作成に着手しましたが、当時はその作成に関して、地域でそういう方がいるということを知ってもらいたいということを目標にして、まずは平常時の見守りから、地域にそういう方がいるんだよということ把握してもらうことを目的として作業を始めました。

法律が改正されてきて、個別避難計画というふうには持っているのですが、それに関しては災害時要援護者の対象者の中のうち、緊急性の高い人から個別に計画書を作成しております。国や県の指針に基づいて、要援護者名簿の中で不足している部分を捕捉しながら作成を進めておりますが、現在、令和5年度に緊急性の高い人が1件ありましたので、そちらを作成し、令和6年度に関しては、昨年度も豪雨災害がありましたので、当課でも体制が変わったり、担当が変わったりして、作成の手順等を整理しながらのことで、令和6年度はちょっとまだ着手されていませんが、今後新しくなる課と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

また、情報の提供につきましては、災害時要援護者名簿の作成時に一応本人の同意を得ているということで、まずは防災関係機関や社会福祉協議会、あと地域包括支援センター等に提供して、あと民生委員の方にも提供し、常日頃からの見守りについてお願いしているところでございます。

以上です。

7 番 (山科春美議員) 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番 (山科春美議員) ありがとうございます。

当市においては平成23年から要援護者ということで、名簿体制もしっかりしていらっしゃるみたいで、また法律が変わって名前も変わったのですけれども、今後も優先順位にのっとり、

またそういった整備をされているということで、本当に安心いたしました。今後ともよろしくお願いたします。

一部重複する部分かと思うのですが、新庄市の地域防災計画の中で、要配慮者の安全確保計画の中で、災害時に自力避難が困難な状況に置かれる方が、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人と言われる要配慮者の安全確保の支援体制の確立についても計画されているところですが、去年9月議会でも取り上げさせてもらっているのですが、外国人労働者がすごく増えているということで、令和5年10月末で473人当市にいますということです。また増えられると思うのですが、今後増えつつある外国人労働者や、また在日・訪日外国人に対しての災害時の安全対策は、担当課はどちらになるのか、また安全確保に対してどのような周知とか対策をお考えでしょうか。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、担当課につきましては、それぞれ対応する内容によりまして、それぞれの担当課が所管することになるかと思っておりますけれども、包括的には、新たに設置されます防災危機管理課になるかと思っております。

また、安全対策等につきましては、特に外国人の方が増えられているようでございますけれども、残念ながら今現在は具体的に外国人向けの方策というのはない状況でございます。

ただ、このままでは問題がございますので、今後例えばいろいろなチラシ等の多言語化等々考えていかなきゃいけないということで、課題としては認識しているところでございます。

こちらで把握している外国人労働者ということで、今現在環境課と市民課におきまして、主に縫製会社なのですけれども、外国人労働者

が新庄に来られた場合、出前講座を依頼していただいております。その中で、市民課と環境課と、環境であれば主にごみ関係の出し方とか、分別とかというのをお知らせしているところでもありますけれども、そういった企業におかれましては、担当者がおりますので、まずはその方を窓口として、何かあった場合に対応できるかなと考えておりますので、防災につきましてもその折に何かしら対応できればと考えているところでございます。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） いろいろ御検討してくださっているようで、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次は、ちょっとまだ可決されていないのですが、令和7年度の予算に入っているところの河川洪水用のハザードマップが令和7年度の予算で作成して、全戸配布する予定になっていると思います。また、上下水道課でも公共下水道事業、内水浸水想定区域・雨水出水想定区域図策定業務委託料ということで、今年度調査して、その後に内水被害についての何か図面図みたいのができるということになっておりますけれども、結構最近の災害は内水による浸水というものもすごく多く見られているようで、河川の堤防の決壊や河川からあふれた水による浸水よりも、何か発生頻度が多いという感じもして、市民生活や企業活動にも密接な関わりを持っているのではないかと思います。

この間新聞を見たら、国交省の調査によると、2013年から2022年の10年間に起きた水害の被害額が4兆1,000億円あるというのですけれども、その34%の1兆4,000億円が内水氾濫だったということも言っております。ですので、洪水のハザードマップも必要ですけれども、市民にとって内水被害ということも知りたい情報だと思

いますので、また国交省でも内水を含めたハザードマップをつくることも推奨していますけれども、市としては洪水用、内水用の2つのハザードマップの内容を、今後市民の皆様にお知らせするようなことはお考えでしょうか。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 内水関係のデータにつきましては、議員御指摘のとおり、令和7年度予算に計上していると私のほうでも話は聞いてございます。こちらのデータにつきましては、令和7年度事業となりますので、そのデータができ、どういった状況になっているかというのを確認させていただいて、改めてハザードマップにどういふふうに展開していったらいいのかと考えているところであります。

令和7年度の予算ですので、今後また御質問いただくとお思いますけれども、当課で予定しております来年度の事業といたしましては、あくまでも今、県管理の中小河川のデータが、今年度山形県で完了し、新庄市に提供される予定となっておりますので、まずはこれを反映させたものを来年度作成し、市民の方にお配りし、その後、新たなデータを見て考えていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ぜひよろしくお願いいたします。

河川の洪水用のハザードマップ、新しいものがまたできるということなので、そちらもすごくありがたいと思いますが、内水というところも今話題となっているところでありますので、御検討よろしくお願いいたします。

昨年10月29日に産業厚生常任委員会において、宮古市に行ってきたのですが、そのとき常設の災害対策本部室とか、防災備蓄倉庫も視察してまいりました。特徴的だったのが、災害

情報伝達についてなのですけれども、様々な危険箇所に取り付けられている監視カメラから、映像がインターネット端末などにつながり合わせて、常に最新の情報を入手、表示できるような大型モニターなども設置されておりました。避難指示等、市民にいち早く情報を流す場所として、通信機器室などもあって、通信機器室から流れる情報は、その地域のラジオとか、防災無線とか、学校の放送室、そういったところに全部流れるようになっているということです。

数々の災害、東日本大震災とか、宮古市でも今ありますが、林野火災なんかも何回も起きていて、台風被害とかも起きていて、そういった経験された知恵の結晶であると思うのですけれども、当市も危険箇所に定点カメラを設置するなど様々な対策を行っているかと思うのですけれども、災害情報の入手や伝達について、今後行っていきたいということがありましたら、お聞かせください。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 産業厚生で宮古市の視察行かれたと。残念ながら私御一緒できなかったのですけれども、最近様々ところで災害が起きておりました、その際、報道の際、各県各市のこういった本部の映像が流れますと、やはり先進的なところはモニターがいっぱい並んですごいなというのは、私も感想として抱いているところです。

当市におきましては、今現在そういった環境にはございませんで、そういった環境を整備できればいいのですが、今現在の手狭な庁舎ではちょっとそこはなかなか難しいかなと考えているところです。今現在ある機器、手段を最大限活用し、情報収集し、整理し、市民の方々に情報を発信していきたいと考えているところであります。よろしくをお願いします。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。

昨年7月も皆さん、市役所の方々、本当に頑張ってください消防関係者とか、全ての方なのですけれども、本当に頑張ってくださいなのですが、また今後防災危機管理課もできて、あとまた10年後に新しい新庁舎もできるということです、今必要なもの、新庄市にとって必要なものということで、今後見学していただきたいなと思います。

先日、2月25日にゆめりあで新庄市防災士連絡会主催の新庄市自主防災連絡協議会、新庄市環境課の主催である第2回目のスキルアップ研修というのがあって、令和6年7月の豪雨災害を考えるとということで、本合海地区の事例とか、また戸沢村蔵岡地区の山崎蔵岡地区長による令和6年7月25日から豪雨災害、戸沢村蔵岡地区の被災状況についてということで講演をいただきました。その中でもおっしゃっていましたが、近年人間関係の希薄化、核家族化や単身世帯の増加などで、地域のつながりや住民同士の結びつきが脆弱化しているということも挙げられていました。一方で、多くの災害が頻発していますので、その中で地域のつながりをもっと強くしていかなきゃいけないなという声も挙げられていたと思います。

また、区長もそちらに参加されているのですけれども、区長の声として、その地区の方に防災は大切だよねと話をしていても、防災に対しての実感が湧かずに、そういった話まで行けないのだとか、あとまた災害がないまちということで安心し切っている節があるといった声もありました。

また、地域のつながりが薄くなってきて、若い人に地域の仕事を受け継ぐことができないという声もございました。

ですので、今回地域防災マネジャーが地域に入っていて、自主防災組織の強化とか、

とても重要になってくると思いますので、令和7年度の予算で防災士の育成というの組み込まれているのですけれども、そのような方々にどのような役割を期待されているか、最後に教えていただけるとありがたいです。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 防災士の方々におきましては、専門的な知識をお持ちで、民間組織であるけれども、日本防災士機構が認定された資格をお持ちということで、こういった方々を今後活用し、かつ地域に入っていただいて、防災意識を高めていただきたいと思いますと考えております。

そういったことを踏まえまして、令和7年度予算ですけれども、防災士を取られる方に新たにテキスト代等の助成を行いたいと考えておりますので、市としましても各地域に防災士を増やし、防災意識を高めていきたいと考えております。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。

来年度、危機管理課が可決されたらということなのですけれども、できるということなので、とてもいいことだと思います。頑張りたいと思います。

それでは、2つ目の質問のSNS型詐欺被害についての再質問をさせていただきます。

山形県でも、最上総合支庁でも消費生活センターというのがあるわけですけれども、そちらで県のサポーターというのがあるんですけども、サポーター制度というのがあるのですが、新庄市でも新庄市消費生活センターということで、様々ないろんな相談とかも乗ってくださって、本当に頑張っておられるのですが、県においてのサポーター制度のところなのですが、ちょっと聞いたところ、最上郡内では10人

のサポーターがいて、新庄市には5人、あとほかの郡内の方5人ということで、時々研修会などを受けてやるということです。

いろいろお話を聞いたところ、こういった被害については、情報を伝えるということがすごく大事だと思いますので、市でも出している新庄市消費生活センターニュースもすごくいいこといっぱい書いてあって勉強になります。あと、県でもこういったものも出しておりますけれども、県の事業なのですけれども、県と連携しながら、当市においても消費生活サポーターを増やす取組ですね、そういったものとかは、知らせる人は多いほうがいいと思いますので、そういったことはどのようにお考えでしょうか。

伊藤リカ市民課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 県の消費生活サポーターの件に関して御質問いただきましたが、県のほうで消費生活サポーターというのを委嘱しているということは存じておりますが、詳しい制度については、ちょっとそこまで把握しておりません。こちらは県で委嘱している内容になりますので、まずは私どもと県の最上消費生活センターとの連携、協力を第一に取り組んでまいりたいと考えております。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ぜひ取り組んでいただけたらいいなと思います。

周知のことなのですけれども、様々な場面でチラシを配ったりとかされているということです。また、そういった相談体制もきちっとしているということなのですけれども、新庄市の消費生活センターニュースが年に4回あるのですけれども、年に4回で、しかも回覧なので、見過ごすところがすごく多いなと思うのです。ですので、すごく内容もいいことが書いてあるのですけれども、もう少しこういった大切なこと

をしているとか、こういった情報を伝えるためには、年4回ではなくて、全戸配布は厳しいのかもしれないのですけれども、もっと発行を増やすとか、そういったお考えはいかがでしょうか。

伊藤リカ市民課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 周知については、力を入れていかなければいけない部分と認識しております。現在の周知方法を基本に、さらに市報などを活用して、皆様に対して周知を行っていきたくて思っております。

現在、啓発グッズなどの配布も行っておりますが、さらに効果的な周知方法について、今後とも引き続き検討してまいりたいと思っております。

7番(山科春美議員) 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7番(山科春美議員) ぜひよろしくお願ひいたします。

よく警察などでも、コンビニなどでお金を支払いそうなところをストップかけたという形で、テレビでその方々が表彰されたり、新聞でその表彰という形で載っている場面もありますので、新聞、テレビ報道というのもすごく大事だと思いますので、そういったところと連携しながら、また今課長おっしゃったように、市報、また市の公式のSNSとか、そういったのも含めて、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、よく被害に遭われる年代層の方たちがいるというか、年代層の三大ターゲットが、若者、主婦、高齢者ということです。また、アクティブシニアへの対応ということで、アクティブシニアというのが65歳から75歳ぐらいまでの方で、退職されて、退職金を持っていて、何でそんなのにみんな引っかかるんだよとか、俺は引っかからないよとか言っている方が一番狙われやすいということも言っておりました。ロマ

ンス詐欺とかというのがあって、よく狙われやすいと言っておりました。

また、例えば高齢者を訪問されているヘルパーの情報とか、未開封の小包がいつも置かれているとか、あと必要でないのに毎月送付されてくるんだとか、高齢者の声を聞いたときに、契約について理解が不十分で困っておられるというケースなども聞いたことがあるのですけれども、そういった場合、介護の現場とまた新庄消費生活センターとの連携といったことなどについて、どのように考えているかお聞かせください。

伊藤リカ市民課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 現在、消費生活センターにおいて、出前講座を行っているのですけれども、その出前講座の中で、地域包括支援センターで実施しております、認知症のことについて皆さんで話し合ったりするオレンジカフェというものがあるのですけれども、そちらにも年に1回ではありますが、出前講座に行っております。そういった関係もありますので、今後は包括支援センターなどとも連携を取りながら、さらに協力体制を築いていければと考えております。

7番(山科春美議員) 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7番(山科春美議員) ぜひいろいろな形で、高齢者宅を訪問される介護の方々の声とか、連携を組んでいただいて、1人でもそういった被害がないようにしていただきたいと思ひます。

学校でも、教育現場でも、本当にいろいろお話しいただいているんだなと思ひます。結局、子供たちがよく引っかかってしまうというか、あれなのですが、やっぱり友達と話したいがゆえに、友達になるのですけれども、ゲームとかを起因としてなるのですが、その相手方が例えば15歳の男性ですとか言っても年齢が分からないというか、もしかしたら50歳とか、60歳

とか、誰か全然分からないということなので、その年齢確認の手段がないといったこともありますので、そういったことでいろんな事件が起きているといったことも、保護者会などで、ぜひ教育長もこの間保護者会にと先ほどおっしゃっていましたが、いろいろお話しいただいて、やっていただきたいなと思います。保護者会などでも、今の子供たちの危険なSNSの取扱いについてのお話とかもされていらっしゃるでしょうか。

杉沼一史学校教育課長 議長、杉沼一史。

佐藤卓也議長 杉沼学校教育課長。

杉沼一史学校教育課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃってくださったように、本当に今SNSのトラブルについては、どんどん数も増えるだけでなく、形も変わってきております。特に詐欺被害という部分は新しいところでございまして、最近のマスコミの報道などでは、高校生年代が加害者側などということも出ております。どうしても管理下外の家庭の中で起こるといったのがこういった事案でございまして、学校に情報いただけたり、また相談くださるといった場合もございしますが、詐欺被害の場合はほとんどが警察や関係機関、消費者生活センター等への相談という形で、なかなか情報が入ってこないところがございます。そこで、警察や、または消費生活センター等から情報をいただいた際には、積極的に各家庭に、文書はもちろんですけれども、保護者会等の機会のあるたびに情報提供させていただきながら対応しております。

2月20日に県警本部から、海外でもうかる仕事は危険ですというような、そういった文書も中学校家庭以上に送付されておりますので、こういった機会を設けながら、保護者は当然ですけれども、児童生徒に対しても、今後そういった部分、自分自身がしっかりと物事を考えて行

動しなければならないという部分を含めながら、指導を行っているところでございます。

以上でございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 教育の現場でもいろいろ頑張っていただいて、本当にこういった被害がないように、当市も含めてみんななのですけれども、ならないように、声かけ合ってやっていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、今年3月で役職定年される課長の皆様もおられると思いますけれども、長い間第一線で市民のために行政の仕事を全うされたことに対して、心より感謝申し上げます。ぜひお体に気をつけて、去年も言った気がするのですが、100歳時代、100年時代ということなので、20歳から60歳まで40年間働いたとすると、60から100歳まであと40年間あるということですので、本当に健康で、元気で、生涯現役で頑張りたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

佐藤卓也議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

今田浩徳議員から、これより欠席の届出が出ております。

田中 功議員の質問

佐藤卓也議長 次に、田中 功議員。

（6番田中 功議員登壇）

6 番（田中 功議員） 令和7年3月議会、一

般質問2日目の第3番目、午後一番ですけれども、質問させていただきます。

傍聴席には大変多くの方々がおいでいただいて緊張しますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

議席番号6番、共に創る市民の会の田中 功です。よろしくお願いいたします。

発言通告書に基づき、一括方式で質問させていただきます。

発言事項1、令和6年7月発生の豪雨災害について。

昨年7月に発生した豪雨災害は、多くの被害をもたらしました。その実態と、今後の対応についてお伺いいたします。

1、農林関係の被災について。さきに山形県で被害額などが公表されましたけれども、各市町村からの被害報告が基になっていると思います。新庄市での被害報告内容や被害額はどのようになっているか、お伺いいたします。

2、経営所得安定対策事業で水害被害が理由で、まだ交付金を受け取っていない農家がいるようですが、実態と状況はどのように把握されているか、お伺いいたします。

3、このたびの災害により、新庄市の財政負担で、公債などを含め、どのくらいと見込んでいるかお伺いいたします。

4、東谷地田地区から末広町区域が、住宅浸水や冠水などを発生し、市民生活に大きな影響を及ぼしました。そこで、当該地区の排水対策について、今後どのような対応を考えているか、お伺いいたします。

5、市内北町国道458号の指首野川の鍛冶橋が水害により通行止めとなっております。復旧の見込みなど、どのように把握されているかお伺いいたします。

発言事項2、開府400年記念事業計画についてお伺いいたします。

新庄市内を見ても、また議場を見渡しても、

開府400年のポスターやのぼり旗が見えてきて、盛り上がりの機運が感じられます。特に今年の新庄雪まつり開催時の新庄藩と庄内藩の雪合戦、鍋合戦などユニークな取組や、また地元企業の協賛を得て、市民提案事業の募集を開始しております。市民からは、ぜひ応募したいとの声を聞いております。大変よい取組だと感じております。

そこで、1、本年9月に記念イベントを計画されておりますが、記念事業としてどのような事業を行う計画なのかお伺いいたします。

2、ダンスプロジェクトを進めておりますが、本年の発表計画についてお伺いいたします。

3、ダンス振付の著作権などの権利について、どこに発生するのかお伺いをいたします。

4、400年記念ダンスパフォーマンスが広く市民から受け入れられて、特に子供たちを中心とした活動の場、例えば運動会や文化祭などで広められたらよいと思いますが、その考えはないかお伺いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、田中議員の御質問にお答えします。

初めに、農林関係の被害内容や被害額についての御質問であります。昨年の豪雨災害におきましては、農地のみならず、農業用施設や農業用設備、機械に至るまで甚大な被害を受けたものと認識しております。農家やJAなどから報告のあった被害の内容につきましては、農地の冠水や農業用施設の損壊、農作物、農業用施設、機械の冠水など多岐にわたる内容となっております。その被害額につきましては、農地及び農業用施設で約28億円、農業生産物及び農業用設備、機械で約4億6,000万円となっております。

次に、経営所得安定対策事業についての御質

問であります。この事業につきましては、国が実施している事業であり、市が事務局を担う新庄市農業再生協議会が窓口となって、農業者からの申請書類を国に提出しているものであります。この事業においては、交付対象作物に自然災害による被害が発生し、収量が大幅に減収した場合などにおいても、所定の手続を行うことにより交付金が支払われることとなっておりますが、自然災害に限らず、諸般の事情によって、交付に時間を要する場合がありますと認識しております。

次に、このたびの豪雨災害に係る本市の財政負担についての御質問にお答えいたします。

3月補正後の災害復旧関連予算は、被災者支援などを含めて約26億円となっております。本市の負担につきましては、国・県の補助金などを控除した残額として約9億円となりまして、そのうち市債は約4億円と見込んでおります。

次に、東谷地田町から末広町地域の排水についての御質問であります。これまで浸水対策として、升形川へ放流する雨水排水路の整備を昨年度までに行っていました。来年度以降も、東谷地田町地内の雨水排水路の整備を行いたいと考えておりますが、このたびの豪雨により局地的に多くの住宅が浸水被害を受け、土砂の流出など災害が発生している状況でありますので、関係各課連携して課題解決に向けて検討を行うとともに、必要に応じて国・県とも連携して対応してまいりたいと考えております。

次に、国道458号の鍛冶橋の復旧見込みについてであります。豪雨災害により現在通行止めとしている鍛冶橋は、県が管理している橋梁ですが、復旧については、指首野川河川改修事業により橋梁の架け替えを実施する方針で、本格的な工事は令和8年度より着手する予定とのこととあります。このことにつきましては、県において隣接町内に周知されているとのこととあります。

今後につきましても、市民の皆様の安心して暮らせる環境を整えるため、早期の復旧と防災力の向上に努めてまいります。

次に、新庄開府400年記念事業についての御質問にお答えいたします。

今年度は、新庄藩主戸沢政盛公が1625年に新庄城を築城し、領内を開いてから400年を迎えます。これまでの歴史や文化、まちづくりを振り返るとともに、郷土への愛着と誇りを高めながら未来につなげていくため、新庄開府400年記念事業を実施いたします。

9月28日に実施いたします記念式典におきましては、新庄藩の歴史に関する基調講演のほか、総合アドバイザー今村翔吾氏のプロデュースによるダンスプロジェクト羽州ぼろ鳶組の披露をはじめ、市民の皆様が夢や希望を実感できるような内容となるよう取り組んでまいります。

このほか開府400年記念事業として藩祖政盛公ゆかりの自治体による戸沢サミットの開催や、市民が主体となり自ら提案する市民提案事業の実施、市内小中学生によるふるさと探究学習事業などを計画しております。

また、名誉市民であります人間国宝奥山峰石氏の特別企画展を東京都北区と連携して開催し、同じく名誉市民であります洋画家近岡善次郎氏の特別展の開催、新庄藩ゆかりの収蔵品などを展示する宝物展、新庄藩の歴史や文化を親子で学ぶ親子ふるさと歴史探訪など、新庄の歴史や文化をさらに深掘りする事業も開催する予定としております。

議員御質問の、総合アドバイザー今村翔吾氏のプロデュースによるダンスプロジェクト羽州ぼろ鳶組の発表計画につきましては、5月25日に児童生徒がこれまで取り組んできたダンスを、市民文化会館を会場に、市民の皆様へ初披露したいと考えております。

また、6月上旬には今村氏の呼びかけで、札幌市で開催されるYOSAKOIソーラン祭り

へ市内の児童生徒約40名が出演し、ダンスプロジェクト羽州ぼろ鳶組を披露することとしております。この経験が、子供たちの人格形成に大きな影響を与え、将来の本市を担う人材育成やふるさと回帰にもつながるものと考えております。併せて、全国的にも本市の開府400年の取組が大きくPRされるものと期待しているところであります。

また、8月24日には新庄まつり270年祭と連携したダンスパレードを実施し、新庄まつりを盛り上げるとともに、市民をはじめとして市外の観光客に対して、開府400年のさらなるPRを行ってまいります。

そして9月28日の記念式典イベントでは、プロジェクトの記録映像とともに、皆様にダンスパフォーマンスを発表する計画としております。

次に、ダンスプロプロジェクト羽州ぼろ鳶組の著作権につきましては、今回の振付に関して今村氏が代表を務める株式会社豆州との協議の中で、著作権が発生しないことを確認しております。また、楽曲の著作権に関しましては、株式会社豆州に帰属しておりますが、本市が非営利の目的で使用する場合には、自由に使用する許諾を得ております。

次に、ダンスプロジェクト羽州ぼろ鳶組のダンスにつきましては、開府400年記念事業後においても、小中学校での運動会や体育の授業等での活用を図っていきたいと考えております。また、幼児や高齢者など幅広い世帯に愛着を持って踊っていただくことで、本市の新たな文化として市民の間に深く根づいていくように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁といたします。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、豪雨災害関係についてでございます。

農林関係の被災については、32億6,000万円ほどのトータルに、被害としてなるみたいですが、新庄市の予算が200億円とすれば、16%ほどの被災があったということでございます。それに伴う新庄市の持ち出し、起債も含めてなのですが、4億円という捉え方をしております。それでよろしいでしょうか。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 現時点の見込みとしては、そのように捉えております。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 災害復旧事業は、激甚災害指定とかを受けていまして、地元負担といえますか、行政体の負担が被害額32億円のうち、4億円という要件になるのかなと思いますけれども、いずれにしても4億円の実質負担が伴うという状況かと思えます。甚大な被害だったということでもあります。

それで、この実態はしようがないのですけれども、これからなお復旧活動が続きますけれども、その中でまず東谷地田町から末広町、4番目ですけれども、住宅浸水や冠水など生活に、直結した影響を及ぼす地域がございます。これは、近年6年間の間ですか、平成30年と令和2年、それから令和6年との間に3回冠水、浸水被害を被っております。新庄市でも排水を実施したり、排水工事を実施して、被害を最小限に抑えようという努力もしておりますし、確認もしております。しかしながら、なおかつ昨年のような被害を被ったと。生活している方々からすれば、戸沢村蔵岡でも集団移転とかという話になっておりますけれども、非常に厳しい生活環境に置かれていると思えます。

そこで、北沢地域から当該地域までの間、全体的に新庄市として排水計画を整える必要があ

るのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

阿部和也上下水道課長 議長、阿部和也。

佐藤卓也議長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 それでは、ただいまの田中議員の質問にお答えいたします。

先ほどの市長答弁にもございましたけれども、これまで当該地区の浸水対策といたしましては、JRの太田手前で升形川へ放流する雨水排水路の整備を昨年度まで行ってまいりました。

来年度以降も、東谷地田町地内の国道13号横断上流部から、谷地田公園までの区間の雨水排水路の整備を計画しております。

また、今回災害復旧工事を実施する予定となっております北沢川下流から市道東山線横断部分までの雨水排水路の整備についても、来年度実施計画を行い、翌年度以降の工事につなげてまいりたいと考えております。

恒久的な対応につきましては、関係各課連携して、様々な角度から有効的な対応策について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

6番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6番(田中 功議員) 上下水道課長、あるいは関係課の方々、地域を、昨年の災害状況を十分把握されておりますので、今後どのようにしなければならぬのかということは、十分把握されていることと思います。

その中で、あの地域は市民の森ですか、陣峰ラインから市民の森がありまして、それから沢おけさ堤とか、小さい砂防堰堤なんかもあるのですがけれども、農林、森林関係の水を、今度谷地田地区に流入して、13号バイパス、あるいはJR奥羽本線、本来ですと過去においては、水もダムが起きて、止まっていたかもしれないですけども、末広町アンダーなどでオープンになって、末広町まで来ているという状況で、非

常に農林関係、都市あるいは都市下水という複雑な地域にもあります。市だけで対応するのも非常に厳しい内容かなと想像します。併せて、国・県への働きかけ、今後探ることになるかもしれないかもしれませんけれども、もう一度考え方を伺います。

阿部和也上下水道課長 議長、阿部和也。

佐藤卓也議長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 繰り返しになりますけれども、まずは関係各課と連携して、効果的な課題について検討するとともに、必要に応じては国・県とも連携して対応していきたいと考えております。

以上であります。

6番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6番(田中 功議員) 私はもう少し踏み込んで伺いたかったということなのですが、要するにそれぞれ関係各課と連携しては確かだと思っておりますけれども、例えばエリアの排水面積とか、それから降雨量に基づいて排水量が出てくるのですね。その排水量が、今ある堰、あるいは川で流出するのか、出ていくのかということが問題なわけです。何がしかの理由で出ていけないために、水上がりになってしまうということなわけで、それをどうすればいいか具体的に計画を立てるべきかなど、調査する必要があるであろうと。あるいは、市の職員のできるものであったら、それでも結構なのですが、委託業務などを行って調査して、どこに問題があるのか、どこをどうすればいいのかということを考えていかなければ、また来るかもしれない災害に対応できないのではないかと心配するのです。そういう考え方がないか伺いたいののですが。

阿部和也上下水道課長 議長、阿部和也。

佐藤卓也議長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 公共事業の整備につきましては、当然様々なルール、あと基準等もござ

います。その中でできること、できないことがありますので、それを考えながらも、さらに必要であれば、国・県に対しても強く要望していつて、可能な対応につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) 何回も同じになってしましますけれども、そこで生活をしている人の立場になっていただいて、皆さんも当然考えられて、その立場に立って対応していただいていると思うのですが、やはりどこかに問題があるために、そういう災害が発生していると思います。住民の人たちはあそこで生活できないという、もう五、六年の間に3回も浸水被害を受けているという実情がありますので、なるべく早くその計画、排水計画なり、現地調査をしていただけたらと思います。またお願いします。

それでは、2番になりますけれども、確かに経営所得安定対策事業については、新庄市農業再生協議会の所管といたしますか、扱いになりますので、新庄市としてのそこへの責任というのはいかがかなと、私もその部分については不明なところもあります。ここで聞いていいのか、悪いのかもちょっと分からない部分もあります。

しかし、実際農家がですね、市長の答弁では、被災した農家だけではなくて、交付金をまだ執行してない方もいる。確かにそれは、被災以外の理由であれば、それなりに問題ある要件について、そのまま協議なり、扱いをしていただければいいのですけれども、実際その中に、支払われていない方に水害の被災があつて、それを証明するものがないというようなことから、非常に今支払いが遅れているという話を聞いております。

そんな中で、今回のような被災、あるいは当時の稲作の被災状況の把握方法、写真を撮ると

か、現地を誰かと一緒に確認するとか、そういう方法も、慣れていなかったというとおかしいですけれども、初めての部分もあったと思うのです。あのときの被災を、例えば記録写真とか何がしかで撮っていれば、そんなにも被災の確認など手間取らなくてもいいのかなと感じました。当然国・県の支払いですので、あと農家と直接の支払い行為ですので、新庄市としての介入はどこまでは入れるのか私分かりませんが、実際農林課が事務局をやって進めている状況もあります。そんな中で、被災の確認状況等について、いかが扱ったのか、分かる範囲内で結構ですが、お伺いいたします。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉敏彦農林課長。

柏倉敏彦農林課長 経営所得安定対策についての御質問いただきました。

確かに今回7月の豪雨災害の被災された方以外の方も、12月に支払われなかった方がいると伺っております。国から直接交付ということで、国がその交付の可否を決定するわけですけれども、現在国では、可とするためにどのような手法が必要かということで、頭を悩ませるということ聞いておまして、何とか交付させるために今努力されているような状況だと伺っております。

一応この交付金につきましては、収量の基準というものが以前からございますので、その基準に合致しない場合、何らかの理由書、そのの整理が必要だということで、集荷団体をはじめ、様々な関係機関から提出をいただきながら、申請を進めているところでございますが、一応国からの話では、年度内の支給に向けて現在努力しているのだという話でありましたので、御理解いただければと思います。

以上です。

6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) そうですね、年度内の支払い、3月末の支払いという見込みでいるようですので、関係農家の方々に対して、そのような状況の報告などがあると、農家側としては安心するのかなと思います。

といいますのは、ほとんどが資材高騰とかいろんな環境の中で、米価は確かに上がってはいたのですが、その代わり支出する経費の部分も結構上がってしまっていて、本来、年内に支払い行為を行うのが建前としてあるわけですが、年内に支払えなくて、いわゆる補助金、交付金を当てにして経営している農家も少なくないわけで、そのお金を支払いに充てたいという方々が、年内に受け取ることができず、年度内という話ですが、今そういう状況になっています。非常に苦慮している農家の方々もおりますので、ぜひ推察の上、御努力をお願いしたいと思います。これに関しては以上で終わります。

5番の鍛冶橋についてでございますが、先ほど400年記念事業でもいろいろと新庄まつりの話も出されましたけれども、当該箇所は羽州街道で、270年前からそこを通行して、お祭りの運行ルートになっていたかは分からないのですが、近年はずっと運行路線箇所であるわけです。昨年のお水害によって、橋桁が安定しないという診断があって、確かに県の管理なものですから、山形県の判断になっているようです。

しかし、地元住民の方々から言わせると、270年祭の山車は通行できるのではないかというお話でした。ただ、当然人も通るわけで、例えば事故あった場合どういう責任になるのだということもありますので、一概に言えませんが、新庄まつりの期間、山車が運行、人が歩くことにも耐えられないのか、そのような状況にあるのか、伺っていませんでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 県で管理している橋でござ

いますので、伺った状況を、また繰り返しお話をさせていただくということになるかと思いますが、現在の状況としましては、やはり車両の通行というのは危険だという判断で止めているということですので、一時的にとかいうことも含めて危険だという判断の下に止めている、それを我々は受け止めているという状況でございます。

6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) 分かりました。

令和8年度から本格復旧に入るということでございますので、地元の町内の方々にも回覧が一方的という大変ですが、回覧が回って通行できない状況だということのお知らせは出ているようです。

併せて、近くに幼稚園もあって、子供たちを、手前に車を置いて、歩いて、実際仮設の橋を渡らせて送り迎えしているという状況もありますので、なるべく早い復旧を要望していただきたいと思っております。

次に、400年記念事業についてでございます。まだまだ市民ムードの盛り上がり不足していると感じております。市民や地域の機運の盛り上げをどのように進めるつもりか、お伺いいたします。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 それでは、開府400年記念事業について、盛り上がり不足しているという御意見をいただきました。

年末から、このようにして、皆様のこの場所にもものぼり旗、右にのぼり旗がございまして、のぼり旗やポスター、それから缶バッジなどのグッズを、広く、市役所だけではなく、市内のスーパーやコンビニなど、飲食店に配布しながら、それから御協賛いただいている皆様に対しても配布させていただいているという状

況でございます。開府400年記念が令和7年にあるのだということをお知らせさせていただいたということになると思います。

今後、事業展開の中身について、お知らせしていくということになるかと思っております。よろしく申し上げます。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 缶バッジを製作して、市の職員とか私たち議員も頂いて、つけております。私は、議員そのものが広告塔といえますか、缶バッジを頂いて、なるべくいろんな出ていくところにつけて広めようと私は思っておりますけれども、その目的と活用方法をどのように考えているかお伺いいたします。

併せて、昨年ポロシャツを作って販売いたしましたけれども、数量限定だったのか、売り切れになったという話を聞いております。再度作成の考えはないのか、お伺いいたします。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 ただいまの御質問でございますけれども、2つございました。

まず、缶バッジなどの目的、使用方法というようなことでございますけれども、皆さんから記念事業に対して参加していただいている意識づけとか、機運醸成を図ってまいりたいと思っておりますので、配布しているところでございます。

また、ポロシャツの製作に関しても、その思いで製作させていただきましたけれども、今まで300弱の枚数を製作してまいりましたが、在庫はあるのだそうです。まだ50着ぐらいはあるそうでございますので、市内の販売店、ゆめりあにございますけれども、のほうでも取り扱っておりますので、お買い求めできるという状況でございます。

以上でございます。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） ポロシャツについても、知っている人と知らない人がいて、例えば我々が着ていたりするといいなということで、例えば欲しいなということで、どこに売っているのと聞かれば、市役所にあるよ、あるいはゆめりあの物産館かな、にありますよとお伝えするのですが、そうでない状況にあると、例えば今50着ほどまだあるよということで、変な話、このまま取っていても、もったいないことになると思うのです。それを、やはりここにこういう感じでありますので、あるいは缶バッジについても、目立つところにつけていかないとPRにもならないのかなと感じますので、ぜひともそういう趣旨を伝えて、PR活動などをやっていただきたいと思います。

次ですが、市民提案型の事業についてでございます。目的と事業予算、補助金の考え方をお伺いいたします。また、事業年度は令和7年度とするのか、お伺いいたします。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 御質問の市民提案事業でございます。400年記念事業の中の市民提案事業でございますけれども、目的としましては、のぼり旗にもございますとおり、「受け継ぐ想いが、未来をつくる」とございます。本市の歴史認識を学ぶ機会の創出に関する事業、あるいは本市の未来の創造に寄与する事業などを御提案いただき、市内に住所を有する者または市内に勤務し、もしくは通学している者が主な構成員となっている団体というような対象であるということにさせていただいております。

補助金の考え方でございますけれども、補助対象経費が20万円まではその経費の全額補助、20万円を超える部分の事業費は、対象事業費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とするということでお伝えさせていただいております。

す。これを、まず第1次募集として3月24日とさせていただきますが、この後の2次募集なども柔軟に考えていきたいと考えております。

最後の御質問、実施期間ということですが、これも令和7年度中と考えておりまして、御案内には令和8年3月2日ということでお示しさせていただきます。

以上でございます。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） これに関する事業費はいかほどを考えておりますでしょうか。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 これに関する事業費に関しましては、補助額の総額を300万円と見込んでおります。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 300万円で上限が50万円とすれば、きちんと50万円になる団体とそうでない団体もあると思いますけれども、最大を取った場合6団体と割り切れると思いますけれども、現在もう既に募集を開始しておりますので、申請団体など状況が分かりましたら、お聞きしたいのですけれども。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 既に申請されている団体という御質問でいらっしゃいますか。

申請書を提出している者はまだございませんけれども、問合せを含めて8団体ぐらいとなっております。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 手続、私も要項を見ましたけれども、非常に難しい内容といたしますか、提出書類については簡単にできるような、申入れをただけでいいという状況ではないので、難しさも感じました。こういう市民の提案型による事業が広く伝わって、あるいは行われることによって、400年記念事業が広まっていくのではないかと期待しております。ぜひともなるべく皆さんの意向、提案を受け入れていただきたいものだなと思います。

先ほど、今村翔吾先生のダンスプロジェクトについて、著作権等についてはほとんど問題ないといえますか、新庄市に帰属を受けられるとお伺いしましたがけれども、それでよろしいのでしょうか。そして、今村先生に費用としてどのぐらい制作費ですか、事業費といえますか、考えているのか、教えてください。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 ぼろ鳶ダンスによるプロジェクトのダンス楽曲振付についての御質問でございますけれども、振付料や作曲、それから作曲にかかって作成にかかるまでの全てに関して、120万円ほどの費用となっております。楽曲の作詞作曲、編曲、作成スタジオ、あるいは振付師による振付の金額ということになってございます。

今村ダンスプロジェクトに係る費用の御質問というようなことでございます。令和6年度の予算の中から、約ですが、900万円ほどの費用を負担しております。また、令和7年度に関する負担金の額に関しては、予定でございますけれども、この御質問にお答えしますとすると、約400万円ぐらいを予定しているということになります。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) 了解しました。

私は、今回が400年の節目に今年になるわけですけれども、401年といいますか、来年度も、あるいは来年からということで、401年からこの事業がまだ引き続き、この事業といいますか、400年の記念を境にして、また新しく新庄市が活性化していくような事業展開が行われればいいと思います。

併せて、先ほどの市長答弁にあったように、今後ダンスプロジェクト、パフォーマンスを広く子供たちに踊りやすい内容に変えてでも広めたいという考え方でしたので、ぜひともそのような姿勢を子供たちにも見せていってほしいと思います。併せて、私たちも含め、市民と一緒にになって、今年400年の記念事業を成功できればと思います。

以上で質問を終わります。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時59分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

高橋富美子議員の質問

佐藤卓也議長 次に、高橋富美子議員。

(15番高橋富美子議員登壇)

15番(高橋富美子議員) 新政・結の会、議席番号15番高橋富美子でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目に、市役所の窓口への軟骨伝導イヤホンの導入についてお伺いいたします。

難聴対策として補聴器が知られております。

一般的な補聴器は、収集した音を増幅して、外耳道における気導補聴器があります。一方で、様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する骨導補聴器が用いられております。近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導の新しい技術を用いたイヤホンが開発されました。この聴覚補助機器は、従来の気導、骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装着そのものが難しい方に新たな選択肢となっております。

そのような中で、耳が聞こえにくい高齢者の方や、難聴者の方々と円滑にコミュニケーションを取れるように、軟骨伝導イヤホンを導入されている自治体が多くあります。イヤホンは集音機とセットになっていて、雑音を取り除く機能があり、小さな声もしっかりと聞き取ることができます。来庁された方がイヤホンを利用することで、大声で話す必要がなく、小声でもはっきり聞こえるため、周囲に個人情報や相談内容を聞かれずに済み、難聴者の方々のプライバシーの保護にもつながるとのことです。

軟骨伝導イヤホンを市役所の窓口を導入し、老眼鏡のように気軽に使っていただくことで、行政サービスの向上や来庁者と職員の負担軽減につながると考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、ヒアリングフレイルの予防と対策の取組についてお伺いいたします。

フレイルとは、加齢により心身が衰えた状態のことで、健康な状態と要介護状態の中間の段階を意味します。

一方で、フレイルに早く介入して対策を行えば、健康な状態を取り戻すことができるとも言われております。

ヒアリングフレイルとは、聴覚機能の衰えをいい、聴覚の機能が低下することによって生じるコミュニケーションの問題や生活の質の低下などを含めたフレイルの一つです。

難聴の有病率は、65歳から急激に増加すると
言われております。聴力が低下した状態を放置
すると、認知症や鬱病などのリスクが高まる傾
向があると言われております。

そこで、ヒアリングフレイルの予防に向けた
普及啓発、早期発見、早期対応の取組が必要と
考えますが、本市のヒアリングフレイル予防と
対策の取組についてお伺いいたします。

1、自治体で広がっているヒアリングフレ
イル事業について、どのように認識されているの
でしょうか。

2、聞こえへの知識不足や関心の低さから、
認知症と勘違いをされてしまうこともあるヒア
リングフレイルについて、出前講座などを開催
してみたいかでしょうか。

3、ヒアリングフレイルチェックリストやみ
んなの聴脳力チェックアプリの活用を促しては
いかかでしょうか。

3点目に、带状疱疹ワクチンの定期接種化に
ついてお伺いいたします。

带状疱疹ワクチンは、現在任意接種の位置づ
けのため、原則全額が自己負担となっており、
国内で使用されるワクチンのうち、1回接種の
生ワクチンは約1万円、2回接種の不活化ワク
チンは約4万円かかり、経済的負担の重さから
接種をためらう人がいるのが実情です。

带状疱疹は、子供のときに感染する水ぼうそ
うのウイルスが原因で起こる皮膚の病気で、痛
みやかゆみを伴う発疹が帯状に現れます。日本
の成人の90%以上はこのウイルスに対する免疫
を持っていますが、獲得した免疫は年齢ととも
に弱まり、特に50歳代から発症率が高くなり、
80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症す
ると言われております。

そして、50歳以上の方で带状疱疹を発症した
人のうち、20%の方が皮膚症状が治った後も、
数か月以上にわたって疼痛が持続する带状疱
疹後神経痛となる傾向があると言われております。

この痛みは、情緒や身体的機能に影響を及ぼし、
日常の活動量や生活の質を低下させてしまいま
す。一度带状疱疹になった人でも、体の免疫力
が低下すると、再び発症してしまう可能性があ
ります。

带状疱疹予防接種の目的は、免疫の強化を図
り、带状疱疹の発症を予防することに加え、帯
状疱疹後神経痛の発症のリスクを低減させ、ま
た带状疱疹の発症期間を短くし、重症化を予防
することです。

令和5年6月定例会の一般質問において、帯
状疱疹予防接種の助成について、提案させてい
ただきました。これに対し市長からは、今後の
国の動向を見てとの回答でした。そして、いよ
いよ来月より带状疱疹ワクチンの定期接種化と
なります。定期接種は、主に感染症から国民を
守り、社会での蔓延や個人の重症化を予防す
るため、法律に基づいて行われます。実施主体
は市町村となっております。そこで、本市にお
ける接種対象者、費用など、また周知等につ
いてお聞かせください。

4点目に、八向中学校区における施設整備計
画についてお伺いいたします。

平成30年に新庄市立学校施設整備計画が策定
されております。その中で、八向中学校区にお
ける学校の構成は、八向中学校、本合海小学
校、升形小学校の3校となっております。小中
一貫教育に係る連携の充実が図られています。

そのような中で、児童生徒の減少率が高く、
今後の3校の維持、経営等に大きな課題を投げ
かけています。学校施設の整備計画を考えてい
く際に、3校の築経過年数が老朽化を進めてい
るとあります。計画策定から7年になりますが、
整備計画等について、これまでの協議の経過と、
今後の方向性についてお伺いいたします。よろ
しくお願いします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 高橋議員の御質問にお答えします。

初めに、軟骨伝導イヤホンの市役所窓口への導入についての御質問ですが、市役所の窓口業務では、高齢者や障害者をはじめとした来庁者と円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、環境整備をすることは大変重要であると捉えております。

本市では、令和6年12月に新庄信用金庫様より軟骨伝導聴覚補助キット1台を寄贈いただき、現在、成人福祉課窓口を設置し、高齢者や難聴者の相談時に利用できるようにしております。

今後は、コミュニケーションツールとしての効果等を検証した上で、市役所の他の窓口への導入を検討してまいります。

次に、ヒアリングフレイルの予防の取組についての御質問ですが、ヒアリングフレイルは聴覚機能の低下により、人や社会とのコミュニケーション不足から、人とのつながりが低下することで、認知症や鬱病などにつながる可能性があると言われており、県内市町村においても徐々に取り組まれておりますが、本市では具体的な取組には至っておりません。

フレイル予防や介護予防の観点からも、様々なアプローチが必要であると考えておりますので、今後先進事例等の情報収集、検証を行い、医療機関等と協議を行いながら、普及啓発や早期発見、発見後の支援体制を含め、事業実施について検討してまいります。

また、ヒアリングフレイルの出前講座やアプリの活用促進につきましても、いきいきサロンに取り入れが可能ななども併せて検討していきたいと考えております。

次に、带状疱疹ワクチンの定期接種化についての御質問にお答えします。

带状疱疹は発症すると強い痛みを伴い、日常生活や仕事に大きな影響をもたらすことから、発症や重症化を予防するために、国では本年4

月から带状疱疹ワクチンの定期接種化を開始することとしております。定期接種の対象者は、原則65歳の方とし、今後5年間は経過措置として70歳以上の5年ごとの節目年齢の方も対象とするものであります。

带状疱疹ワクチンについては、接種対象者の方にとって経済的負担が大きいことから、本市においては接種費用の半額程度を助成し、ワクチン接種を促進することで、带状疱疹の発症や重症化予防を図り、市民の健康増進をさらに推進していきたいと考えております。

今後におきましては、接種体制の確保に努めるとともに、接種対象者の方に個別通知を送付するなど周知に努め、4月から実施できるように準備を進めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきますが、八向中学校における施設整備計画につきましては、教育長が答弁しますのでよろしくお願い申し上げます。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 それでは、八向中学校区における施設整備計画についての御質問にお答えいたします。

平成30年3月に策定した整備計画では、1、小規模な義務教育学校の建設、2、新庄中学校区への合併、3、新庄中学校区及び日新中学校区への分割合併の3つの方向性を示しております。しかし、計画策定から7年が経過した現在、児童生徒数の減少が想定よりはるかに急激に進んでおり、計画自体の見直しが必要であると認識しております。

八向中学校区3校につきましては、老朽化が著しいため、計画の見直しに先立ち、このたび地区懇談会を開催し、3校の保護者の方々、八向中学校区の未就学児の保護者や地区の方々に対し、地区内の児童生徒数の推移や教育課程の現状等を説明した上で、今後の学校の在り方に

ついて様々な御意見をいただきました。

今後は、地区の児童生徒がよりよい学校教育環境の下で学校生活を送るためには何をしていくべきかについて、地域の方々と十分に協議を重ねてまいります。

以上でございます。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

それでは、初めに軟骨伝導イヤホンの導入について再質問させていただきます。

新庄信用金庫様より、昨年12月に軟骨伝導イヤホンを寄贈していただき、現在、成人福祉課の窓口を設置されていると伺いました。本当にうれしく思っております。

これまで窓口で御利用された方は何名ぐらいいらっしゃいますか。また、御利用された方の反応などがあればお聞かせ願いたいと思います。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

佐藤卓也議長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 軟骨伝導イヤホンの成人福祉課窓口での使用状況ということでございますが、現在1名の方が利用されました。反響としては、よく聞こえるという感想をいただいております。

以上でございます。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 耳の御不自由な方がいらっしゃらなかったのかもしれませんが、周知とかについては、どのようにされていたのでしょうか。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

佐藤卓也議長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 頂いたこ

とで、現在までまだ周知等はしておりませんでした。

ただ、今後市の窓口、うちの課だけでなく、各課ありますので、貸出し等もできるような携帯できるものでございますので、庁内で連携して、さらに周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 分かりました。

窓口対応をされている中で、市民の方とのコミュニケーションで、何か困ったことはありませんでしたでしょうか。現状等についてお聞きしたいと思います。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

佐藤卓也議長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 成人福祉課に限ったことで言わせていただきますと、確かに高齢者の方の来庁する頻度が高いものですから、やはり耳の遠い方等も多くおられます。ただ、実際筆談でしたり、耳元で説明することで、何とかコミュニケーションをしっかりと取れて、事なきを得ているという状況になっております。特に、本当に全然聞こえなくて一方的に大声でという方の事例は、今のところございません。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 今、成人福祉課からありましたけれども、ほかの市民課の方、課長とか、どうでしょうか。

伊藤リカ市民課長 議長、伊藤リカ。

佐藤卓也議長 伊藤市民課長。

伊藤リカ市民課長 市民課にも高齢の方が手続に来られたりしますが、市民課の場合は手続が決まっておりますので、例えば申請書に関しても、

こちらに名前を書いてくださいということで、言葉だけではなくて、身ぶり手ぶりといいますか、そういったことで御説明をさせていただいておりますので、高齢者の方に関しては、ゆっくり、大きな声で丁寧に対応しておりますので、そういったことから、丁寧に対応しておりますので、特に御不便をおかけしているような状況にはないと感じております。

15番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番(高橋富美子議員) ありがとうございます。

そうすると、ほかの課の窓口でも丁寧にそういった方には対応されていると捉えました。ありがとうございます。

あと、先ほどもあれですけれども、軟骨伝導イヤホンの機能など、どのように認識されているのか、お伺いしたいと思います。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

佐藤卓也議長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 実際は私もその現物を見るまでは、どういうものなのかというのは、ちょっと勉強不足で知らなかったところがございます。実際現物を見て試したりしてみましたら、よく聞こえるものでした。いろいろ種類はありますが、今回頂いているのが、耳の軟骨を振動させて、鼓膜にまで振動を伝えて音が聞こえるようになるというものですので、価格的にもさほど高価なものではないと認識しております。ですので、手軽に使えるコミュニケーションツールの1つと認識しております。

15番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番(高橋富美子議員) 先日、軟骨伝導イヤホンを導入している天童市役所に伺って、健康福祉部の担当者の方から使用方法や利用状況などを伺ってまいりました。そして、私も軟骨伝

導イヤホンを課長と同じようにつけてみましたが、雑音もなく、はっきりと聞き取ることができ、またイヤホンは耳の穴に入れずに済むので、清潔に使用することができました。今後、天童市役所では、窓口の利用状況を踏まえて増設を考えているとのことでした。

あと、介護認定の認定調査の際に、耳が聞こえづらい対象者の聞こえを支えるため、軟骨伝導イヤホンを導入されている自治体もあるようです。そのようなことから、寄贈いただいた1台のほかに、ぜひ導入を検討していただきたいと思います。

寄贈いただいた軟骨伝導イヤホンは今成人福祉課の窓口にあつて、イヤホンの説明などがありました。ほかの窓口でも御利用いただくこともあると思います。ほかの各窓口には、耳の御不自由な方は筆談いたしますという表記があったのです。それと同じように、軟骨伝導イヤホンがありますのでお声がけくださいという表記があれば、耳の聞こえが悪くて、来庁された方が安心して御利用されるのではないかと思います。この点についてお願いします。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 市役所全体の窓口対応ということで、私から御回答させていただきたいと思います。

実は、私も昨日軟骨伝導イヤホンを試してみまして、非常に聞き取りやすいなと思いました。補聴器と違って、音漏れがない、ピーという音もしない。後は、非常に入れやすい。そのために、その部分を消毒する必要がありますけれども、それもしやすいと感じたところです。

今現在使用している1台については、議員おっしゃるように、他課で必要なときに、希望する方には貸し出すという形で利用していきたいと思いますが、そういった利用の状況ですとか、それから窓口担当者の声ですとか、そ

ういったものを聞きながら、導入については判断してまいりたいと思っています。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。聴覚障害の方や、高齢者の方々に、これまで以上に優しい窓口対応ができるよう、音のバリアフリー化に取り組んでいただきたいと思います。

次に、ヒアリングフレイルの予防対策について再質問させていただきます。

山形市では、令和4年12月よりヒアリングフレイル、山形市聴こえくつきり事業を開始しております。様々な医師会であったり、行政であったり、連携を基にして開始されております。その中で、公民館でヒアリングフレイルのチェックを無料でやっているというのがありました。聞き取れた音が60%未満の結果の人には、補聴器相談の受診を勧めているそうです。令和4年度から令和5年度でチェックを受けた方は、合計248人、その中で聞き取れた音が60%未満だった人は34.3%で、参加者の方からは思ったより聞こえなくショックだったけれども、早いうちに知れてよかったという声もあったようです。ヒアリングフレイルチェックの必要性を改めて感じるところです。

本市においては、これからということがありましたけれども、再度その取組について、お願ひしたいと思ひます。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 ヒアリングフレイルの山形市の取組について御紹介いただきました。

健康課におきましても、健康講座等出前講座等で実施、健康づくりの講演を行っております。また、高齢者の方につきましては、地域サロンに出向いて、フレイル予防などの健康教育を行

っているところでございます。

御提案のありましたチェックシートなどというものは、ぜひ参考とさせていただきますながら、健康福祉関係機関で連携して、フレイル予防に取り組めないか検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 他市の事例なども踏まえて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

昨年9月には、政府の高齢者社会対策大綱が改定されまして、加齢による難聴等への対応が追加されておりました。難聴の正しい理解だけでなく、早期発見の検討や実施に取り組む自治体も増えているようです。本市においても健康寿命の延伸のため、ヒアリングフレイル対策に力を入れていただきたいと思います。

次に、帯状疱疹ワクチンの定期接種化について、再質問いたします。

先ほど市長の答弁で、定期接種の年齢は65歳、そして経過措置ということで70歳、75歳とずっとやっていくわけですが、半額助成ということでありました。ということは、自己負担も半額ということになります。接種の申込み等で、これからいろいろ周知されるということなのですけれども、これは接種をする方が医療機関に予約とかをするということでしょうか。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 帯状疱疹ワクチンの定期接種化に伴う手続等に関する御質問にお答えいたします。

今後の予定としましては、3月下旬頃に恐らく国から政令改正の通知が発出されるものと思っておりますけれども、医師会等々は1月頃から情報提供させていただき、山形県との広域接種の委託契約を結ぶ予定となっております。

通知につきましては、対象年齢の方へ予診票

を含めた個別通知を発送することとしておりますので、接種可能な医療機関を予約していただいで接種していただくという流れになる予定です。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。
佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 対象者の方には個別通知をしていただくということで、本当に今までずっと念願しておりましたので、早期の対応をお願いしたいと思います。

本市ではどれぐらいの方が带状疱疹に罹患されているのでしょうか。あと、年齢とかも分かればお願いしたいと思います。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 带状疱疹の罹患者がどのくらいかということですが、本市でも昨年も御質問いただいております、国民健康保険のレセプトを2か月間にわたって抽出しました結果、2か月間で30歳代から70歳代の方まで32名の方が罹患されておりました。割合としまして、60歳以上の方が全体の約8割を占めておりましたので、国のデータと同じような傾向であると思っております。

また、ワクチンメーカーにおきまして、推計をお願いしましたところ、65歳以上の方におかれましては、年間約1.2%の方が罹患されているという試算をいただいております。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。
佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） 2か月間で32名ということでありました。

新庄市の令和6年1月現在の人口で、日本の疫学調査を基に、1年間の带状疱疹発症患者数を推計したところ、50歳以上で带状疱疹の発症が約200人程度、あと後遺症である带状疱疹後

神経痛が40人程度に生じ、それにかかるワクチン未接種の医療費は約1,200万円と算出されました。日本において带状疱疹治療にかかる医療費は年間約260億円と言われております。带状疱疹治療に係る1人当たりの医療費は約4万円であり、带状疱疹後神経痛が残存する場合には、1人当たり約13万円とされております。

また、日本における労働損失は47億円とも言われており、带状疱疹やそれに伴う合併症は経済的損失を与えることが報告されております。

带状疱疹の年齢別発症割合を見ると、50歳以上の発症が全体の65.7%となっており、50歳代と60歳代でも全体の42%を占めております。

地域住民の健康増進の観点で、定期接種の対象年齢、先ほど65歳と国と同じようでありましたけれども、定期接種の年齢50歳からが適切ではないかと考えますが、そういったお考えはどうでしょうか。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 対象年齢を50歳以上の方にしてはどうかという御意見でございます。

国のワクチン分科会における対象年齢の検討結果でございますけれども、65歳とした理由でございますが、带状疱疹の罹患率が70歳代にピークを迎えるため、70歳頃に十分なワクチン効果が発揮できるようにすること。また、ワクチンの有効性が経時的に、時間の経過に伴って一定程度減衰するというのを考慮して65歳としたものでございます。

ワクチンの効果は、不活化ワクチンであれば9年以上と言われておりますので、やはり国の知見に基づいて70歳頃に十分な効果が発揮されるような対象年齢が望ましいと考えておりますので、国の示した対象年齢で実施してまいりたいと考えております。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番(高橋富美子議員) 今回の定期接種において、市民の方々が、価格だけの選択ではなく、ワクチンの特性についてもしっかり分かった上で接種できるよう、带状疱疹に関する情報発信と啓発をよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど答弁ありましたように、3月末から通知があるということですので、しっかりそちらにも情報発信、啓発について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後に八向中学校区における施設整備計画について再質問いたします。

先月28日に八向地区3校の今後についての地区懇談会が開催されたと伺っております。この中で、どのような御意見が地区の皆様からあったのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 議長、渡辺政紀。

佐藤卓也議長 渡辺教育次長兼教育総務課長。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 先月開催させていただきました地区懇談会は、そこで何か結論を出すような場ではなくて、皆様から、地区の方々から様々な御意見をいただく場ということで開催させていただいたところでございます。

懇談会には、保護者の方など40名が出席いただきまして、懇談会でいただいた主な意見といたしましては、保護者の意見、思いを受け止めて進めていってほしい。子供たちには八向学区で育ってほしい。県外や市内外、学区外からの子供たちを受け入れることはできないのか。また、施設整備の方向性の3案の具体的な対応を教えてください。また、アンケート調査を取って、広く意見を聞いてほしいなどの意見を頂戴したところでございます。

以上でございます。

15番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番(高橋富美子議員) 今回初めて懇談会が

開催されたということでしょうか。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 議長、渡辺政紀。

佐藤卓也議長 渡辺教育次長兼教育総務課長。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 このような形で、市教育委員会といたしましては、先ほどお示した平成29年度、平成30年3月に示しました学校施設整備計画の策定後に、八向地区におけます、八向地区小中一貫推進協議会において、計画の概要などを説明しておりましたけれども、その後このような具体的に少子化の進んでいる状況とか、3校の老朽化の状況について地区の方、皆様にお話しするという機会はなかったかと思ひまして、今回初めて具体的なことを地区の皆様にお話ししたところでございます。

以上でございます。

15番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番(高橋富美子議員) この間、開催されなくて、今回初めてということで、40名の方々がいろんな思いを、多分お話をされたのではないかと思います。

今後の八向中学校区における生徒数の推移をお伺ひしたいと思ひます。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 議長、渡辺政紀。

佐藤卓也議長 渡辺教育次長兼教育総務課長。

渡辺政紀教育次長兼教育総務課長 八向中学校におけます児童生徒数の推移といたしまして、令和6年4月1日の住民基本台帳を基に、国の人口推計などで用います方法で、過去の人口動態から、将来の人口推計したところ、令和6年度の八向中学校においては、本合海小学校、升形小学校、2つの小学校で学校に通う生徒、6歳から11歳まで、2つの小学校で60名、令和6年の段階では60名、八向中学校では32名の92名でございます。

ちなみに、5年後になります令和11年には、

2つの小学校で26名、八向中学校で23名、計49名、およそ今の半数となりまして、10年後、令和16年には本合海小学校が7名、升形小学校はゼロで児童がいなくなります。八向中学校では4名の生徒で、小中合わせて11名、小学校、中学校それぞれ1桁の児童生徒数となりまして、ちなみに本合海小学校区では12年後の令和18年、升形小学校区では7年後の令和13年には、未就学児、いわゆる5歳以下の子供は誰もいなくなるという推計が出されているところでございます。

なお、こちら、住基上の数字を基にした推計でございまして、今年度の各学校におけます実際の児童生徒数は、学区外の児童通学者もいることから、1月現在、本合海小学校では23名、升形小学校では25名、八向中学校では29名、地区内に通う小学生は48名、中学生は29名、合わせて77名でございます。

また、現段階で令和7年度、この4月に小学校に入学する予定者は、本合海小学校で1名、升形小学校で2名でございます。

以上でございます。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ちょっとショックな数字でありました。入学する生徒も3名ということで、本当にこれからますます状況は悪化していくのではないかと思います。

新庄市の公共施設最適化長寿命化計画の中に、学校教育系施設の今後の方針に、将来の少子化を見据えて、適正な施設規模を検証し、校区の再編や学校の統廃合等を含めて検討します。また、児童生徒の安全性確保や教育環境の維持向上を図るため、老朽化した設備の計画的な修繕を行い、順次計画的保全へと転換しますとありました。今の御答弁を伺いまして、すぐということはいかないと思います。本当に地区の皆様としっかり懇談をしていただきながら、未来を

担う児童生徒の皆さんの将来に向けて、皆さんには最善を尽くしていただきたいと念願して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時41分 休憩

午後2時51分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

佐藤卓也議長 次に、佐藤悦子議員。

（1番佐藤悦子議員登壇）

1番（佐藤悦子議員） 現在、生鮮食品を除く食料の消費者物価指数は、去年12月と比べて、今回の12月は4.4%増だったそうです。増税や社会保険料の負担増、コロナ禍による雇い止めや失業、その後の物価高騰と、光熱費値上げで女性の貧困は一層深刻化しています。経済協力機構、OECDの加盟国の中で、日本は貧困率が最も高く15.4%、とりわけシングルマザーと高齢女性への影響が大きいです。女性が不安定雇用に偏っています。貧困対策はジェンダー平等を進める上で、政治の大きな課題だと思っています。

そこで1番、会計年度任用職員の処遇改善について質問します。

①住民の基本的な人権、命と暮らしを守るために、連日職員の皆さんは奮闘しています。しかし、正職員が大幅に減らされ、非正規である会計年度任用職員が全国的に4割にも達しています。会計年度任用職員も正規職員と同様な専門的、本格的な業務を担い、支えています。行政

運営に正職員はもちろん、会計年度任用職員の存在も欠かせないものになっています。そこで、正規職員、会計年度任用職員、それぞれの現在の人数をお聞きします。

②会計年度任用職員は、雇用に不安を募らせ、低賃金、一時金や休職制度などの違いにさいなまれています。雇い止めに遭ったり、働き続けられないなどの理由で、経験、専門性のある職員が職場を去ることは、職場にとっても住民にとってもマイナスです。そこで、給与改定と4月遡及問題についてですが、本市は令和7年4月としています。正職員に準じて、人勧のとおり令和6年4月から遡及して実施すべきではないでしょうか。

我が党の国会議員が2か月前、国会質問しました。総務省は、全ての地方公共団体を調査し、自治体職員の給与改定に必要な額を地方交付税として算定したと述べました。それが、補正予算に反映されているそうです。

③昇給実施と上限号給の撤廃についてです。専門職であっても、本市は、昇給は3年で頭打ちです。保育士、看護師、司書などの専門職は人事評価が普通であれば、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮する上限号給の撤廃で昇給できるように改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

④期末手当、勤勉手当の支給率は、再任用職員と準拠しているというのが、今準拠しているとしていますが、正職員の半分の率です。

総務省の2024年4月の調査では、市では、期末手当は84.4%、勤勉手当は82.3%が一般職と同率の支給です。金山町と大蔵村も一般職と同率でした。本市も正職員と同じ月数にすべきではないでしょうか。

⑤正規職員と同じ有給の休暇制度にすべきではないでしょうか。特に正規職員に有給で認めている保育時間、生理休暇、妊婦健診、及び保健指導、妊娠中の通勤緩和、子供の看護、短期

介護、妊産疾病は無給となっています。しかし、多くの会計年度任用職員が女性です。有給に改善することは、女性が働き続ける上で重要なことと考えますが、いかがでしょうか。

また、人事院規則15の14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正について。2024年12月2日付に基づく措置についての見解を伺います。

⑥として、フルタイムより僅かに短い勤務時間に設定するパートタイム会計年度任用職員、これが本市ではほとんどです。これは適切な勤務時間の設定、この言葉は総務省通達通知にあるのですが、と言えるのでしょうか。

1番の最後ですが、再度の任用における上限回数撤廃についての見解を伺います。公募は、欠員補充や増員のための新たな採用が生じた場合に限定すべきではないでしょうか。また、労働契約法の無期転換権のような権利を、非正規公務員にも適用させる法改正を求めべきと考えますが、見解はいかがでしょうか。

愛知県みよし市では、会計年度任用職員の報酬を最大で9.5%引き上げるとともに、正規職員での採用増も実施しています。本市でも検討してはいかがでしょうか。

大きな2つ目は、農業の担い手を支え、米の増産に転換をとということについて質問します。

①多面的機能支払交付金は、農業、農村の有する多面的機能の維持発揮を図るための地域の共同活動を支援するもの、そして担い手農家への農地集積という構造改革を推し進める、後押しするものです。

事業実施に当たって農林水産省より、令和5年10月13日に不祥事の未然防止について事務連絡が行われました。具体的に、総会など構成員の合意形成を行う。役員が行う事務は、お互いに確認し合う。日当は活動参加者本人に支払い、その受領確認を行うこと。この3つのポイントについて、本市は活動組織への指導徹底が図ら

れているか伺います。

②多面的機能支払交付金の対象となる農地について、遊休農地、これは農業委員会の令和4年度の、ネットに乗っていた資料では22ヘクタールとありましたが、これは含まれているようですが、その理由は何でしょうか。遊休農地を耕作に改善するためにも、多面的機能支払交付金は使えるということが分かりましたが、改善した実績はどのくらいあるか伺います。

次に、規模拡大については限界があるのではないのでしょうか。米などの生産物の再生産ができる価格保障と、農家への直接所得補償で担い手を支えるべきではないのでしょうか。農家の所得を増やすことが、遊休農地解消の決め手ではないかと思いますが、どうでしょうか。

また、米の価格高騰は、明らかな国による米政策の責任放棄によるものです。山形県産はえぬき白米60キロ当たり4万9,848円というのがあります。高いなという感じがしてしまうのですが、しかしそれでも1食、2分の1合、75グラム当たり62.3円です。パンや麺よりはそれでも安いです。主食である米の消費拡大、米の増産に大いに取り組もうと呼びかけ、そして支援するべきではないでしょうか。

大きな3つ目は、不登校・いじめ・自殺防止のための学校教育の提案です。

2023年記録資料を見ると、これらの問題が、子供の数は最低になっているのに、この問題行動は過去最多になっております。新庄市においても同じだと思います。それをどうやったら解決というか防止できるか、私なりの提案です。

1番。子供が学校に通って一番楽しみにしている給食、これをおいしい学校給食にし、さらに無償化してやっていくことではないでしょうか。

2つ目に、あらゆる性暴力をなくすため、包括的性教育を学び合うことはどうでしょうか。

3つ目は、学力テストの競争、比較、これは

やめていただきたい。そして、期末、中間テストではなくて、単元テストに切り替えて、さらに学校での自主学習の場を校長室の周りとか、学校の空いているところに設置することはどうでしょうか。小中学校で不登校を繰り返したある子は、学校は勉強勉強と言って息苦しい、この声を上げておりました。その原因は、この競争、比較、テスト、テストではないでしょうか。

4つ目、トイレトーパー配置と同様に、生理用品の女子トイレへの配置で、子供たちの安心をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

5つ目、ツーブロック禁止などの校則の見直しはどうでしょうか。

6つ目に、宿題はなくし、これは日新小学校がやっているということを知りましたが、それを聞いた小学校2年のお子さんがうらやましい、宿題が嫌だと叫んでいるそうです。そして、不登校を繰り返しているのです。そういう意味では、宿題はなくしていいのではないのでしょうか。

そして、小学校1年で「先生、あのね」というのがありまして、言いたいことを先生に伝える作文があるのですけれども、それを週に1回書くことを全学年に奨励して、その声を先生が聞き、書きたくないときは書かなくていいと。気持ちを書くんだよと言って、それを義務教育のときに続けさせる。これは、確実に子供に書く力がつきます。今、書く力がないのです。筆圧が弱くなっています。書かせないからです。そういう意味で、これは大事だと思います。子供の力もつきます。

次に、⑦として学校統廃合ではなく、ゆとりある小規模校、学級のよさを生かすことを奨励すべきではないでしょうか。

大きな4つ目に、介護の提供体制の危機打開と中小企業支援のために伺います。

①は、介護人材の不足と高齢化で、訪問介護の人材が足りないところに、訪問介護報酬の引

下げが行われ、介護事業所の撤退、廃業、消失が止まりません。このままでは介護が受けられない高齢者が増えるのではないかと思います、どうでしょうか。

②介護危機打開のためには、介護保険の国庫負担割合の引上げが鍵ではないかと思います。当面、訪問介護報酬引下げ分を市独自の支援で事業を支援することも、大事な産業育成ではないでしょうか。

③中小企業の社会保険料負担が中小企業を苦しめ、相次ぐ倒産を招いています。中小企業の社会保険料負担軽減の支援が必要ではないでしょうか。財源としては、過去最大となっている大企業の内部留保への課税で、抜本的な中小企業への補助を行うことができれば、確実に中小企業倒産は防げ、賃上げにもつなげることができるはずですが、これを国に要請することが必要ではないかと思います、どうでしょうか。

以上です。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、佐藤議員の御質問にお答えします。

不登校、いじめ等の学校教育に関する御質問につきましては、教育長が答弁いたしますのでよろしくお願ひします。

初めに、会計年度任用職員の処遇改善についての御質問であります、本市の職員数につきましては、令和6年4月1日現在、正職員は再任用職員を含め279人、会計年度任用職員は174人です。

次に、給与改定の遡及適用につきましては、会計年度任用職員の給与は、人事院勧告の直接の対象とはされていないことから、本市においては報酬の月額等を県内他市の状況などを総合的に判断し、遡及適用せず翌年4月から改定することといたしております。

次に、昇給と上限号給の撤廃についてですが、会計年度任用職員は、原則単年度の任用であり、継続した任用を前提とするものではないことや、職種によっては国・県の制度を利用するため、報酬の年額上限を定める必要があることなども考慮し、昇給の実施に係る設定をしております。

次に、期末勤勉手当の支給月数につきましては、人事院勧告の影響を受ける正職員である再任用職員との均衡を考慮して定めております。続きまして、有給休暇についての御質問ですが、本市会計年度任用職員の休暇は、国の非常勤職員の休暇制度を勘案して設定しております。

また、2024年12月の人事院規則の改正に関する措置といたしまして、本定例会における議案として、正職員の看護休暇の対象となる子の範囲取得事由の拡大に係る条例改正案を提案しているところであります。御可決いただいた場合は、会計年度任用職員についても規則改正を行い、正職員に準じた取扱いとする予定としております。

次に、勤務時間の設定についてですが、正規職員が行うべき業務以外の指定された業務を担うものとする会計年度任用職員の職の性質を踏まえ、任用する職において業務量や業務内容を精査した上で必要な時間を設定しているものであります。

最後の御質問であります再度の任用回数の上限の撤廃につきましては、これまで1会計年度の任用期間が満了した職員の再度の任用回数上限を4回として運用してまいりましたが、本年4月からその上限を撤廃することとしております。

次に、多面的機能支払交付金事業についての御質問にお答えします。

多面的機能支払交付金制度につきましては、各団体より提出された交付申請書等を確認する

とともに、多面的機能支払交付金の不祥事の未然防止についての通知に基づき、適宜適切に指導しているところであります。今後とも多面的機能支払交付金の適正な運用に向けて、各申請団体への指導、助言を行うとともに、不祥事の未然防止に努めてまいります。

次に、多面的機能支払交付金の対象となる農地に遊休農地は含まれているのかという御質問であります。遊休農地となった農地につきましては、耕作地に改善されなかった場合、交付対象外となっております。

次に、担い手への支援、農業所得などに関する御質問についてであります。農業者の所得向上は重要と考えておりますが、その方法につきましては様々な手法があると考えております。国においては、令和9年度以降の水田政策について見直しの方向性を示しており、詳細については来年度以降、検討していくとのことでありますので、今後とも国・県の農業政策を注視しながら、本市の農業振興に資するような施策を推進してまいります。

次に、米の増産などに関する御質問にお答えします。

米の価格高騰は、様々な要因によるものと認識しておりますが、国においては米の円滑な流通の確保を図るため、政府備蓄米の運用を見直し、現時点で21万トンを放出する決定をしております。

本市におきましても、国の需要に応じた米生産の考え方や、県の農業再生協議会が提示する生産の目安を基に、本市農業再生協議会において、令和7年産の生産の目安を前年より多く作付できるよう、昨年より引き上げて設定したところであります。

次に、介護保険の国庫負担割合の引上げについてお答えいたします。

介護保険制度につきましては、被保険者の保険料負担が過大なものとならないよう、一定の

公費が投入されております。

本市の介護保険事業につきましては、令和6年度からの3年間取り組む施策の考え方及び目標を、第9期新庄市介護保険事業計画として定めております。第9期計画では、介護給付費の増額に伴う介護保険料の増加を抑制するため、介護給付費準備基金を取り崩し、介護保険料基準額を前期と同額とする対応を行っておりますので、現計画におきましては市独自の支援については考えておりません。

介護保険の国費負担割合の見直しにつきましては、全国市長会でも国に対して申し入れているところでありますので、今後の国の動向を注視してまいります。

最後に、中小企業の社会保険料負担軽減と賃上げについての御質問にお答えいたします。

中小企業の社会保険料負担軽減と賃上げにつきましては、企業の人材確保と労働者の生活安定の観点から重要であると捉えておりますが、資本主義、市場経済の下では、企業の成長を通じて、賃上げや社会保険料負担軽減につながっていくことが重要であると認識しております。

そのため本市といたしましては、ただ単に社会保険料の負担軽減や賃上げのみを直接的に補助する制度では、かえって企業の持続的な成長を妨げる一因となりかねないため、国に対して直接、補助を大幅に増額することについての要請は考えておりませんが、今後も国・県及び関係費機関等と連携し、中小企業に対して生産性向上などの支援を行うことにより、賃上げも含めた企業の自立的かつ継続的な成長を促し、地域経済の好循環を構築することにより、地域経済の発展につなげていくことで、本市の産業振興を目指すべき方向であると考えております。

それでは、私からは以上でございます。

津田 浩教育長 議長、津田 浩。

佐藤卓也議長 津田教育長。

津田 浩教育長 それでは、不登校・いじめ等の

学校教育に関する質問にお答えいたします。

初めに、おいしい給食及び学校給食費の無償化についての御質問でございますけれども、学校給食については、今後も物価高騰が継続することが予想されますが、できるだけ地元産農産物を使用しながら、質を維持し、量を減らすことなく、子供たちへおいしい給食が提供できるよう努めてまいります。

学校給食費につきましては、来年度も継続して補助を実施する予定としており、保護者負担の軽減を図りたいと考えておりますが、無償化につきましては、国でも議論されている中で、その動向を注視しながら検討してまいります。

次に、包括的性教育についての御質問にお答えいたします。

市内の小中義務教育学校におきましては、学習指導要領に基づき、保健の授業の中で心と体の発育・発達や、性感染症とその予防について学習しております。

また、養護教諭を中心に、性的な発達の適育等について指導しており、中学校家庭においては、LGBTQのようなマイノリティーに対する多様性の理解が進んでおります。例えば制服について、スカート、スラックスが選択できるようにするなど、日常の中での性の多様性を認める土壌づくりを行っております。また、外部講師による講演を行い、性に関する理解を深めることで、自分や相手を大切に思う心の育成にもつなげているところでございます。

性犯罪については、SNS等を通じた被害が多いことから、スマートフォンやタブレット等の使い方の視点から各校で指導を行っており、警察署や専門機関から講師を招いて学ぶ機会をつくっております。

性犯罪、性暴力の被害者だけでなく、加害者や傍観者にならないことも重要であり、今後も性に関する正しい理解と自他を思う心を育成する教育を行ってまいります。

次に、単元テストへの切替えと自主学習の場の設置についての御質問にお答えいたします。

市内どの学校におきましても、学力テストにおける児童生徒間の比較は行っておらず、定期テストや単元テストは、学習の定着度の確認を通して、児童生徒が自身の理解度を振り返り、これからの学びにつなげていったり、教師が児童生徒の実態を把握し、支援方法を考えたりする目的で行っております。

単元テストにつきましては、児童生徒が、自分の理解を確認したり、スモールステップで確実に理解を深めていけるよう、各教科の中で必要に応じて行っているところであります。

学校での自主学習の場の提供については、既に空き教室や図書室を活用して自由に学習できる場所をつくっている学校がございます。これからも児童生徒がよりよく学べる環境づくりを進められるよう、児童生徒の声を大事にしながら取り組んでまいります。

次に、生理用品の女子トイレの配置についての御質問にお答えいたします。

生理用品につきましては、児童生徒が必要に応じて使用できるよう、常時学校の保健室に準備しております。義務教育の発達段階においては、子供たちの心理、体調、家庭環境の変化など、様々な事情に養護教諭が配慮しながら対応することが必要であると捉えておりますので、これまで同様、養護教諭を中心に保健室で対応してまいります。

次に、ツーブロック禁止などの校則の見直しについてお答えいたします。

本市における校則は、各学校において個別に定められており、見直しにつきましては、これまで伝統として伝わってきたものを、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえた現代版に変えていくよう、生徒の声を大切にし、生徒の手によって改定を進めております。校則の見直しは、規則に対する理解を深め、校則を自分たちのも

のとして守っていかうとすることを養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会になるものと考えております。

今後も自分たちの学校生活をよりよくするためのルールを主体的につくり出せる活動を進めていくよう指導してまいります。

次に、宿題をなくし、子供の意見表明を大切にすべきという御質問にお答えいたします。

市内各校においては、子供の主体性を育む家庭教育を重視し、子供自身が家庭学習の計画を立てたり、興味・関心のあることを調べたり、家庭学習で学んだことが次の授業とつながるような課題を提示したりと、工夫して取り組んでいるところでございます。

そのような家庭学習の1つとして、授業で疑問に思ったことや、できてうれしかったことを書いたり、学校や家庭での出来事や自分の思いを書いたりすることも効果的であると捉えております。

子供が自由に意見を言えるということは、子供の人権を守る上でも非常に大切であると捉えております。今後も学校では、意見表明の場を意図的に作り出していくことや、何でも相談できるような信頼関係を、教職員と子供の間で、築いていくことに努めてまいります。

次に、学校の統廃合についての御質問にお答えいたします。

学校の施設整備につきましては、保護者や地域の方々と協議を重ねながら進めており、これまで2つの義務教育学校を建設してまいりました。今後は、建設した義務教育学校の成果などの検証を十分に行った上で、児童生徒の急激な減少や社会情勢の変化などを踏まえながら、平成30年に策定した学校施設整備計画の見直しも含め、これからの本市の学校整備に関する方向性について、調査研究しながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） どうもありがとうございました。

会計年度任用職員のことについてなのですが、人勤の対象とされてないというお答えがありました。しかし、令和6年12月27日総務省自治行政局公務員部長、会計年度任用職員制度の適正な運用等についての通知が市長に出ています。ここでは、会計年度任用職員の給与改定について、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することと書いてあり、さらに会計年度任用職員の給与改定に伴い必要となる財源については、本年、令和6年11月29日に公表された令和6年度補正予算（第1号）に伴う対応等について示されたとおり、確保されていると書いてあります。つまり、交付税で措置されているのが、会計年度任用職員の給与改定、人勤に沿った給与改定はしなければならない、財源は入っていると言われております。

新庄市でやらないということではありますが、来年4月からということになっておりますが、これははっきり言って交付税の目的外使用であり、自治体の財政運営上、極めて重大な疑義が発生することになるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 私からお答えさせていただきます。

まずは、総務省の取扱いでございますが、この部分につきましては、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じてと書かれておりますので、その分の交付税措置は行われているんだろうなどは解釈されます。

ただし、その交付税はそれに使いなさいとい

う目的を持って交付されるものではございません。何に使用するかは、各地方自治体の裁量に任されております。ということで、交付税の目的外使用などということはありません。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 村山市や最上町、大蔵村、舟形町、山形市など15の市町村は、正規職員に準じて人勧のとおり、今年度の令和6年4月から遡及して実施しています。総務省は、国会においても会計年度任用職員の給与改定のために交付税措置していると答えております。それを使わないというのは、総務省の意図に反する、そしてまた新庄市の会計年度任用職員を差別していると私は考えるのですが、どうですか。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 会計年度任用職員の給与の遡及に関しては、まだ全国的にも遡及している自治体、していない自治体とばらばらでございます。

その中で、先ほど市長答弁にもございましたように、会計年度任用職員の給与の取扱いにつきましては、人事院、県人事委員会の対象となっていないというようなことが理由の1つとして挙げられます。

また、他市の同等の勤務時間の会計年度任用職員の額を比較しますと、当市の水準が平均して2万3,000円ほど高いといったような状況でございます。その分、年収にしてほぼ同額になるだろうと試算しているところでございます。しかし、県内、それから全国の自治体の対応などから、また来年度の対応については、引き続き検討は行ってまいりたいと思っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 今年度もしかしたらお辞めになる方がおられれば、その方には本当は出していただきたい。出さないまま終わるということは、残念なことだと私は思います。

そういう意味で、このように新庄市だけ会計年度任用職員への給与改定が遅れている状況というのは、新庄市の市民の暮らしにも大きな影響を与えるものだと思うので、今後このような遅れるようなことのないようにしていただきたいということをお願いします。

それから、勤務時間の設定についてなのですが、この同じ総務省の通知によりますと、時間外勤務など発生することがあれば、時間外勤務があれば、会計年度任用職員を常勤と同じ条件にすべきなのではないかということも書いてあるのですが、そういったことは考えてないでしょうか。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 西田総務課長。

西田裕子総務課長 会計年度任用職員の勤務時間を、フルタイムの時間帯としてはどうかという御質問かと思えます。

会計年度任用職員と申しますのは、地方公共団体における行政需要の多様化に対応しまして、公務の能率的、また適正な運営を推進することを目的に、令和2年度から地方自治法に規定された制度でございます。

業務につきましては、配属された部署内で常勤職員が行うべき業務以外の指定された業務を担うものとされているところです。そうした業務量や業務内容から適正な時間を設定しているというところでございますので、フルタイムの任用ということは、現在のところ考えておりませんが、必要に応じて、フルタイムの任用の職員もおりますということは御承知いただきたいと思えます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 市として必要な仕事であれば、また働きたい人がフルタイムで働きたいと言えば、退職金も発生することですし、そのことを保障することも考えながら、フルタイムで使うべき人は使っていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、2番の多面的機能支払交付金についてですが、市内のある組織の令和1年から3年の決算報告では、年2回、1回当たり33人に3,000円ずつ、共同作業への日当が支出されていましたが、地域住民が調査したところ18人の参加者本人がこれを受領してないと署名していました。3つのポイントが守られず、不適切な処理が行われた場合、交付金の返還となるのではないですか。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 そういう事案が明確になった場合については、返還の対象にもなり得るだろうと思います。そちらについては、確認の上、対応したいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） お願いします。

市内の米の高騰問題ですが、イオンで見た話ですが、つや姫は10キロ8,400円。ということは、60キロで5万400円です。はえぬきは10キロで7,400円、60キロにすると4万4,400円です。これ白米なのですが、市内農家は集荷のとき、これに近いお金がもらえていると見ていますか。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉敏彦農林課長。

柏倉敏彦農林課長 どこまで発言していいかわかりませんが、各集荷団体の概算金からすれば、その値には至っていないと認識していま

す。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） ということは、農家の皆さんは、決してこのようなことで物すごくもっているわけではないと思うのです。集荷業者以降の、あるいはその前後の投機的な自由販売、そういうことがこういうことになっている気がするのですけれども、違いますか。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員に申し上げます。市の行政に対して質問をお願いします。よろしくをお願いします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 本当は市内の農家の皆さんが再生産できる、再生産のやる気が出る集荷のときの生産者の価格、これこそが上がって保障されるべきなのです。それがろくに上がりもしないで、ほとんど農家には米が残っていないと言われていています。それなのに、足りない、足りないと言われて、スーパーなどで、途中のあるいはスーパーがもうけているのか分かりませんが、そういう状況なのです。そうならないようにするためにも、農家を続けてもらうためにも、本当は再生産を支える価格保障、所得補償、これが国でやられるべきだと思うのです。これを国に対して強く求め、さらに市内で独自に米の消費拡大、そして直接買って、必要な市内の皆さんに米が適正な価格で渡るように、市の行政の在り方として農家を守り、消費者を守る、そういう米消費拡大、そういった立場を取ることはできないでしょうか。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉敏彦農林課長。

柏倉敏彦農林課長 佐藤議員がおっしゃる制度がよいか悪いかは別としまして、そういう農家の方が持続可能な農業を継続できるよう、国に対

して要望は続けていきたいと考えています。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 次に、教育問題なのですが、包括的性教育についてです。

実は、今日衝撃的だったのですが、高校生がある学校で性関係があったのではないかという話がありました。これは、私は女性の幸せを全然考えていないと思います。女性を性的商品として見る女性蔑視、フジテレビの元タレントの性暴力、こういったものの女性を蔑視する考えが蔓延していると。そういうことから、高校生の問題が起きているように思います。

私は、小中学校の段階で、歯止め規定というのがあるんですが、性教育を制限しております。そうではなくて、女性の人権、女性の心身の健康、妊娠や出産をめぐる自己決定権を守る、そういう互いに互いを尊重し合う人間関係を築くための考え方やスキル、これを学べるのが包括的性教育です。それらが今の子供たちに絶対不可欠だと思うのです。どうですか。

杉沼一史学校教育課長 議長、杉沼一史。

佐藤卓也議長 杉沼学校教育課長。

杉沼一史学校教育課長 ただいま議員からお話しいただきました、性暴力も含めた包括的性教育ということで、当然ながら性教育の包括的な部分といたしましては、ジェンダーの平等ですとか、性の多様性を含む人権教育というものを基盤としたものでございます。そういった意味では、文部科学省が示す性教育の部分の中で、性行為等については、詳しくは学ばない部分はございますが、それ以外の人権の部分については、非常に現在各学校においてしっかりと学びを行っているところでございます。

特に新庄市につきましては、以前もお答えしたことがございますが、養護教諭を中心としたそういった性指導の原案をつくりまして、その

後県も同じようなものをつくりました。

現在、養護教諭を中心に学校全体でそういった人権問題に取りかかっておりますし、本当に児童生徒については、多様性という部分で、もしかすると大人よりも進んでいるような、そういった可能性も秘めているなど実感しているところでございます。

これからもしっかりと力を入れてまいります。よろしくをお願いします。

佐藤卓也議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

佐藤卓也議長 お諮りいたします。

今期定例会の本会議を明日3月7日から20日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を3月7日から20日まで休会し、3月21日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時42分 散会

令和7年3月定例会会議録（第4号）

令和7年3月21日 金曜日 午前10時00分開議
議長 佐藤 卓也 副議長 今田 浩徳

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	8番	鈴木法学	議員
9番	辺見孝太	議員	10番	渡部正七	議員
11番	新田道尋	議員	13番	伊藤健一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸 聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山 浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	高橋 学
上下水道課長	阿部和也	会計管理者長 兼会計課長	加藤 功
教育長	津田 浩	教育次長 兼教育総務課長	渡辺政紀
学校教育課主幹	三原 恵	社会教育課長	今田 新
監査委員	須田泰博	監査委員 事務局長	伊藤幸枝

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	井上徹
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 事務局長	大江周

事務局出席者職氏名

局長	山科雅寛	局長補佐	高橋智江
主事	小野一樹	主事	秋葉佑太

議事日程（第4号）

令和7年3月21日 金曜日 午前10時00分開議

（予算特別委員長報告、採決）

- 日程第 1 議案第10号令和7年度新庄市一般会計予算
- 日程第 2 議案第11号令和7年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第12号令和7年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第13号令和7年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第14号令和7年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第 6 議案第15号令和7年度新庄市下水道事業会計予算

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第 7 議案第16号新庄市課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第17号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第18号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第19号新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 請願第1号ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願書

（産業厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第12 議案第20号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第21号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例及び新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第22号新庄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

日程第 1 5 議案第 2 3 号字の区域の変更について

日程第 1 6 議案第 2 4 号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のほか

日程第 1 7 議会案第 2 号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 1 8 議会案第 3 号ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める
意見書の提出について

日程第 1 9 閉会中の継続調査申し出について

開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者はありません。

なお、学校教育課長が欠席のため、学校教育課より三原恵主幹が出席しておりますので御了承願います。

ここで阿部上下水道課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

阿部和也上下水道課長 議長、阿部和也。

佐藤卓也議長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 おはようございます。

3月17日の予算特別委員会の令和7年度新庄市下水道事業会計予算の審査での佐藤悦子委員の質疑の中で、公共下水道管渠の整備開始時期を昭和58年度と申し上げましたが、正しくは昭和60年度でしたので、訂正させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 それでは、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

予算特別委員長報告

佐藤卓也議長 日程第1議案第10号令和7年度新庄市一般会計予算から日程第6議案第15号令和7年度新庄市下水道事業会計予算までの議案計6件を一括議題といたします。

本件に関し予算特別委員長の報告を求めます。
予算特別委員長渡部正七議員。

（渡部正七予算特別委員長登壇）

渡部正七予算特別委員長 おはようございます。

私から、予算特別委員会における審査の経過

と結果について御報告いたします。

なお、予算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

予算特別委員会に付託された案件は、議案第10号令和7年度新庄市一般会計予算から議案第15号令和7年度新庄市下水道事業会計予算までの計6件であります。予算特別委員会は、3月12日、13日、17日の3日間にわたり活発な議論の下に慎重な審査が行われたところであります。

初めに、議案第10号令和7年度新庄市一般会計予算につきましては、各委員より数多くの質疑があり、活発な議論が交わされました。

その後、原案についての討論に入り、佐藤悦子委員より反対の討論、辺見孝太委員より賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和7年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和7年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第12号令和7年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第14号令和7年度新庄市水道事業会計予算、議案第15号令和7年度新庄市下水道事業会計予算、この議案4件につきましては、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、付託されました議案6件の予算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 お諮りいたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思っております。これに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、委員長報告のうち、質疑、討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第10号令和7年度新庄市一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

佐藤卓也議長 それでは、締め切ります。

賛成15票、反対1票、賛成多数であります。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第13号令和7年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

佐藤卓也議長 それでは締め切ります。

賛成15票、反対1票、賛成多数であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものとした議案第11号令和7年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第12号令和7年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第14号令和7年度新庄市水道事業会計予算、議案第15号令和7年度新庄市下水道事業会計予算の議案4件について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号、議案第12号、議案第14号及び議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

総務文教常任委員長報告

佐藤卓也議長 日程第7議案第16号新庄市課設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第11請願第1号ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願書までの5件を一括議題といたします。

本件に関し総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁議員。

(山科正仁総務文教常任委員長登壇)

山科正仁総務文教常任委員長 それでは、私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は議案4件、請願1件です。審査のために、3月11日午前10時より議員協議会室において委員7名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第16号新庄市課設置条例の一部を改正する条例については、総務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。質疑は特になく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、総務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、本市独自ではなく上位法に基づく条例改正かといった質疑があり、総務課からは、上位法である国の法律の施行に伴う改正になるとの説明がありました。

その後、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、総務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、定年前再任用短時間勤務職員とは60歳以降の定年前の職員を指しているのかといった質疑があり、総務課からは、定年前に一旦辞めた職員で、そしてさらに65歳まで働きたいといった場合、再任用として任用できるために、定年前再任用という言葉を使っているとの説明がありました。

その他、宿泊費の高騰を考慮し、職員の旅費規程の見直しも検討すべきではないかといった意見がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、総合政策課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。質疑は特になく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願書については、総務課職員の出席を求め、審査を行いました。

審査に入り、委員より、戦争をやめていただきたいということを日本政府こそが働きかけるべきで、一刻も早く意見書を上げてやるべきだといった意見が出されました。その後、採決の結果、請願第1号については、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第16号新庄市課設置条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第16号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第17号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第18号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第19号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願書について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

産業厚生常任委員長報告

佐藤卓也議長 日程第12議案第20号新庄市特定教

育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第16議案第24号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてまでの5件を一括議題といたします。

本件に関し産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長新田道尋議員。

(新田道尋産業厚生常任委員長登壇)

新田道尋産業厚生常任委員長 私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案5件です。審査のため、3月10日午前10時より、議員協議会室において委員9名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第23号字の区域の変更については、農林課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第23号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第24号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例については、商工観光課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第24号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号から議案第22号までの議案3件は、子育て推進課の出席を求め、審査を行いました。

議案第20号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から、1番上の子が22歳で、2番目、3番目の子が0歳、1歳でも無償化の対象となるのかとの質疑がありました。子育て

推進課からは、第1子をカウントする年齢について市の事業として22歳まで引き上げるということであり、同時入所でない場合でも、第1子としてカウントすることで負担軽減を図る考えであるとの説明がありました。

ほかの委員からは、無償化の対象を拡充することで、市の負担はどの程度生ずるのかとの質疑があり、子育て推進課からは、令和6年度は、国の第3階層、第4階層までの負担軽減として減額となる保育料は836万4,000円である。令和7年度に拡充したことにより軽減される額は2,934万8,000円と試算しているとの説明がありました。

その他、児童手当が所得制限を撤廃したように、保育料無償化についても所得制限を縮小していくことが望ましいといった意見や、母子世帯・父子世帯の保育料無償化について、I階層、J階層の世帯数について保育料を無償化したことにより市の負担が増加した分は、地方交付税の対象となるのかといった質疑がありましたが、採決の結果、議案第20号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例及び新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から、連携施設との連携内容、利用者数についての質疑がありましたが、採決の結果、議案第21号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第22号新庄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、市町村が認定した

乳児等通園支援事業者は市内にどのぐらいあるのかとの質疑がありました。子育て推進課からは、事業の実施は市で基準等を審査して認可することになる。認可は令和7年度以降に行うため、現時点で実施できる事業者はないとの説明がありました。

ほかの委員からは、一般型については、在園児と合同でこども誰でも通園制度を利用することのだが、国では、一般型の中でも専用室をつくって運用されるケースもあるとしている。市では在園児と合同という方法を取るのかとの質疑があり、子育て推進課からは、在園児と分けて運用したほうがいいのではないかと思うが、実際に事業者が選択して実施していくことになるとの説明がありました。

また、障がいの有無にかかわらず利用できるとなっているが、そのための体制づくりをどのように進めるのかとの質疑がありました。子育て推進課からは、現在、通常の保育の中で障がいを持った方も受入れをいただいているとの説明がありました。

ほかの委員からは、現段階で実施の意向がある事業者を把握しているのかとの質疑がありました。子育て推進課からは、1月に国の基準が出された後、意向調査を実施したところ、今後実施を考えたいという事業者があったとの説明がありました。

その他、市の0歳児から2歳児までの未就園児の人数についての質疑がありましたが、採決の結果、第22号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 それでは、ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第20号新庄市特定教育・保育施

設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第20号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例及び新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第21号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号新庄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番(佐藤悦子議員) 議案22号の乳児等通園支援事業についてなのですが、こども誰でも通園制度と言われるものです。このことについて委員長報告では、実施したいという調査では事業者がおられて、実施される方向に向かっていると思います。

ところで、デメリットという点で、保育現場の負担が増えると言われ、さらに、保育士の人手不足が悪化する懸念があると。それから、在園児と同室であった場合、同室で保育すべきか見定める必要があるというデメリットがあるということが分かりましたが、デメリットに対して、保育の現場の負担、保育士の不足、今でも、人手不足と言われる現場と言われています。

このことに対して、保育士を、実際やるとなったら余裕をつけて配置できるのか。その点について話し合われたのか、お願いします。

新田道尋産業厚生常任委員長 議長、新田道尋。

佐藤卓也議長 産業厚生常任委員長新田道尋議員。

新田道尋産業厚生常任委員長 ただいま質疑がありました件につきましては、委員会ではそのデメリットに対する質疑はほとんどありません。心配がなかったものというふうに察しております。

以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番(佐藤悦子議員) 人員配置基準というのがありますが、0歳児は子供3人に保育士1人以上と日本の場合はなっています。それから、1歳や2歳の場合は子供6人に保育士1人以上という配置になっております。こういう中で、現場の保育士は、トイレに行く暇もないほど忙しいと言われております。

確かに子供3歳未満の子供を見とりますと、1人であっても目を離せない。そういう子供たちが数人いる中で、保育士が四苦八苦しているような状況です。

ほかの国の状況を見ますと、イギリスは、1歳の場合3人に1人、2歳の場合4人に1人というふうに、少しというか、かなりだと思えますが、日本に比べて余裕がある状況になっています。それは日本の場合、乳幼児の保育士基準が非常に厳しいというか、保育士にとっても大変な保育状況です。

そういう中に対して、このような誰でも通園で月10時間を上限にしていますが、申し込んで来たときに、受け入れる体制が本当にあるのか、子供の安全、保育士の対応ができるのかという問題があるように思いますが、そういう点、話し合いはなかったのかお聞きします。

新田道尋産業厚生常任委員長 議長、新田道尋。

佐藤卓也議長 産業厚生常任委員長新田道尋議員。

新田道尋産業厚生常任委員長 ただいまの件については、子育て推進課の説明によりますと、そのケースに総合して、実際には事業者がいろいろと検討を選択して行っていくものというふうな説明がありました。

委員会の委員の中ではそういうふうなやりとりはありませんでした。

以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番(佐藤悦子議員) 事業者が選択した場合、現場の保育士の足りない部分を前もってやると

なったら、正職員1人分は最低でも1事業者に対して増やす必要があると思います。その点の予算は出すというふうになるのかお聞きします。その話はあったのか。

新田道尋産業厚生常任委員長 議長、新田道尋。

佐藤卓也議長 産業厚生常任委員長新田道尋議員。

新田道尋産業厚生常任委員長 ただいまの質問に対しては、委員会での質疑はありませんでした。以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議がありますので、評決システムにより採決を行います。

議案第22号については、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

佐藤卓也議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号字の区域の変更について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第23号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第24号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時47分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

日 程 の 追 加

佐藤卓也議長 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長山科正仁議員。

(山科正仁議会運営委員長登壇)

山科正仁議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告申し上げます。

本日午前11時43分から議会運営委員6名出席の下、議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議したところであります。

協議の結果を申し上げます。

議会案第2号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例についてと議会案第3号ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める意見書の提出についての議会案2件及び閉会中継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての御報告といたします。

よろしく申し上げます。

佐藤卓也議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告のありました議会案2件及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議会案2件及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに決しました。

日程第17議会案第2号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例について

佐藤卓也議長 日程第17議会案第2号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長山科正仁議員。

(山科正仁議会運営委員長登壇)

山科正仁議会運営委員長 議会案第2号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例について、会議規則第17条第2項の規定により御提出申し上げます。

提出者は私、議会運営委員会委員長山科正仁でございます。

改正の理由でございますが、議案末尾に記載してありますとおり、行政組織の変更に伴い、所管する常任委員会を定めるため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、総務文教常任委員会の所管として新設された防災危機管理課を加え、また、産業厚生常任委員会所管の環境課の名称を環境エネルギー課と変更するとともに、その他必要な規定の整備を行うものであります。

施行期日につきましては、令和7年4月1日とするものでございます。

以上、御審議いただき御決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました議会議案第2号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第2号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第2号は、討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議会議案第2号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第18議会議案第3号ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める意見書の提出について

佐藤卓也議長 日程第18議会議案第3号ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁議員。

（山科正仁総務文教常任委員長登壇）

山科正仁総務文教常任委員長 議会議案第3号ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める意見書の提出について。上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和7年3月21日。

新庄市議会議長佐藤卓也殿。

別紙をお読みします。

ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時停戦等の実現を求める意見書。

イスラエルとパレスチナのイスラム勢力ハマスの軍事衝突により、ガザ地区において多くの尊い人命が深刻な危機的状況にさらされ、市街地に甚大な被害をもたらしている。国連総会では、人道目的で休戦を求める決議が採択されている。

一方、ロシアによるウクライナ侵略もいまだに続いている。世界中の人々がこの事態に心を痛め、一刻も早い解決を希求している。

これ以上民間人の命が犠牲にならないように、全ての当事者が国際法を遵守し、即時停戦と人質の即時解放、人道支援物資と医療の提供を通じた人道的危機の改善を求める。

記。

1、イスラエルに、ガザへの住民虐殺をやめ、ガザ住民への国連による人道支援活動の保証を求めること。

2、イスラエルとパレスチナに、互いに独立国として認め、平和的に共生し合う関係になる

ことを求めること。

3、ロシアにウクライナへの侵略を直ちにやめ、領土返還するよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長宛て、参議院議長宛て、内閣総理大臣宛て、外務大臣宛て、防衛大臣宛て。

提出者、新庄市議会総務文教常任委員会委員長山科正仁。

以上です。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました議会案第3号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第3号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第3号は、討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議会案第3号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、

議会案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第19 閉会中の継続調査申し出について

佐藤卓也議長 日程第19、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の活動について、各委員長より閉会中の継続調査の申出がありますので、申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については、各委員長の申出のとおり決しました。

閉 会

佐藤卓也議長 ここで市長より御挨拶があります。山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 令和6年度3月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私どもが提出いたしました予算案並びに各種議案に関して全て御承認、御可決いただきまして、どうもありがとうございます。

速やかな予算執行に努めてまいりますとともに、この間、皆様方からいただきました御意見を重く受け止め、参考にしてまいります。どうぞよろしく申し上げます。

そしてまた、新たに2つの課を設置することになりました。防災危機管理課並びに環境エネルギー課でございます。

これもまた時代の変化、そして様々な状況に

即応するための課でございます。これも皆様から御理解いただきまして、ありがとうございます。しっかりと市民の安全安心のために、課の運営に努力してまいりたいというふうに思います。

そしてまた、何といたっても来年度は新庄開府400年、そして新庄まつり270年の記念すべき年でございます。

議会の皆様からいろいろ御協力、御意見をいただきながら、新庄市の1つの歴史であります空間を皆さんと共有し、市民の心に残る1つの形にしてまいりたいと思いますので、よろしく御指導をお願いいたしますとともに、私どもスローガンとしております「新たな時代に向けて挑戦するまちづくり」というふうなことをしっかりと進めていくとともに、持続可能な市政の運営並びに市民の皆様の幸せをしっかりと支えていくべく頑張ってまいりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

佐藤卓也議長 以上をもちまして、令和7年3月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

午前11時11分 閉会

新庄市議会議長 佐藤卓也

会議録署名議員 田中 功

〃 〃 新田道尋